

御 殿 場 市 都 市 計 画

マスタープラン

～地域活力の創出と安全・安心のまちづくり～



平成23年3月
御殿場市

市長あいさつ



～ 地域活力の創出と安全・安心のまちづくりをめざして ～

地方分権が日々推進されるなか、地域の役割はますます重要となっています。人口減少と少子高齢化社会の進展とともに産業構造の変化や地域経済の低迷が続くなか、これからは、地域の責任と工夫で、自らが未来に向かってまちづくりを担い、地域活力の創出と安全・安心な社会を築く時代となりました。

さて、市街化区域と市街化調整区域、いわゆる線引きに代表される都市計画の基本理念は、現在と未来に生きる市民が、秩序ある都市空間の中で豊かに快適に暮らすことを願って行う「規制と誘導の理念」です。これを「まちづくり」と表現するとき、まちづくりをどのようなルールで進めるべきか、その基本となる方針が本マスタープランとなります。

本市で都市計画マスタープランが最初に策定されてから早や 10 年の歳月が経過しますが、今日、限られた財源のもとでさまざまな行政課題への対応が求められるなか、「地域活力の創出」と「安全・安心のまちづくり」の実現は、行政だけでなく「民」との連携がテーマになっていくと言えます。

このテーマをもとにまちづくりを進めていくため、私たちは「御殿場型 NPM※」とともに「市民協働のまちづくり」を一つの行政手段として掲げ、取り組んでいます。本市独自の効率的な行政経営とともに、市民と一緒に英知を絞り汗をかくことが、厳しい都市間競争の時代を生き抜いていくための鍵となるはずです。

現在と未来に生きる市民が、住んでよかったと実感できる、「緑きらきら、人いきいき、御殿場」の実現を目指してまちづくりを進めていくために、まずは 10 年後、20 年後の御殿場市があるべき姿に想いをめぐらせ、本書をご活用されますことを祈念いたします。

結びに、御殿場市都市計画マスタープランの策定にあたり、御殿場市都市計画審議会の委員の皆様をはじめ、多くのご提言をいただきました市議会議員の皆様、マスタープラン懇話会において熱心に議論していただいた構成員の皆様、地域別説明会やみんなの声を活かす意見公募等において様々な意見をお寄せいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 23 年 3 月

御殿場市長

若 林 洋 平

※NPMとは、New Public Management（ニューパブリックマネジメント）の略で、「新公共経営」と訳され、行政に民間企業の経営理論や経営手法を導入することで、効率的で質の高い行政サービスの提供を目的とします。また、御殿場型とは、単に効率性だけを追求するのではなく、心が通い、温かさや思いやりをもって、市民とともに行政経営を行っていくことを意味しています。

御殿場市都市計画マスタープラン

目 次

第1章 はじめに

1－1	都市計画マスタープランの見直しの趣旨	1－ 1
1－2	都市計画マスタープランの役割	1－ 1
1－3	計画の目標年次	1－ 2
1－4	計画の対象区域	1－ 3
1－5	計画の位置づけ	1－ 3

第2章 都市状況

2－1	上位計画の概要	2－ 1
2－2	社会・経済状況の動向とまちづくりの課題	2－ 4
2－3	まちづくりの課題と市民ニーズを踏まえた 都市づくりのキーワード	2－ 9

第3章 将来都市像

3－1	将来都市像と都市の目標	3－ 1
3－2	将来フレームの設定	3－ 3
3－3	将来の都市構造	3－ 4

第4章 全体構想

4－1	土地利用の方針	4－ 1
4－2	施設整備の方針	4－ 7
4－3	都市環境計画	4-16

第5章 地域別構想

5－1	御殿場地域	5－ 2
5－2	富士岡地域	5－ 9
5－3	原里地域	5-16
5－4	玉穂地域	5-23
5－5	印野地域	5-30
5－6	高根地域	5-37

参考資料

用語一覧 ----- 参- 1

本文のなかで※印がある用語についての説明

みんなの声を活かす意見公募における主な意見（要旨） ----- 参- 6

名簿 ----- 参- 8



第1章 はじめに

— 第1章 はじめに —

1-1 都市計画マスタープランの見直しの趣旨

本市には、富士山や箱根山麓を始めとする恵まれた自然環境と首都圏に近い立地条件などを生かした国内有数の観光・商業施設や、近代史に登場する著名人の別荘など避暑地・保養地としての特性を生かした地域固有の施設とともに、日本の先端技術を担う大企業の工場や研究・研修施設なども数多く進出しており、富士山と箱根山を背景とした緑と歴史情緒ある豊かな地方都市として、年々、その存在感を増してきました。

一方、世界経済の先行きは依然として不透明な中、日本の人口は今後緩やかに減少し、地方分権の進展など本市の財政運営はますます厳しくなることが予想されており、限られた財源で必要なインフラ整備をどのように進めるかが、今後の大きな課題となります。

このような状況下、平成32年度に開通予定の新東名高速道路のインパクトを市としてどう受け止めていくか、富士山や箱根山麓等の優れた周辺景観を生かしながら美しいまちづくりに向けていかに歩みだすか、地域資源を守りながら地域の活力をいかに創出するか、高齢化社会に必要な安全対策や気候変動に伴う防災のあり方をどうするのかなど、新しい時代に必要な都市計画の方針をもう一度ここで考えておく必要性が高まっています。

そこで、時代の転換点に立ったいま、未来の市民が住みよいまちづくりを進めるため、地域活力、安全・安心をテーマとして都市計画マスタープランを見直すものです。

1-2 都市計画マスタープランの役割

■都市計画決定等の方向を示す役割

本計画は、都市計画法第18条の2の規定に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。

市町村が定める都市計画は、この方針に即して定めることとなり、本市における土地利用及び都市施設^{※1}などの個別の都市計画の決定・変更に際し、その方向性を示す役割を担います。

■都市づくりを市民とともに進めるための役割

本計画は、人口減少、少子・高齢社会の到来、地方分権の進展など、本市を取り巻く社会情勢の変化等を勘案したうえで、富士山をはじめとする緑豊かな自然や市西部に位置する東富士演習場などの本市独自の地域性を踏まえたうえで、地域活力の創出と豊かで暮らしやすい都市づくりを市民と協働で進める役割を担います。

また、都市計画マスタープランは、都市全域を対象に都市構造、都市空間形成の基本的考え方や土地利用、施設整備等の方針を定めた全体構想と、都市を6つの地域に分け各々におけるまちづくりの方針等を定めた地域別構想によって構成します。

都市の将来像を表現するにあたっては、以下の内容を示すことにより行います。

※1：都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設。道路・鉄道などの交通施設や、公園等の公共空地、電気・ガス・上下水道などの供給処理施設、教育文化施設などを指す。

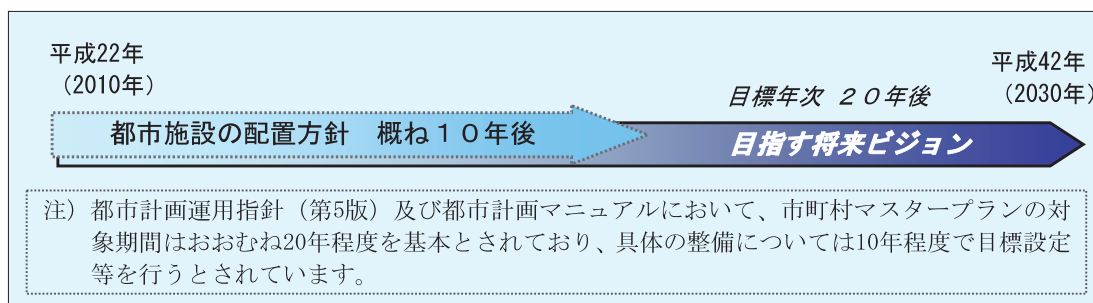
- ①都市の環境や機能性を高めるため類似の土地利用が行われるべき区域を一定のゾーンとして色分けしてエリアを示す「ゾーニング」
- ②既存の施設の集積や将来構造を勘案し、都市に必要な機能を戦略的に確保すべき区域を点的に示す「拠点」
- ③都市構造を規定する観点などから重要な交通動線や緑地を線的に示す「軸・ネットワーク」

これらに基づき具体的都市計画の決定、事業の実施、土地利用の規制・誘導等を行うことなどにより、将来像の実現を図るものです。

1-3 計画の目標年次

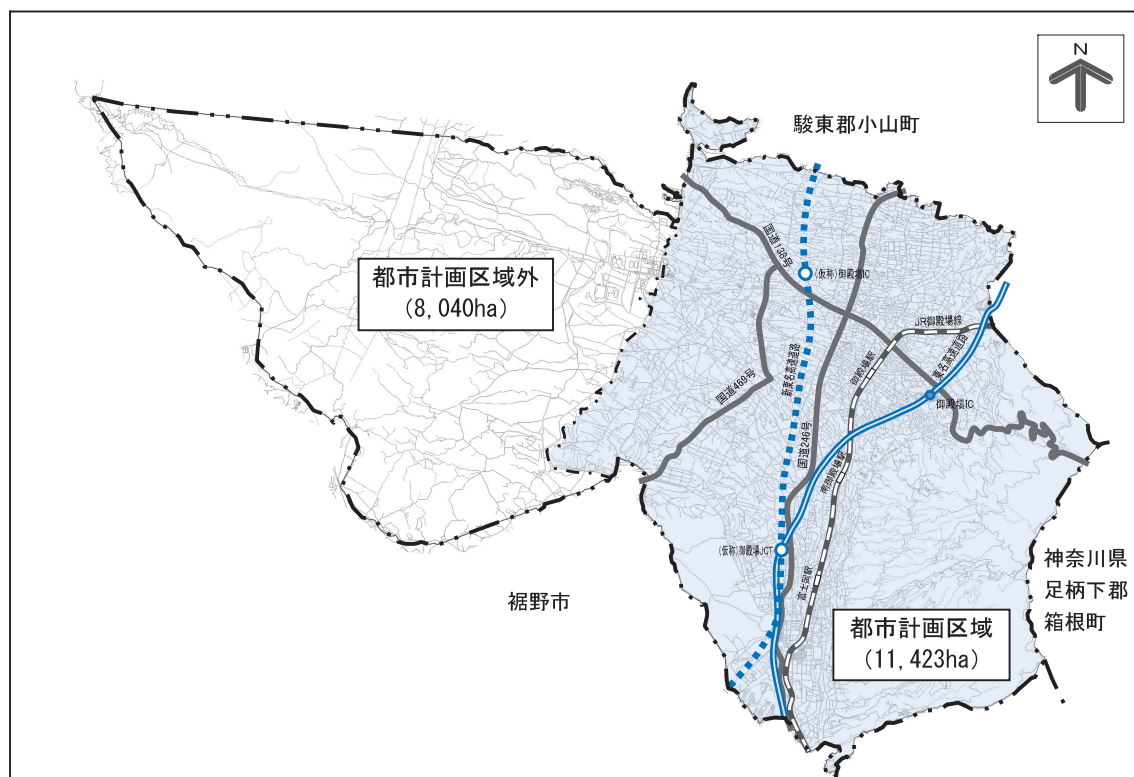
本計画の目標年次は、長期的な都市の将来ビジョンの実現を目指し、20年後の平成42年（2030年）とします。

なお、将来ビジョンの実現に向けた都市施設の配置方針は概ね10年後と位置づけるほか、土地利用や都市計画に関わる社会情勢の変化や、市民のまちづくりに関する意識の変化などにあわせ、必要に応じて、適宜見直しを図っていく方針とします。



1-4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、一体の都市として総合的に整備、開発、保全をする必要があり都市計画の対象となる範囲内（都市計画区域※¹）とします。対象となる都市計画区域は、演習場を除く約 11,423ha とします。



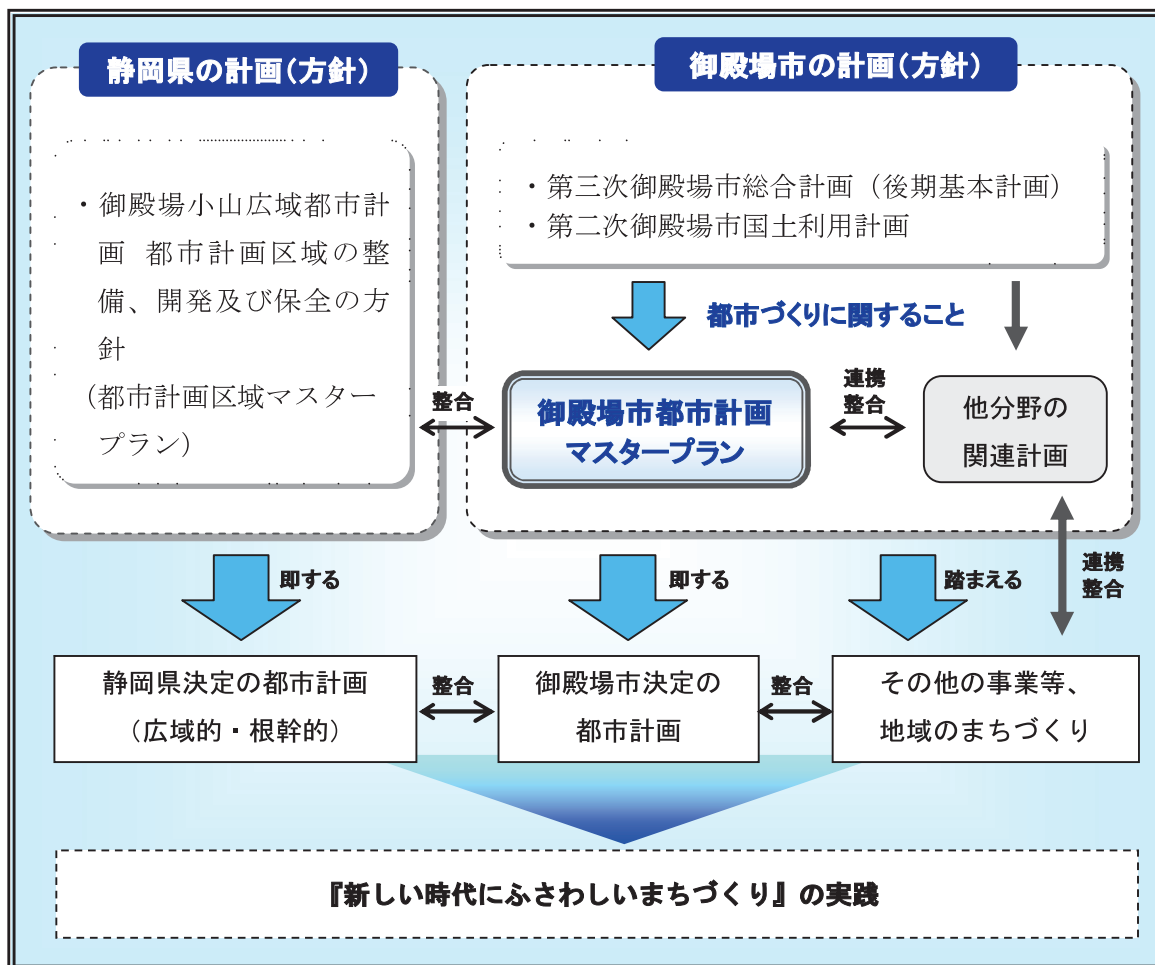
■計画対象区域

1-5 計画の位置づけ

本計画は、都市計画法が定めるとおり、「第三次御殿場市総合計画（後期基本計画）」及び「第二次御殿場市国土利用計画」並びに「御殿場小山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画に即して、定めます。

また、広域的な社会情勢の変化や、市独自の変化に柔軟に対応していくため、静岡県や御殿場市に関連するその他の各計画とも連携・整合を図りながら、新しい時代にふさわしいまちづくりを目指します。

※1：自然的条件や社会的条件、人口、土地利用、交通量などを勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域（都市計画法第5条）。



■都市計画マスタープランの位置づけ



第 2 章 都市状況

第2章 都市状況

2-1 上位計画の概要

(1) 御殿場小山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成22年12月）

○目標年次

平成37年（将来都市構造の目標年次）

平成27年（区域区分、都市施設の整備等の目標年次）

○都市づくりの基本理念

- ①富士山麓の恵まれた環境資源の保全と、緑豊かな都市圏の形成
- ②両市町の連携に基づく高度な都市機能を備えた都市の形成
- ③豊かな自然環境と調和した先端技術産業ゾーンの形成
- ④国際的な広域観光・レクリエーション※¹ネットワーク拠点都市の形成
- ⑤住民参加による安全で豊かな都市の形成

○地域毎の市街地像

●住宅地域

住居系用途地域※²は、安全性、快適性及び利便性に優れた居住環境の質的向上を図る。

●商業・業務地域

商業・業務地域は、区域の核としての魅力向上を図る。

●工業地域

今後とも工業機能の強化を図るとともに、緑化の推進等により周辺環境と調和した工業地としての維持・向上を図る。

●農業地域

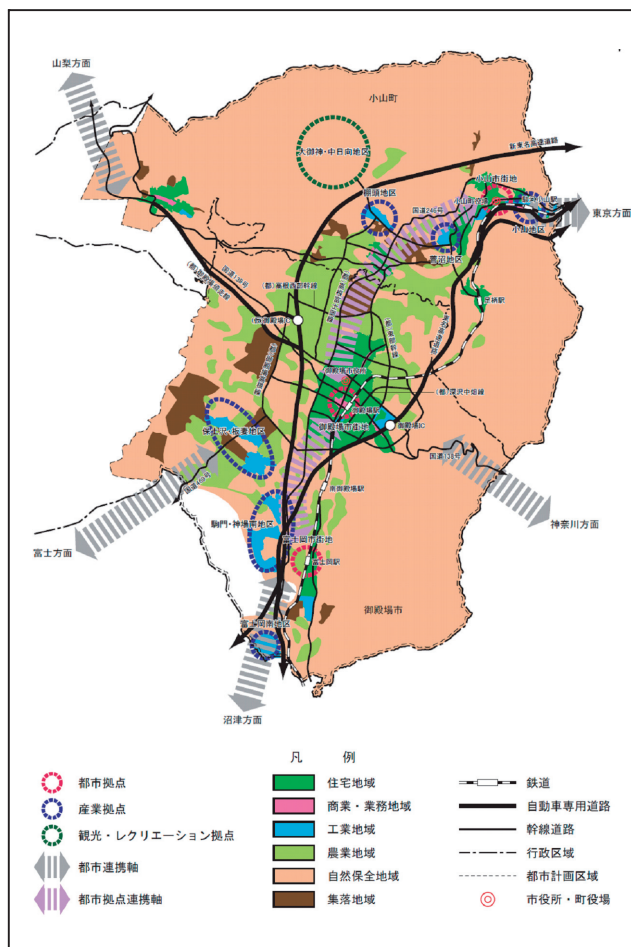
農業生産基盤整備事業の受益地は、本地域の農業生産の中核をなす優良な農業基盤に位置づけ保全を図る。

●集落地域

集落地は、集落内の環境整備等により、良好な居住環境の実現を目指す。

●自然保全地域

上記に区分されない地域は、自然保全地域とし、都市計画制度に基づく保全を検討する。



■将来市街地像図

※1：仕事や勉強などの疲れを癒し、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養、娯楽。

※2：都市機能の維持・増進、居住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率などについて制限を行う制度。

(2) 第三次 御殿場市総合計画（後期基本計画 平成 21 年度～平成 27 年度）

○目標年次

平成 27 年

○将来都市像

緑きらきら、人いきいき、御殿場

○基本目標

- ①富士山のように大きな心を持つ人になろう
- ②健康で安全・安心な生活を築こう
- ③人と自然に優しいまちをつくろう
- ④豊かで活力ある産業を育てよう
- ⑤明るく元気の出る御殿場をつくろう

○土地利用方針

●自然保全ゾーン

自然環境や身近な緑を保全していくゾーン。

●（農業等による）自然環境形成ゾーン

農地と宅地がバランスよく保たれる環境としていくゾーン。

●生活系（住宅系）のゾーン

主に住宅地・商業地を中心として、環境基盤を整えていくゾーン。

●工業・流通系のゾーン

都市基盤を整えて工業を集積するゾーン。

●東富士演習場関連ゾーン

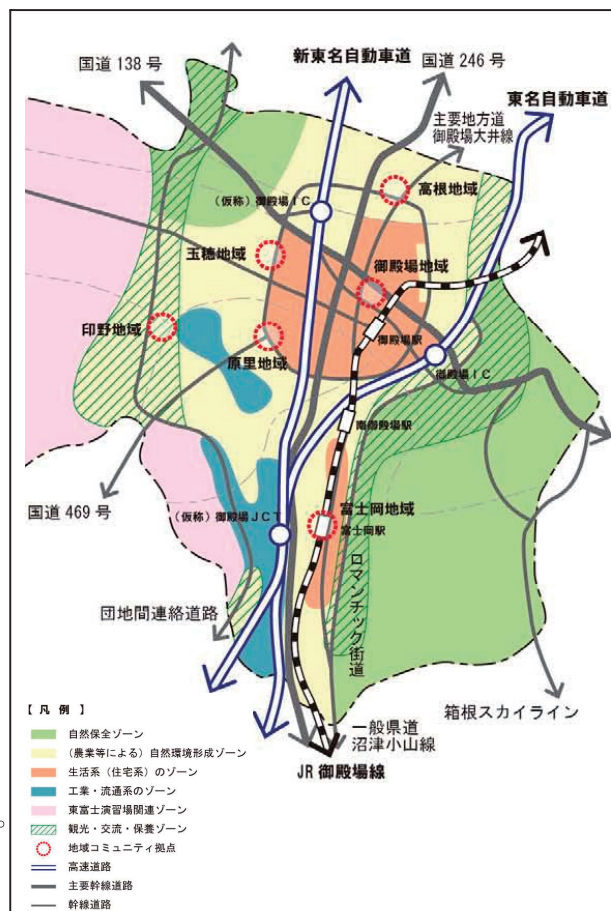
東富士演習場などの防衛施設の用地は、市民生活への影響に留意しながら、関係機関などとの調整に努める。

●観光・交流・保養ゾーン

富士山麓、箱根外輪山山麓において、自然資源、歴史資源、レクリエーション資源を生かし観光交流を図るゾーン。

●地域コミュニティ※¹ 拠点

各地域の支所、小中学校、生活関連施設が集積する地域の拠点。



■将来土地利用概念図

※1：居住する人々が共同体としての意識を持って生活する一定の地域や、その人々の集団。

(3) 第二次 御殿場市国土利用計画（平成 13 年 6 月 13 日議決）

○目標年次

平成 27 年

○人口及び産業の見通し

人 口：88,000 人（平成 27 年）、世帯数：33,000 世帯（平成 27 年）
従業人口：第一次産業 1,800 人、第二次産業 13,600 人、第三次産業 35,700 人

○基本方針

- ①自然と共生するまちづくり ②災害に強い安全なまちづくり
③快適で潤いのあるまちづくり ④産業の活性化に資するまちづくり
⑤第二東名自動車道の開通を見通した計画的なまちづくり ⑥皆で築くまちづくり

○利用区分別の国土利用の基本方向

●農用地

ほ場整備^{※1}などにより集団化された優良農地は、今後も積極的に保全します。

●森林

森林は緑地として、また自然との触れ合いの場などとして保全します。

●水面、河川、水路

河川、水路は、治水機能の充実による災害の防止、安全性の向上、自然環境の保全・創出に配慮しつつ整備を進めるとともに、良好な水質の保全、確保に努めます。

●道路

道路は、安全で快適な市街地形成を図るため、歩行者に配慮したゆとりと潤いや、防災機能などを加味した整備を進めます。また、農林道の整備を進めます。

●宅地

- ・住宅地は、今後予想される人口の動向に対応しつつ、都市基盤整備を計画的に進め、ゆとりと潤いに満ちた計画的な住宅市街地の形成や景観形成を図ります。
- ・工業用地は、本市の持つ豊かな自然環境や交通条件の優位性を生かした企業の誘致を図ります。また、環境上の問題が発生しないよう周辺環境への配慮に努めます。
- ・商業業務用地である J R 御殿場駅周辺は、本市の中心商業業務地としての都市基盤整備を進め、商業業務施設、公共公益施設の計画的な立地を図ります。国道 246 号や 138 号、469 号などの幹線道路沿いは、地元商店街との共存、道路景観への配慮などを図ります。

●公用・公共用地

文教施設、厚生・福祉施設、公園・緑地などは、環境保全、都市防災機能にも配慮し体系的に配置します。特に、公園・緑地は量的拡大や質的向上を図ります。

●東富士演習場

東富士演習場などの防衛施設の用地については、自然環境、生活環境との調和を図るとともに、地元権利者などとの総合的な調整を図っていきます。

●富士山

原生的な自然地域である富士山は、自然環境の保全を積極的に進めます。また、まちの借景として良好な市街地景観を形成するため有効利用を図ります。

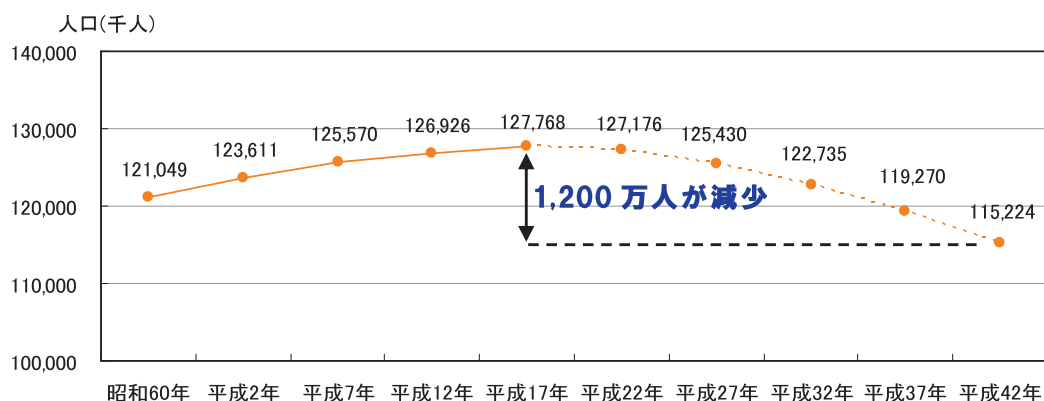
※1：小さな区画の農地を、大きな区画に整理し、併せて用排水路、農道などを計画的、効率的に配置するとともに、農地の集団化を図り生産性を向上させるための整備を行うこと。

(1) 社会環境の変化

1) 少子・高齢化、人口減少社会の到来

- ・我が国の年少人口（0～14歳）は、減少傾向が続き、平成42年時点の総人口に占める割合は9.7%、一方、高齢者人口の割合は、30%を超えると予測されています。
- ・また、我が国は人口減少が進行し、平成42年には、平成17年と比較し約1,200万人減少することが予測されています。

■日本の将来推計人口（推計）



資料：国立社会保障・人口問題研究所

■本市のまちづくりの課題

本市は、全国的な動向と比べ、緩やかではありますが、少子・高齢化、人口減少等の進展が予測され、対応が求められます。

このため、保健、医療、福祉などの行政需要が増大するなかでも、誰もが安全・安心に生活し、安定した企業活動ができるまちづくりを進める必要があります。

- ・安心して歩ける歩道整備の推進
- ・建築物のユニバーサルデザイン※¹ 化の推進
- ・あんしん歩行エリアの充実
- ・高齢者等の自立した社会参加の推進

2) 市民協働型社会の進展

- ・公共サービスの多くは、これまで行政が担ってきました。しかし、公共サービスに対するニーズは高度化、多様化しており、財政的にも能力的にも行政だけで応えることは困難になっています。
- ・住民が主体となって様々なまちづくりに取り組むNPO※² 団体数は、平成12年から21年の間に、全国では3,156団体から8,997団体に、静岡県では87団体から903団体と、ともに約10倍になっています。

■本市のまちづくりの課題

市民の多様なニーズに的確に対応できるよう、行政と市民、NPOやボランティア団体、事業者など、ともに公共サービスを担う「新たな公」の概念を普及していくとともに、協働によるまちづくりを実践していく必要があります。

- ・NPO活動の推進
- ・協働のまちづくりの推進
- ・アダプトプログラム※³ の推進

※1：多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

※2：ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

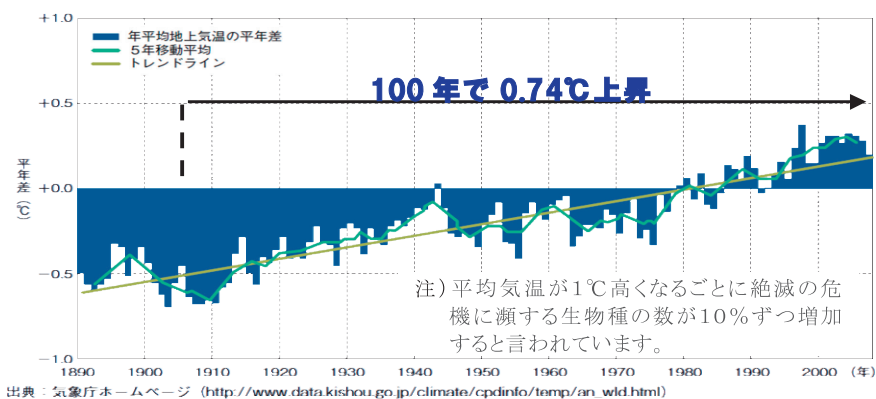
※3：一定区画の公共の場所を、市民が美化を行い、行政がこれを支援するもの。

(2) 自然環境の変化

1) 地球の温暖化

- ・石油や石炭など化石燃料の大量消費により、膨大な量の二酸化炭素が大気中に排出されて、地球の平均気温は過去100年間で0.74℃上昇したと言われています。
- ・地球温暖化の進行に伴い、動植物の生態系や人間の生活環境に深刻な影響が生じるおそれがあり、その原因となる温室効果ガス※¹の排出量削減が急務となっています。
- ・我が国の温室効果ガス削減の中期目標実現に向けた具体的な取り組みとして、太陽光発電やCO₂の排出量が少ない次世代車の導入などの対策が急がれています。

■世界の年平均気温の平年差



■本市のまちづくりの課題

環境に優しいライフスタイル実現のため、市民一人ひとりが節電や節水、過度の自動車利用を控えるなどの省エネに努める必要があります。

- ・低炭素に配慮したまちづくりの推進
- ・富士山などの自然環境の保全、活用
- ・資源循環型まちづくりの推進

2) 自然災害の頻発

- ・近年、地球温暖化に起因すると思われる局地的な豪雨の発生や大型の台風の発生・接近、海面水位の上昇などが観測され、洪水や土砂災害、高潮災害による被害の増大が懸念されています。
- ・日本は、世界でも有数の地震発生国であることから、地震による建物倒壊や延焼火災、地すべりなどの被害が多発しています。

■本市のまちづくりの課題

本市では、東海地震や神奈川西部地震などによる被害が想定され、災害から市民の生命と財産を守ることが最も重要かつ基本的な課題となっています。

このため、災害による被害の発生を防ぐ「防災」と、被害想定のもとで被害の低減を図る「減災」の両面から安全・安心を確保することが必要です。

- ・河川整備の推進
- ・建築物の耐震化と家庭内家具等の転倒防止の推進
- ・情報共有の充実
- ・防災マップの充実
- ・避難地・避難路の充実

※1：太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある大気中の二酸化炭素やメタンなどの総称。

（３）産業・経済環境の変化

１）経済危機・雇用の低下

- ・リーマンショック後の世界経済が立ち直りを見せている中、国内の景気動向の先行きは依然として不透明な状態が続いています。
- ・完全失業率※^１（全年齢）は、平成 19 年には 3.9%まで減少しましたが、平成 20 年の世界的な金融危機を境に 5.2%まで上昇しています。特に、15～24 歳では 9.3%と高い数値を示しています。

■本市のまちづくりの課題

本市においても、経済状況が不安定ではありますが、活力あるまちへの転換に向けては、既存産業の充実や、環境や健康といった世界共通の課題に対応した新たな産業の育成・支援等が必要です。

- ・交流人口の増加
- ・新産業の育成・支援
- ・既存産業の支援
- ・新たな工業用地の整備

２）農業の衰退

- ・日本の農業は、後継者不足・従事者の高齢化及び農産物価格の低迷や農地の宅地化等により、農地面積は減少し、耕作放棄地が増加しています。
- ・本市においても、昭和 60 年以降、農家数、耕地面積ともに減少傾向にあり、平成 10 年から 20 年の 10 年間で、約 160ha の農地が減少しています。

■本市のまちづくりの課題

本市は、住宅地等と一団の農地が混在する状況で都市が形成されてきました。このため、農地と居住環境を総合的に考慮し、生産性の高い農業の育成と快適な居住環境の整備が必要です。

- ・ほ場整備事業の推進
- ・優良農地の保全
- ・体験農業等による農業交流の推進

３）国内消費の低下

- ・デフレ経済が長引いている国内においては、購買意欲や消費能力の低下がみられ、全国的に地域活力の創出につながる新しい方策が求められています。
- ・地域経済の活性化、雇用機会の増大等を目的として、平成 18 年に「観光立国推進基本法」が制定され、国は訪日外国人旅行者数を平成 32 年までに 2,500 万人とする目標を掲げています。

■本市のまちづくりの課題

本市では、富士山をはじめとする国内有数の観光資源があるため、地域活力の維持・創出に向けて、交流人口の拡大が期待できる観光関連の施策に、これまで以上に取り組んでいく必要があります。

- ・滞在型観光の推進
- ・地域資源を活かした魅力的な景観形成の推進
- ・観光資源をネットワークする道路網整備の推進
- ・市民交流を促進するまちづくりの推進

※１：「労働力人口」に占める「完全失業者（次の３つの条件を満たすもの、①仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった②仕事があればすぐ就くことができる③調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた）」の割合。

（４）都市環境の変化

１）道路整備等の必要性

- ・都市計画道路※^１は、機能的な都市活動を支えるために必要な都市施設として定められていますが、高度成長期の市街地拡大や自動車交通の増大を前提に計画されたものが多く、またその整備には長期間を要していることから、変化に対応した整備が求められています。
- ・高度情報社会に対応するため、光ファイバー等の高度情報通信網の充実が必要となっています。

■本市のまちづくりの課題

中心市街地活性化に伴う都市基盤の整備や、新東名高速道路の開通に伴い、都市計画道路の必要性が一層強まることが予想されます。

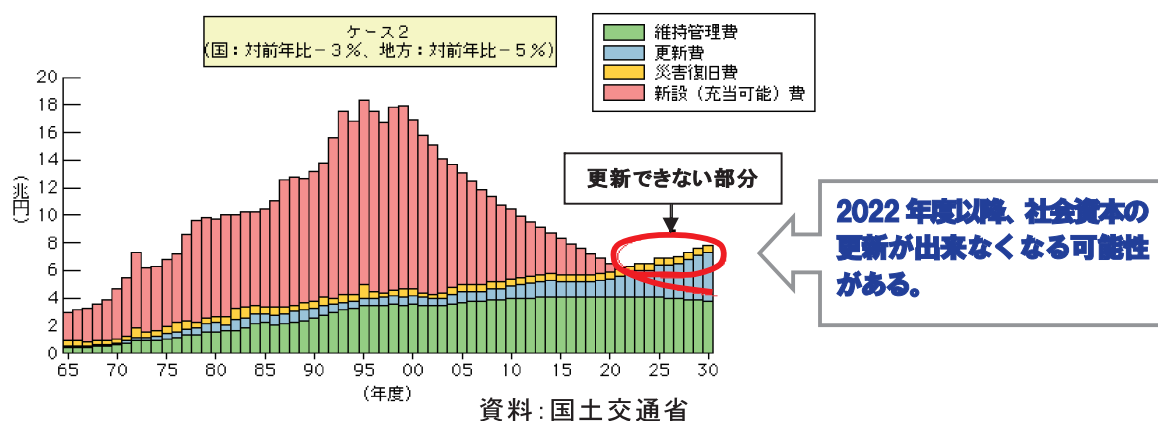
このため、公共投資が縮小する傾向にある中で、優先的に整備が必要な道路への集中投資や、都市計画道路の必要性の検討等に取り組むことが必要です。

- ・骨格的な都市計画道路や主要な生活道路の整備
- ・都市計画道路の再検証
- ・情報通信ネットワークの充実

２）維持管理費の増大

- ・我が国の道路や橋等の社会資本は戦後から増加してきており、金額にして約 512 兆円（1998 年現在、1990 年価格）に達しているといわれています。
- ・多くの道路や橋等は建設後 30～40 年を経過し、更新あるいは大規模な改修が必要な時期がきています。

■インフラ（道路・橋等）の維持管理・更新の見通し（全国）



■本市のまちづくりの課題

少子・高齢化、人口減少等の社会情勢の変化に伴い、インフラ整備が減少する一方で、維持管理費が増加し、将来的に持続可能な都市経営に支障をきたすことが想定されます。

このため、これまで整備してきた道路等の都市基盤を効率的に維持管理していくことが必要です。

- ・橋梁長寿命化修繕計画の推進
- ・生態系に配慮した河川等の整備
- ・アセットマネジメント※^２の策定と推進

※^１：都市計画法に基づいて都市計画決定した道路。

※^２：道路や橋等を資産として捉え、道路構造物の状態を客観的に把握・評価し、計画的かつ効率的に管理すること。

3) 土地利用規制の強化と自主性

- ・まちづくり三法（都市計画法、中心市街地活性化法、大店立地法）が平成 18 年に改正され、無秩序な市街地の拡散に対する規制が厳しくなっています。
- ・一方では、人口減少や高齢化が進展するなか、地方分権による地域の活力の創出が求められ、地域の実情に応じて主体的に土地利用の方向を決定できるようになりました。

■本市のまちづくりの課題

本市は、昭和 51 年 10 月 12 日の線引き※¹ 以前からの既存集落の形態が維持されており、市街化調整区域※² の開発を一律に規制することは難しい状況にあります。

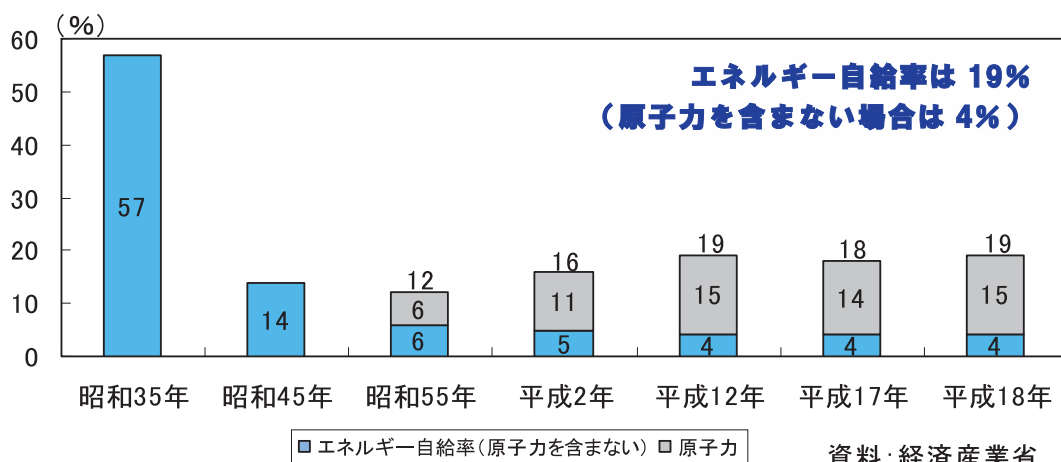
このため、本市の成り立ちの特異性を活かし、自然環境と調和した活力ある地域づくりを推進することが必要です。

- ・中心市街地の活性化の推進
- ・市街化調整区域の地区計画等の検討

4) 環境共生型社会の進展

- ・経済や産業の発展に伴い生活が豊かになる一方で、環境問題が発生し、深刻化しつつあります。
- ・我が国のエネルギー自給率は、水力、廃棄物、地熱、太陽光による 4 % にすぎず、準国産エネルギーとして位置づけられる原子力を含めても約 19 % であるため、これまで利用されていなかった工場等の排熱などの未利用エネルギーの活用が求められています。

■エネルギー自給率の推移（全国）



■本市のまちづくりの課題

本市は、富士山麓や箱根外輪山といった緑豊かな自然環境を有していることから、人の営みと自然が共生しつつ、環境負荷が少なく、エネルギー効率のよい都市を次の世代に引き継いでいくことが必要です。

- ・再生可能エネルギーの活用の推進
- ・エコ住宅の普及促進
- ・資源循環型のまちづくりの推進

※1：都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域とに分ける制度。

※2：優れた自然環境や農地を守るため、市街化を抑制する区域（都市計画法第7条第3項）。

2-3 まちづくりの課題と市民ニーズを踏まえた都市づくりのキーワード

これまで考察してきた本市のまちづくりの課題と、別途行った市民意識調査からみえる本市のまちづくりに対する要望を、次のようなキーワード（目標）に大きく分け定めます。

《安心定住》快適に暮らし、安全・安心して住めるまち

【まちづくりの課題】

- ・ 少子・高齢化、人口減少社会への対応
- ・ 都市計画道路等の都市施設の整備
- ・ 都市基盤の効率的な維持
- ・ 防災と減災への両面からの対応

【市民のニーズ】

- ・ 快適、便利に暮らせるまち
- ・ 安心して暮らせるまち
- ・ 高齢社会に対応した公共交通の整備
- ・ 安全に歩ける道路づくり

《自然》豊かな自然環境を守り、育て、継承するまち

【まちづくりの課題】

- ・ 持続可能な発展を目指したまち
- ・ 人の営みと自然との共生
- ・ 自然環境と調和した活力あるまち
- ・ 自然に恵まれた都市景観の保持・増進

【市民のニーズ】

- ・ 自然環境と調和し景観に優れたまち
- ・ 市街地内の都市緑化の充実
- ・ 自然を満喫し、散策できる公園の整備
- ・ 自然豊かな河川の整備

《活力》活気に満ちた産業環境のあるまち

【まちづくりの課題】

- ・ 新たな産業の育成や支援
- ・ 生産性の高い農業の育成
- ・ 地域活力の維持や交流人口の拡大
- ・ 都市計画道路等の都市施設の整備

【市民のニーズ】

- ・ 工業地、商業地の拡大
- ・ 適正な農地の保全
- ・ 観光地自体の整備や保全
- ・ 企業誘致の推進

《交流》交流が豊かで、もてなしのあるまち

【まちづくりの課題】

- ・ 少子・高齢化、人口減少社会への対応
- ・ 市民協働によるまちづくり
- ・ 地域活力の維持や交流人口の拡大
- ・ 情報通信ネットワークの充実

【市民のニーズ】

- ・ 観光地を繋ぐ道路ネットワークの整備
- ・ 花や緑があふれるまちづくりへの参加
- ・ 魅力ある観光地の整備
- ・ 箱根側から見る富士の景観活用



第 3 章 将来都市像

第3章 将来都市像

3-1 将来都市像と都市の目標

都市の将来都市像は、第三次御殿場市総合計画との整合を図り『緑きらきら、人いきいき、御殿場』と設定したうえで、今回の策定テーマを「地域活力の創出と安全・安心のまちづくり」とし、今後の都市づくりに向けた目標を以下に整理します。

(将来都市像)

「緑きらきら、人いきいき、御殿場」

テーマ 地域活力の創出と安全・安心のまちづくり
～「御殿場型NPM」と「市民協働のまちづくり」～

《安心定住》 **快適に暮らし、安全・安心して住めるまち**

子どもからお年寄りまで、幅広い世代が快適に暮らし、安全・安心して住み続けることができる都市づくりを目指します。

《自然》 **豊かな自然環境を守り、育て、継承するまち**

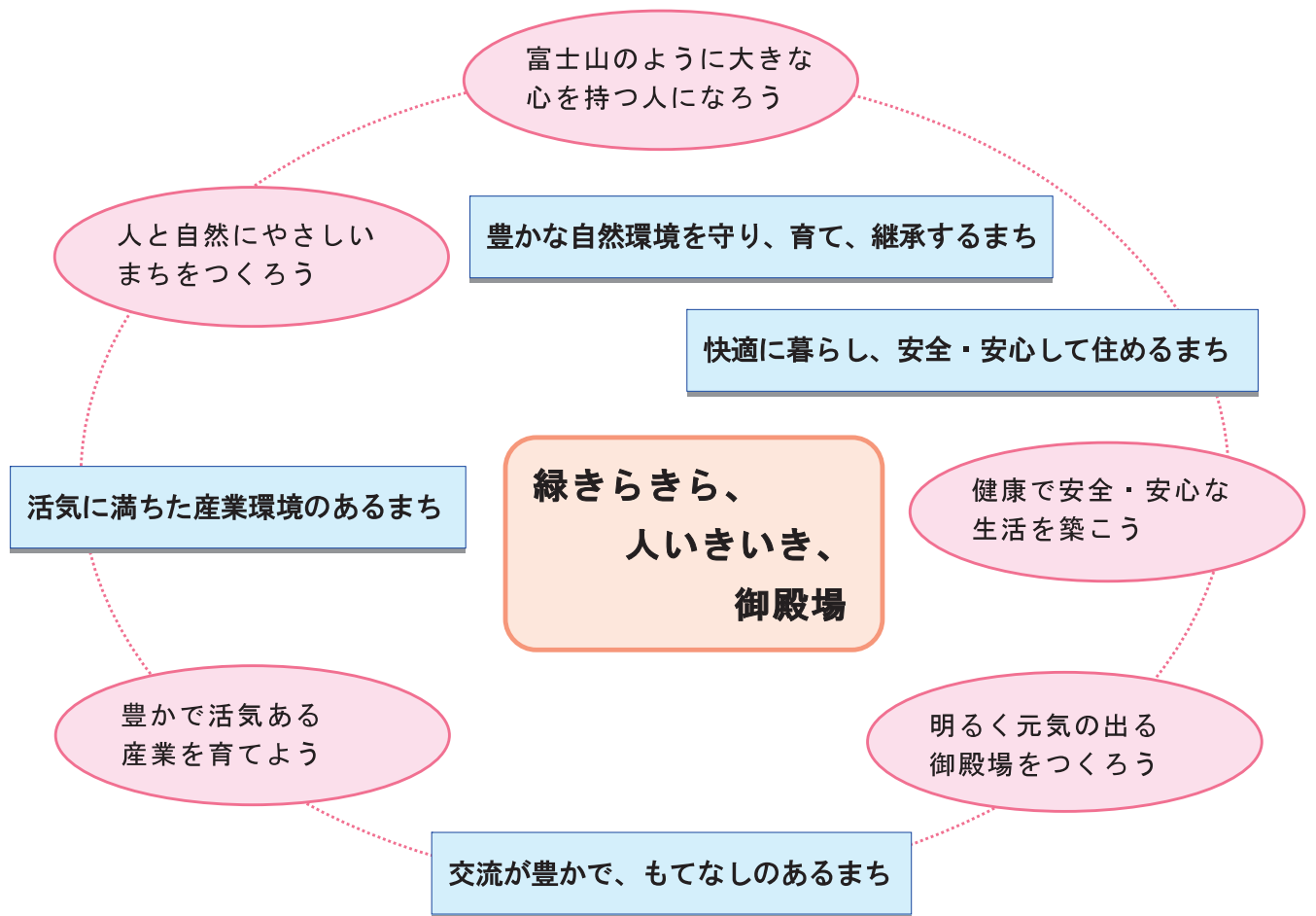
富士山や箱根外輪山を始めとする豊かな自然環境を保全するとともに新たな自然の創出にも努め、次世代に継承していくことを目指します。

《活力》 **活気に満ちた産業環境のあるまち**

恵まれた立地条件を活かして、工業、流通、商業、観光などそれぞれの産業基盤を整え、活気に満ちた産業環境の形成を図ります。

《交流》 **交流が豊かで、もてなしのあるまち**

NPOなどの「新たな公」が自ら考え、活動するとともに、交通基盤などを整備しネットワークを充実させることで、市の内外にわたる交流人口の増加を目指します。

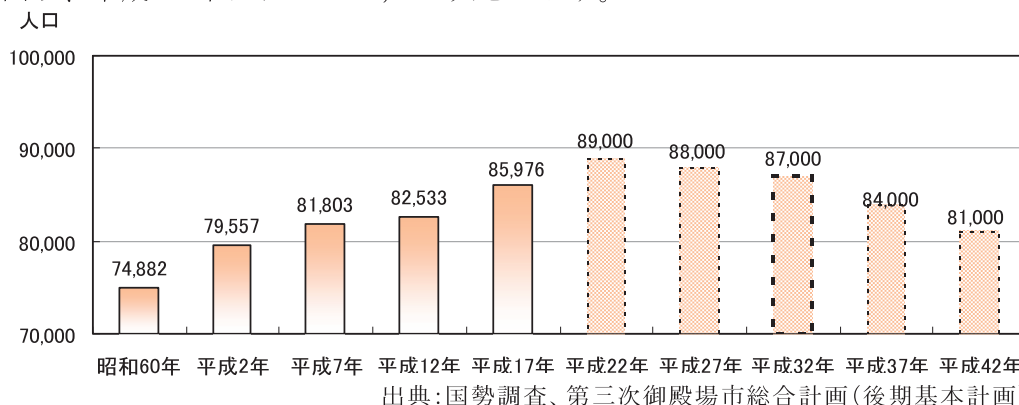


3-2 将来フレームの設定

(1) 各フレームの設定

■将来人口フレーム

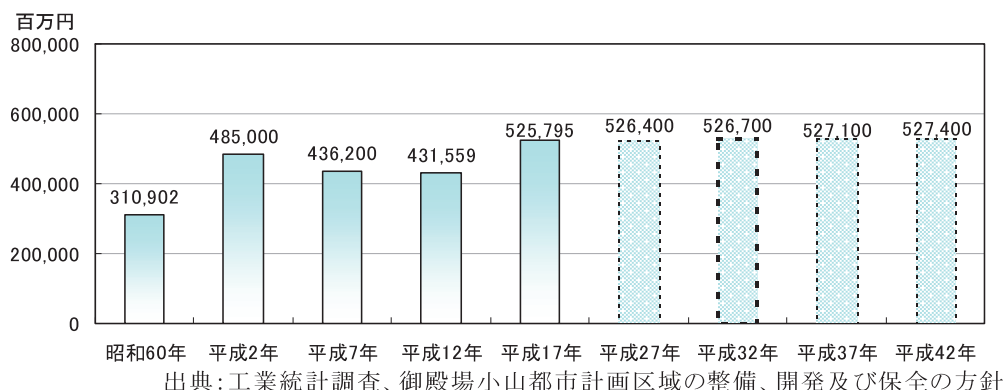
本市の将来人口フレームは、第三次御殿場市総合計画（後期基本計画）との整合を図り、平成32年において87,000人とします。



■人口の推移と将来目標人口

■工業フレーム

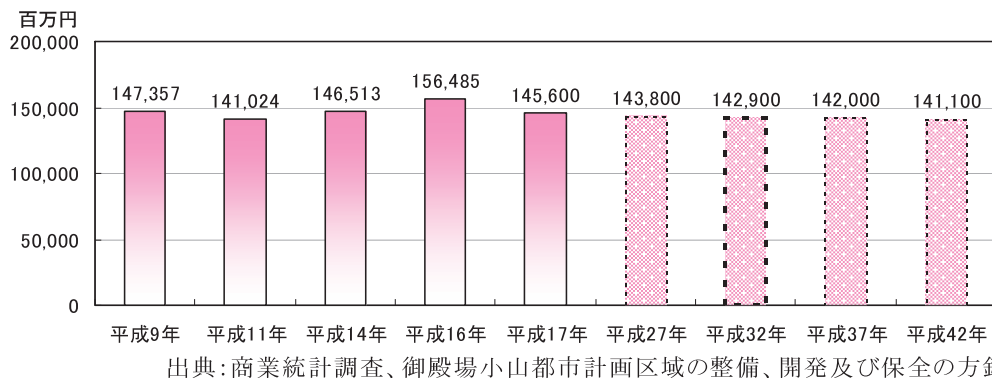
平成32年における製造品出荷額等^{※1}は、御殿場小山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針との整合を図り、5,300億円とします。



■製造品出荷額等の推移と将来目標

■商業フレーム

平成32年における年間商品販売額^{※2}は、御殿場小山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針との整合を図り、1,400億円とします。



■年間商品販売額の推移と将来目標

※1：1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出た廃物の出荷額の合計。

※2：調査前年度の商品販売額をいい、消費税を含んだ額である。

3-3 将来の都市構造

将来都市構造は、将来都市像を踏まえ、都市機能を重点的に集積・維持する区域を都市核と定めるとともに、都市拠点や地域拠点などを有機的に結ぶ軸を都市軸とし、適切な土地利用や都市施設等を配置します。

(1) 都市核の形成

本市の都市核は、市街地の中心となる都市拠点とそれを補完する市役所支所周辺の地域拠点、並びにスポーツ拠点や歴史・文化拠点で構成します。

都市拠点

これまで本市の中心地として機能してきたJR御殿場駅周辺を位置づけ、商業・業務機能や居住環境の向上とともに公共施設の誘致にも努め、人びとが快適かつ安全に暮らすことができる利便性の高い魅力的な拠点を目指します。

地域拠点

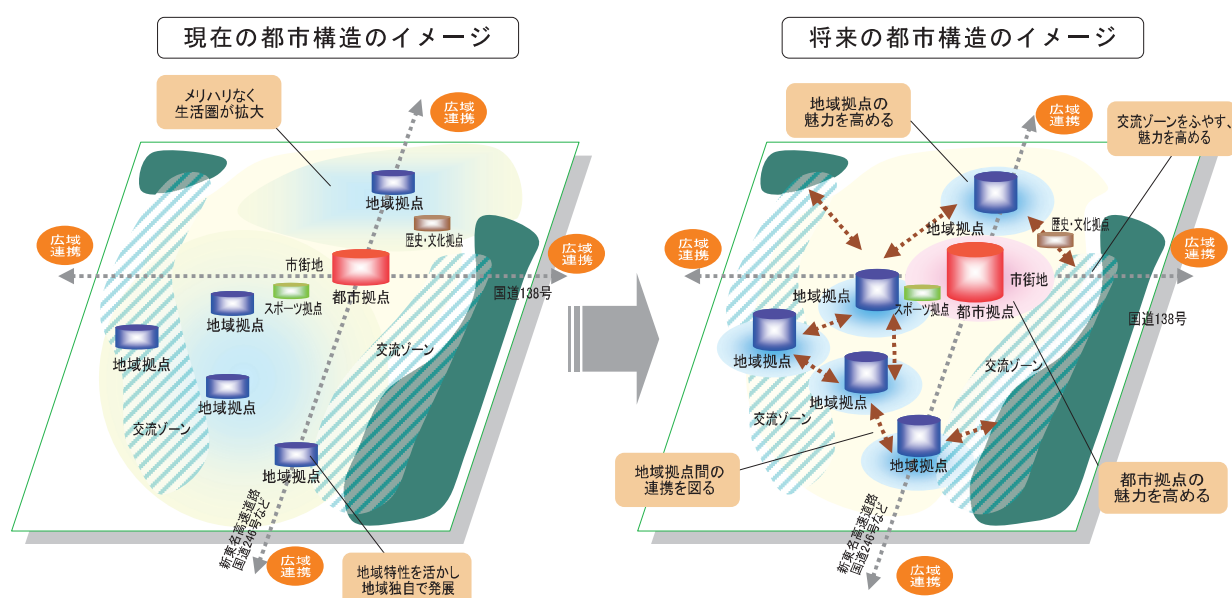
市制施行以前より市内に分散して形成されている支所周辺の集落を位置づけ、自然との共生を図りながら、居住環境や日常生活機能の向上を図る拠点を目指します。

スポーツ拠点

陸上競技場、体育館等を含んだ総合体育施設周辺や、市北部や南部の東富士演習場周辺に予定されている運動施設周辺をスポーツ拠点として位置づけ、施設の整備、充実を図る拠点を目指します。

歴史・文化拠点

深沢城跡周辺や、御殿場市の地名発祥の地周辺を本市の歴史拠点とし、東山地区の旧岸邸や秩父宮記念公園などが広がる一帯を文化拠点と定め、本市の成り立ちなどを感じることができる拠点を目指します。



■ 将来都市構造の拠点配置概念図

（２）都市軸の形成

都市軸としては、広域的な連携を図る広域連携軸、市街地を環状に連絡する環状軸、交流ゾーンの機能を高める交流軸、産業基盤施設を連絡する産業軸を位置づけます。

広域連携軸

広域連携軸は、高速道路２路線（東名高速道路、新東名高速道路）、国道３路線（国道１３８号、国道２４６号、国道４６９号）及び鉄道１路線（ＪＲ御殿場線）を位置づけます。

広域連携軸と以下に示す環状軸、交流軸及び市内道路網とのネットワークを形成し、広域交流と市内交流の促進を目指します。

環状軸

環状軸は、市街地の外郭を形成する（都）※^１ 御殿場高根線、（都）東部幹線、（都）高根西部幹線を位置づけ、都市拠点とともに、地域拠点とのネットワークを形成します。

交流軸

交流軸は、富士岡、印野などの地域拠点とともに、交流ゾーンを連絡する広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路（ぐるり富士山風景街道）を位置づけます。

これらの軸の沿道は、自然環境等の地域資源を活かした景観形成や観光・レクリエーション空間の創出を図ります。

産業軸

産業軸は、（都）神場板妻線、（仮称）印野板妻線、市道０１０８号線を位置付け、産業基盤施設をつなぐ連絡道路として、工業・流通ゾーンを結ぶネットワークを形成します。

※１：都市計画道路の略

（３）土地利用の配置

土地利用の配置については、都市核及び都市軸の配置を踏まえ、以下のように設定します。

豊かな暮らしゾーン

住居系の土地利用を中心に、快適な市民生活を営むための環境整備を図る地域とし、現行の市街化区域※¹を位置づけます。

J R 御殿場駅を中心とする商業業務等の集積が見られる地域は、本市の都市拠点として、都市的サービスを楽しむことができるような整備を図る地域とします。

環境に配慮した工業ゾーン

市西部に広がる現在の工業系用途地域周辺は、本市の工業生産を支える地域とします。

ゆとりの暮らしゾーン

現在の市街化区域に連なる国道 246 号と（都）御殿場高根線の間の地域とし、新東名高速道路の（仮称）御殿場インターチェンジ開設に伴う土地利用が予想されることから、農業的土地利用との整合を図りつつ、生活利便施設やゆとりある住宅地を創出するための地域とします。

自然環境ゾーン

都市的土地利用地域を取り囲む農地や樹林地を位置づけ、市民や来訪者へ潤いを与えるとともに、観光資源としての魅力向上に努め、過度な開発を抑制し営農環境の整備等を図りつつ、地域拠点の周辺など地域資源の活用を促進する地域とします。

自然保全ゾーン

良好な自然環境を有し景観形成上も重要な箱根外輪山や、優れた自然環境を有する高根地域西部の樹林地を位置づけ、都市の骨格を構成する緑地として保全する地域とします。

交流ゾーン

箱根山麓及び解放国有地を含む団地間連絡道路沿いの地域において、恵まれた自然環境や交通条件など、地域ポテンシャルの高い地域を交流ゾーンとして位置づけます。

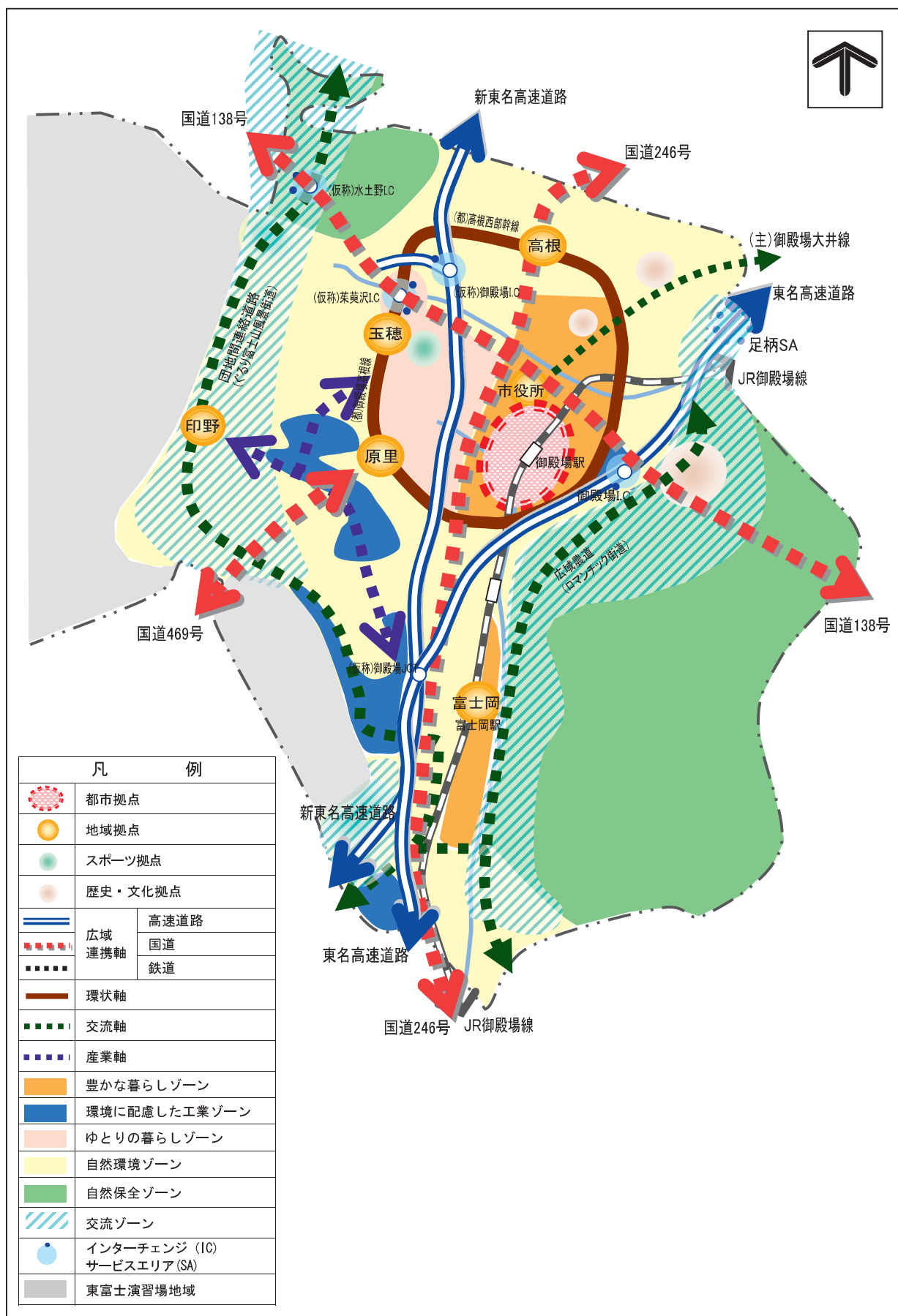
交流ゾーンは、本市の産業基盤を支える観光・交流・保養地域として機能を高めるとともに、広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路（ぐるり富士山風景街道）などの道路網の整備などによりネットワーク性を高めます。

東富士演習場地域

東富士演習場地域は、国家的観点からその配置がなされており、存続が見込まれる地域です。

これらを概念として示したものを、将来都市構造図とします。

※1：すでに市街地を形成している区域および、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域（都市計画法第 7 条第 2 項）。



■ 将来都市構造図

※1：すでに市街地を形成している区域および、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域（都市計画法第7条第2項）。

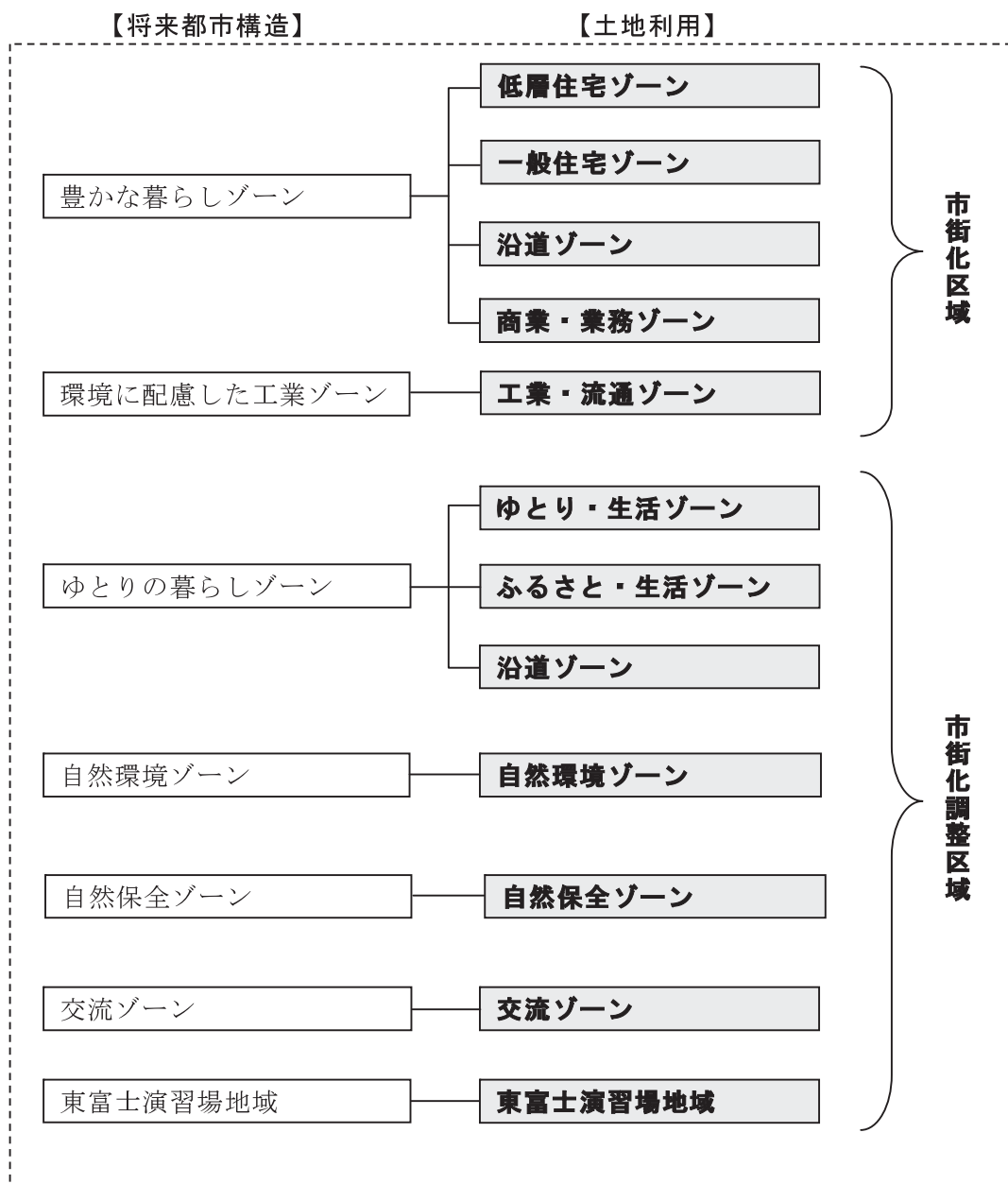


第 4 章 全体構想

第4章 全体構想

4-1 土地利用の方針

土地利用の方針は、線引き制度を継続して、市街化区域、市街化調整区域に区分するとともに、将来都市構造で示されたゾーンをさらに細分化し、それぞれのゾーンについて方針を明らかにします。なお、将来都市構造に示すゾーンと土地利用に示すゾーンの対応は以下のとおりです。



■将来都市構造と土地利用ゾーンの対応

(1) 市街化区域

【市街化区域の土地利用の基本的な考え方】

J R 御殿場駅を中心とした中心市街地は、人口減少は落ち着いたものの商業、業務等は衰退傾向にあることから、引き続き中心市街地として魅力を高めるとともに、交通拠点としての機能を高め、環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

住宅地は、依然として宅地需要は高いものの道路等の基盤が不足し、煩雑な市街地が形成されていることから、土地区画整理事業等※¹の市街地開発事業※²による手法等により都市計画道路等の整備とともに地区計画※³制度等の活用により良好な居住環境を創出します。

工業地については、安定した財政基盤の確保や雇用の創出のため、道路等の基盤を充実させ、先端産業等の企業が進出しやすい環境を形成します。

1) 低層住宅ゾーン

国道 138 号と国道 246 号が交差している北東部一帯と環状軸内部の一部を位置づけます。

- ・戸建て住宅を主体とした低層住居を中心とし、ゆとりある居住環境を確保した市街地形成を目指します。
- ・道路などの都市基盤整備を推進し、未利用地の活用促進を図ります。
- ・地区計画等の導入により、緑豊かでうるおいのある環境を創出します。

2) 一般住宅ゾーン

低層住宅ゾーンにつながる一帯と J R 富士岡駅周辺を位置づけます。

- ・中高層住宅を中心とし、良好な居住環境を備えた、利便性が高い住宅地としての市街地形成を目指します。
- ・市役所、市民会館、市立図書館等の行政施設の集積地周辺は、市民サービス機能の充実を図ります。
- ・道路などの都市基盤の整備とともに、地区計画等の導入により緑豊かでうるおいのある環境を創出します。

3) 沿道ゾーン

国道 246 号、138 号及び環状軸の沿道を位置づけます。

- ・交通便利性を活かした沿道サービス施設等の適切な誘導を図ります。
- ・富士山にふさわしい沿道景観の形成を図ります。

※¹：都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の利用形態の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業。

※²：木造建築物が密集し、土地利用状況もが著しく不健全であり、災害の危険性がある地区等で、都市再開発法に基づき、細分化された土地を統合し、不燃化・中高層化した共同建築物を建築し、あわせて道路や公園等の公共施設の整備を行う事業。

※³：地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区の目標・将来像や公共施設の整備、建築物に関する事項などを定める計画。

4) 商業・業務ゾーン

J R 御殿場駅周辺の都市的利便性に優れた地域を位置づけます。

- ・ J R 御殿場駅周辺は、引き続き交通利便性の高い地域として土地区画整理事業や街路事業等により道路・公園・広場等を整備し、併せて集客性・利便性の高い公共施設の誘致を図ります。
- ・ 交通の利便性の向上による中心市街地の活性化や、景観にすぐれた環境を創出するため、地区計画等の導入に併せて用途地域の見直しを検討します。
- ・ バリアフリー^{※1} 構想を策定し、道路・建物等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図ります。

5) 工業・流通ゾーン

原里地域から富士岡地域において工場などが集積している地域及び夏刈工業用地を位置づけます。

- ・ 利便性・生産性向上のため、環境に配慮をしつつ道路等の産業基盤施設の整備を図ります。
- ・ 富士御殿場工業団地は市街化区域への編入等を検討するほか、新たな産業立地を図るため、団地間連絡道路の整備を推進します。
- ・ 夏刈工業用地は、新東名高速道路の供用開始を視野に入れたアクセス^{※2} 道路の整備を進めるとともに、市街化区域への編入に向け、地区計画制度等の活用や土地区画整理事業等の適切な開発を推進し、製造及び研究・技術開発機能に優れた企業の誘致を促進します。
- ・ 夏刈工業用地以外の工業・流通ゾーンの未利用地においても、環境に配慮した製造及び研究・技術開発機能に優れた企業の誘致を促進します。
- ・ 船窪台地区や神場南企業団地西地区等において、開発気運の高まりに合わせ、地区計画等により適切な立地誘導を検討します。

※1：障がい者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと。また障壁が取り除かれた状態。

※2：目的地へ連絡するための交通の便や手段。

（２）市街化調整区域

【市街化調整区域の土地利用の基本的な考え方】

市街化調整区域は、市街化を抑制する地域であるものの、旧来から集落が点在し、各支所周辺においては日常的な生活圏が構成されていることから、集落の維持に配慮し、地域の活力を創出するため、農地等との調和を図りつつ、地区計画等の手法により適切な開発及び土地利用の規制・許容をするものとします。

富士箱根山系においては、引き続き良好な景観と優良な自然環境を保全するとともに、これらの資源を有効に活用し、滞在型の観光地として適切な誘導を図るものとします。

１）ゆとり・生活ゾーン

国道 246 号と（都）御殿場高根線間の地域を位置づけます。

- ・新東名高速道路の整備に伴い、（都）御殿場高根線などの幹線道路をはじめ、生活道路※¹ 網が整備され土地利用が促進されるとともに、移転家屋等により宅地化も進むことから、環境豊かな生活ゾーンとして形成を図ります。
- ・J R 南御殿場駅から県合同庁舎周辺の地域については、田園環境と業務環境が調和する生活ゾーンとして形成を図ります。

２）ふるさと・生活ゾーン

市役所各支所を中心とした集落地域を位置づけます。

- ・周辺の農地や自然環境との調和を図りつつ、地域拠点を中心とした一定の集落地として居住環境を整えます。
- ・地域拠点は、地域住民の日常生活やコミュニティ活動に必要な機能の維持・充実を図ります。

３）沿道ゾーン

国道 246 号、138 号、469 号及び環状軸の沿道を位置づけます。

- ・周辺の農地や生活環境に配慮し、広域的な集客を目的とした施設の適切な誘導に努めます。
- ・新東名高速道路の（仮称）御殿場インターチェンジ開設に伴うランプ※² 周辺は、農地等の周辺環境に配慮しつつ、地域住民の合意形成を踏まえ、業務系土地利用のための基盤整備の可能性について検討をします。
- ・東名高速道路御殿場インターチェンジ周辺には、道の駅機能を有する沿道サービス施設等の誘致を図ります。

※¹：地域で日常生活のために使われている道路。

※²：高さが異なる 2 つの地点を結ぶ、自動車用の傾斜道路または通路。

4) 自然環境ゾーン

市内全域にわたり、生活系ゾーンの外側に大きく広がる田園地帯を位置づけます。

- ・安定的な農業環境の創出に向けて、一団の農地の保全や、交換分合^{※1}等による農地の集約化を推進します。
- ・農地は、生態系の維持や景観形成上重要な役割を担っているので、適切に維持します。
- ・農業を始めとした自然環境に触れあうことのできる場の形成やそこに生活する人々の居住空間の創出を図っていきます。
- ・地域の活力を創出するため、農地等との調和を図りながら、優良田園住宅制度^{※2}の導入や、体験型農園などの整備を進め、交流・体験・滞在型農業の展開を推進します。

5) 自然保全ゾーン

富士山、箱根外輪山及びそのふもとに広がる樹林地を位置づけます。

- ・水源を涵養^{※3}する水がめ機能を高め、土砂災害を防止するため森林の適正な維持・管理を進めます。
- ・国立公園及びその周辺の山林については、本市の豊かな自然環境として保全を図ります。
- ・自然の保全とともに、人々が集う憩いの場である市民の森構想を推進します。なお、推進にあたっては、自然を活かしつつ保全に配慮します。

6) 交流ゾーン

広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路（ぐるり富士山風景街道）の沿道を位置づけます。

- ・交流軸周辺の自然環境等の地域資源を活かした魅力的な土地利用の形成を図ります。
- ・周辺の自然景観の保全に配慮しつつ、御殿場プレミアムアウトレット、時之栖、秩父宮記念公園といった既存の観光資源との連携も視野にいたした観光・レクリエーション施設の立地を適切に誘導し、滞在型の観光客の誘致や、市民の交流施設等の整備を図ります。
- ・観光施設及び公共交通事業者などと連携し、観光客の滞留化、回遊^{※4}性の向上を図ります。
- ・市北部及び南部のスポーツ拠点については、市民や来訪者がスポーツ・レクリエーションを通じて交流できる多目的グラウンドの整備を進めます。
- ・富士山への登山者や大規模集客施設に来場する主に中国人をはじめとする外国人観光客への案内標記の充実や観光スポットへの適切な誘導を図り、本市の観光業の活性化を促進します。

7) 東富士演習場地域

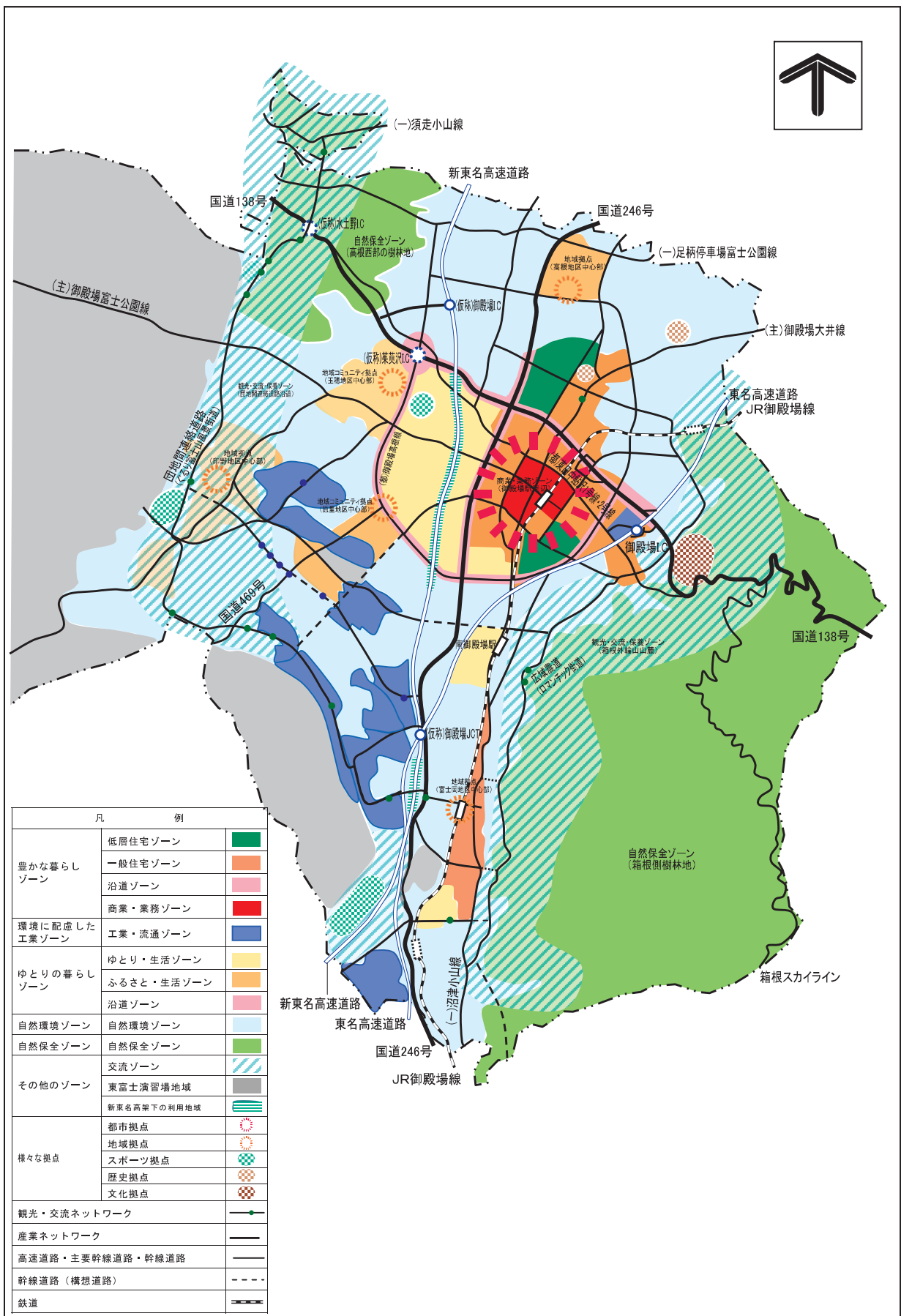
- ・東富士演習場地域は、地域と共存共栄してきた歴史に鑑み、市民生活への影響に留意しながら、民生安定のための諸施策が講じられるよう、関係機関との協議を重ねていきます。

※1：分散している農地の所有権などの権利を交換し、農地を使いやすくまとめること。

※2：「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づく定住の促進や交流の拡大などを目的とした制度

※3：降雨・河川水などが地下浸透して水が補給されること。

※4：目的地だけで完結せずに、目的外の施設などにも立ち寄ること。



■将来土地利用方針図

4-2 施設整備の方針

1 道路整備の方針

(1) 道路整備の考え方

道路整備の方針は、高速道路、主要幹線道路、幹線道路及び生活道路などで構成します。

高速道路及び主要幹線道路は、本市と広域的な都市とを連絡する路線として、未整備区間の着実な整備と機能強化策の検討を進めます。

幹線道路は、都市拠点と地域拠点や、地域拠点間の連絡強化を推進するとともに、都市の開発状況や地域の交通事情などを勘案し整備を進めます。

生活道路は、歩行者・自転車の安全や災害に対する安全性向上に向けて、必要となる路線の整備を進めます。整備の推進にあっては、ユニバーサルデザインやバリアフリー化に努めます。

(2) 道路整備方針

1) 高速道路

- ・新東名高速道路は、関係機関との連携のもと、既存道路の機能回復、沿道の土地の有効利用等を図るため、側道の整備を推進するとともに、新東名高速道路の高架下の有効利用を検討し、必要となる施設の整備、促進に努めます。
- ・(仮称)御殿場インターチェンジの周辺は、土地利用の方針との整合を図りつつ、アクセス道路などの必要となる道路整備を推進します。
- ・東名高速道路へのスマートインターチェンジ※1の導入を検討します。
- ・駒門パーキングエリアは、移設にあわせ機能向上のための整備を促進します。

2) 主要幹線道路

- ・既に整備が完了している国道 246 号 ((都)高根富士岡線) については、適切な維持管理を推進します。
- ・国道 138 号 ((都)深沢中畑線、(都)御殿場須走線) の未整備区間については、(都)御殿場高根線とのランプ化に向けた整備を検討していきます。また、特産物の販売など地域特性を活かした道の駅等の施設整備を推進します。

3) 幹線道路

- ・(都)御殿場高根線、(都)東部幹線、(都)高根西部幹線は、地域活性に向けて、都市拠点及び地域拠点との連絡強化を図る路線として整備を推進します。
- ・市街地の幹線道路は、市民や来訪者が快適で安全に通行できるよう、歩道の連続性を確保するとともに、街路樹による緑化や無電柱化等の整備を推進します。
- ・広域農道や団地間連絡道路においては、観光・レクリエーション拠点間の連携や工業・流通ゾーンへの連絡機能を担う道路として整備を促進し、主要幹線道路においては、環境負荷の少ない電気自動車の充電所の普及を図ります。

※1：高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ(IC)のこと。従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

4) 生活道路

- ・ 駅・学校・幼稚園・保育園などの周辺において、交通弱者対策を進めるため、歩道の設置とともに舗装の改良やカラー舗装等による歩車分離を進め、交通規制などのソフト施策とあわせて、高齢者や障がい者、児童など、誰もが安心して通行できる道路空間の整備を推進します。
- ・ 住宅密集地における道路の改良整備を進めるとともに、舗装がされていない砂利道等の整備を推進します。
- ・ 通過交通をできる限り排除するような道路計画を進めるほか、交差点改良や狭あい道路^{※1}の拡幅などの整備を推進します。

5) その他の道路

- ・ 環境共生や健康増進に役立つ移動手段として自転車の利用を促進するため、交通拠点と観光施設の周辺や施設間を結ぶ沿道について、自転車ネットワークの形成や、自転車利用の普及について検討します。
- ・ 新東名高速道路の側道については、環境施設帯と同時に、地域の生活道路の機能補償の側面から積極的な整備を推進します。

6) 都市計画決定路線の再評価

- ・ 長期にわたり都市計画決定したまま未整備となっている路線においては、社会経済状況の変動等を勘案し、路線の必要性について再検証を行い、必要に応じて廃止・変更等の検討を行います。

(3) 維持管理の方針

- ・ 道路整備においては、既存ストック^{※2}の維持・活用を図るため、アセットマネジメントの導入を検討します。
- ・ これまで整備してきた既存の道路等については、効率的な維持管理を推進します。
- ・ 既存の橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づいた適切な維持・管理・更新をしていきます。

※1：自動車のすれ違いが困難など、幅員が狭（せま）い道路。

※2：資源、資産。

■道路の整備状況

交 通 軸		具 体 的 な 道 路 名 称	整備済	一部整備済	未整備	
高速道路		・ 東名高速道路 ・ 新東名高速道路	○	○		
主要幹線道路		・ 国道 138 号 ((都)深沢中畑線、(都)御殿場須走線) ・ 国道 246 号 ((都) 高根富士岡線) ・ 国道 469 号 ・ (都) 御殿場高根線	○ ○	○	○	
幹線道路	都市計画道路及び その他 主要道路	・ (主) 御殿場富士公園線 ((都) 茱萸沢中畑線)	○	○	○	
		・ (主) 御殿場大井線				
		・ (一) 沼津小山線 ((都) 御殿場小山線)				
		・ (一) 御殿場停車場線 ((都) 新橋茱萸沢線)			○	
		・ (一) 御殿場箱根線 ((都) 東田中仁杉線)		○		
		・ (一) 五本地御殿場線	○			
		・ (一) 滝ヶ原富士岡線	○			
		・ (一) 須走小山線	○			
		・ (一) 足柄停車場富士公園線	○			
		・ (都) 東部幹線		○		
		・ (都) 高根西部幹線		○		
		・ (都) 茱萸沢棚頭線		○		
		・ (都) 永原高根線		○		
		・ (都) 御東原循環線		○		
		・ (都) 新橋深沢線		○		
		・ (都) 川島田保土沢線		○		
		・ (都) 北久原幹線		○		
		・ (都) 駒門西部幹線		○		
		・ (都) 神場板妻線		○		
		・ (都) 御殿場駅前通り線	○			
		・ (都) 東田中鮎沢 1 号線	○			
		・ (都) 東田中鮎沢 2 号線	○			
		・ 市道 0108 号線		○		
		・ 団地間連絡道路		○		
		・ (仮称) 印野板妻線			○	
		・ 市道 ①～⑥		○		
			・ 広域農道 (ロマンチック街道)	○		
	構想道路		・ 団地間連絡道路 (国道 138 号～ (一) 須走小山線) ・ (仮称) 印野板妻線 (国道 469 号～ (都) 神場板妻線) ・ (仮称) 箱根乙女口線 ・ (仮称) 神山深良道路 ・ 構想道路㊦ ・ 構想道路㊧ ・ 構想道路㊨ ・ 構想道路㊩ ・ 構想道路㊰			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

注）・表中には、本市の幹線道路ネットワークを形成する高速道路、主要幹線道路、幹線道路のみを示します。(主)は主要地方道、(一)は一般県道、(都)は都市計画道路を示します。

- ・都市計画道路としての整備状況を優先しています。
- ・道路の位置等は4-12頁の「将来骨格道路網図」を参照のこと。

2 交通拠点の整備方針

(1) 拠点整備の考え方

広域連携軸である J R 御殿場線の御殿場駅、南御殿場駅、富士岡駅を交通拠点として位置づけるほか、地域住民の要望が多い新駅の設置について検討を進めます。

交通拠点は、広域的な本市の玄関口としての役割を担っており、特に御殿場駅は都市拠点としても位置づけられていることから、交通結節点機能のほか、商業・業務機能の向上を目指します。

整備の推進にあたっては、歩行者・自転車の安全性や利便性の向上に配慮するとともに、高齢者や障がいをもつ人などすべての人が安心して移動しやすいようユニバーサルデザインやバリアフリー化に努めます。

(2) 各拠点の整備方針

1) 御殿場駅広場

- ・御殿場駅西側については、引き続き駅前広場の交通拠点としての機能充実を図るとともに既存の商業施設の集約化などによる、魅力的な商業地への転換に向け適切な土地利用の規制・誘導を図ります。
- ・御殿場駅東側については、観光機能強化と利便性の向上に向け、駅前広場整備とともに（都）新橋深沢線及びそれらを結ぶ道路の整備を推進します。また、その沿道については、景観に配慮しつつ商業・サービス施設の立地を誘導します。

2) 南御殿場駅広場

- ・南御殿場駅は、駐輪場整備などにより駅機能を向上させ、周辺住民の利便性の向上に努めます。

3) 富士岡駅広場

- ・富士岡駅広場は、歩行者と自動車やバス等の動線が交錯していることから、カラー舗装化による歩車分離の整備など、相互の安全な交通環境に配慮した整備の推進を検討します。

4) 新駅構想

- ・時之栖、富士見原団地、御殿場プレミアムアウトレットなど、周辺の土地利用が進んでいる地域で、住民要望の高い地域については、J R 新駅の設置について検討を進めます。

5) その他

- ・拠点となる施設やその周辺道路の整備にあたっては、誰もが安心して安全に移動できる施設整備に向け、バリアフリー基本構想の策定を検討します。
- ・電気自動車の充電施設の設置促進を図り、観光客の誘致と環境負荷の低減に努めます。

3 公共交通機関の整備方針

(1) 公共交通機関整備の考え方

公共交通機関は、環境負荷の低減とともに高齢者等の日常生活における移動の確保、交通混雑の緩和、中心市街地の求心力向上やまちの賑わい創出など、市民生活への様々な利点もあるため、利用促進に向け積極的な取組みを図ります。

(2) 整備方針

1) バス等

- ・ 運転免許証返納者や障がい者など、交通弱者を対象とした市内循環バスや医療福祉施設などの公益施設と連携した循環バスなど、日常生活の移動確保に向けたバス運行の充実に努めるとともに、交通空白地域を中心に、デマンド型交通^{※1}やフリー乗降バスについて、導入の可能性を検討します。
- ・ 市内の各駅から富士岡・原里地域に集積する大規模工場への工業団地循環バスのほか、既存の住宅団地からの通勤・通学バスや観光・レクリエーション施設を連絡する観光周遊バスの運行など、地域活性や魅力向上に向けた公共交通の利用施策を関係事業者と協力し検討を進めます。
- ・ バス利用の促進にあたっては、地域公共交通協議会を設置するなど交通事業者と協力し、利便性の高い路線網の確保、低床バスの導入、停車施設の充実など利便性の向上に努めます。

2) 鉄道

- ・ J R 御殿場線は、利用者の利便性向上や地域の魅力向上に向け、電車運行本数の増加、観光列車の運行などについて交通事業者と協力し検討を進めます。
- ・ 地域住民の要望の高い新駅設置については、J R との協議・検討を行います。
- ・ J R 御殿場線沿線の住民・自治体・交通関係者からなる法定協議会を設置し、持続可能な新しい交通体系の構築を進めます。

※1：利用者の事前予約により乗合バスや乗合タクシーによる運行を行うこと。一般的に小型車両が用いられる。



■将来骨格道路網図

（１）公園・緑地の整備の考え方

公園・緑地の整備については、緑の基本計画に即した適切な整備を推進します。

潤いのある居住ゾーンや産業ゾーンの形成を図り、市民が日常生活の中で、憩い・安らぎ・遊べる場として都市公園や緑地の整備を推進します。

富士山や箱根外輪山を始めとする豊かな自然の保全を図るとともに、新たな自然の創出に努めます。

市街地においては、社寺林、農地、民有地の樹林地などの緑地の保全を図るほか、潤いのある生活空間の形成を図るため街路や河川、公共施設などの緑化を推進します。

また、工業地域においても、景観融和、環境保全のため工場緑化を促進します。

（２）整備方針

１）都市公園等の整備

- ・市民が憩い・安らぎ・遊べる場として都市公園等の整備を推進します。
- ・市民が気軽にスポーツを楽しめる環境を整えるとともに、市民の健康管理にも寄与できるように、公園等を含めた多目的施設の整備を推進します。
- ・新東名高速道路の高架下は、公園等の整備による有効利用を促進し、コミュニティ空間の創出を図ります。

２）市街地の緑化推進

- ・既存集落地や市街化区域内の市街地については、潤いのある居住空間の形成を図るため、緑地・広場の整備を促進します。
- ・壁面後退などにより住宅地及び商業地の緑化を図るとともに、市南西部の一団の工業地においても工場緑化を図り、新たな緑の創出を推進します。

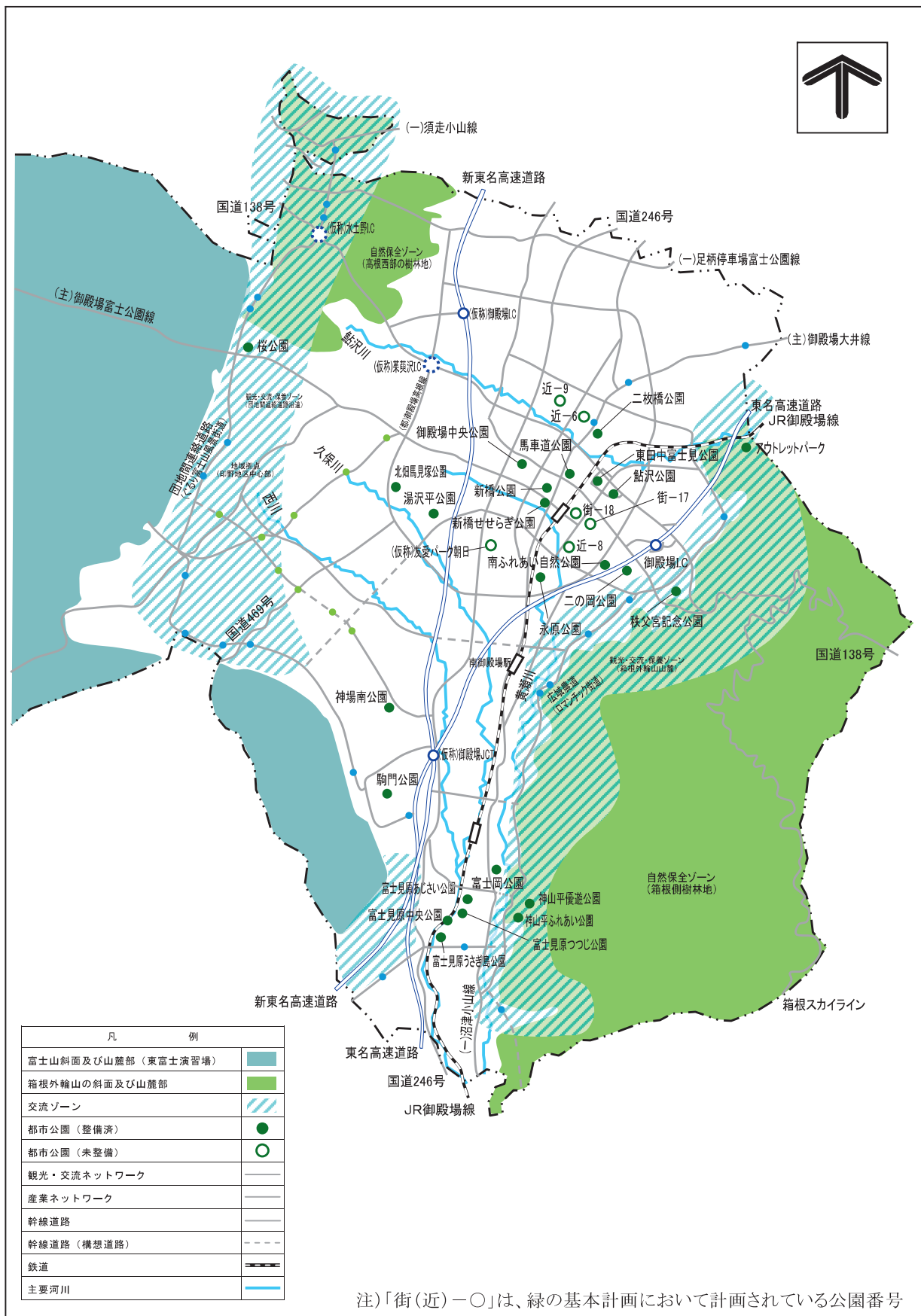
３）富士・箱根外輪山の緑化景観形成

- ・富士山及び箱根外輪山の裾野に広がる斜面緑地は、自然を満喫し散策できる公園・緑地として活用を検討します。また、景観的に美しく、災害にも強いとされる自然植生（混栽）へと、積極的に樹種転換を図り自然林の再生を推進します。
- ・広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路（ぐるり富士山風景街道）は、花の植樹などによる道路沿道緑化により、来訪者などに対し「もてなしの心のある道路空間」の形成を図ります。
- ・海の見える丘や五本松公園周辺においては、自然トレイル計画※¹にあわせ、散策道の整備などにより観光拠点の形成を図ります。

（３）維持管理の方針

- ・公園や緑地について、アセットマネジメントの導入を図り、効率的な維持・管理・整備を推進します。
- ・公園や緑地の維持・管理については、NPOなどの市民団体におけるアダプトプログラム（里親制度）の導入などにより、新たな公による市民協働の取組みを推進します。

※1：森林などの小道を活用し、散策などを行う活動の計画。



■緑の配置方針図

(1) 河川・下水道の整備の考え方

河川については、浸水などの都市災害を防止するため改修を推進します。改修にあたっては、自然環境保全型や親水型など環境共生型の手法を取り入れた整備を推進します。

公共下水道については、計画決定済区域の整備を計画的に推進するとともに、公共下水道計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽などの設置を促進し、適切な維持管理を進め、生活環境の保全を図ります。

(2) 整備方針

1) 河川

- ・河川については、危険度の高い箇所、市民生活への影響の大きい箇所から優先的に整備を図っていきます。
- ・河川整備にあたっては、防災機能の向上に加え、親水機能^{※1}の整備、都市景観との調和等、河川の環境機能を高めることを目指した整備を図っていきます。
- ・整備済みの河川については、水中生物の生態系保全の観点から二次改修のあり方について研究を進めます。

2) 下水道

- ・市街地の都市基盤整備を促進するとともに、御殿場処理区の計画決定済区域及び富士岡地域の計画決定済区域の整備を推進します。
- ・河川浄化のために、上流部での集落地における公共下水道事業以外の河川浄化策として、汚水処理施設(合併処理浄化槽、地域し尿処理施設(コミュニティプラント)、集落排水施設等)の整備を検討します。
- ・合併処理浄化槽の普及による浄化槽汚泥の増加に加え、施設の老朽化に対応するため、将来必要となる処理量に応じた衛生センターの整備・更新を推進します。
- ・下水道が整備された区域において、下水道施設への接続による加入率の向上に努め、河川浄化を推進します。

(3) 維持管理の方針

- ・下水道や河川に架かる橋梁については、アセットマネジメントの導入を図り、長寿命化計画を策定するなど、効率的な維持・管理・整備を推進します。

※1：豊かな自然のなかで水や緑、動植物とのふれあい、やすらぎの享受など、水に親しむことのできる機能。

4-3 都市環境計画

1 都市環境形成の方針

(1) 形成の考え方

住宅環境については、低・未利用地^{※1}が残る地区において、基盤整備、地区計画制度等の活用により環境共生住宅など多様な住宅地の供給に努めます。

また、郊外の集落地については、市役所支所周辺など生活利便性が高い地域などに豊かな自然と共生した優良な住宅の整備を促進するほか、安全な居住環境に向け耐震機能の向上に向けた取組みを促進します。

公営住宅の建替にあたっては、高齢化社会などの多様な居住形態に対応した安全・快適な住宅供給を目指します。

業務・商業環境については、J R御殿場駅周辺の魅力の向上を図るとともに、新東名高速道路の(仮称)御殿場インターチェンジ開設に伴うランプ周辺については、周辺の自然景観に配慮しつつ適切な土地利用のあり方について検討します。また、国道246号、138号等への沿道サービス施設等の適切な立地誘導や沿道景観の形成を図ります。

工業環境については、市街地の居住環境との共生に配慮するほか、既存工業団地の周辺において敷地外周部の修景など緑化の推進を図ります。また、産業振興に向け、敷地外周部の修景や緩衝緑地などの周辺環境との調和した新規工業用地の整備を目指します。

(2) 住宅・居住環境形成の方針

1) 住宅環境

- ・市街化区域内に点在する低・未利用地については、土地区画整理事業等により、先行的に基盤整備を図り、あわせて地区計画制度等を活用することにより、良好な住宅地の供給に努めます。
- ・J R御殿場駅周辺の市街地等で住宅と店舗等の混在がみられる既成市街地においては、住宅と商業施設との調和を図りつつ、魅力的な住宅市街地の供給を誘導します。
- ・木造住宅が密集する旧集落地の住宅については、災害時の住宅倒壊等の被害を軽減させるため、「わが家の専門家診断事業」や「御殿場市木造住宅耐震補強助成事業」など市の助成制度を活用し、個々の建物の耐震性能の向上を促進します。
- ・老朽化が進んだ公営住宅については、効率的かつ円滑な更新を実現するため、公営住宅等長寿命化計画を策定し、予防保全的な維持管理の推進による長寿命化を図ります。
- ・新東名高速道路や関連道路の整備に伴う移転対象者対策として、移転先の道路整備を含む地元からの意見・要望を勘案し、必要な方策を検討します。

2) 居住環境

- ・狭あい道路の解消や周辺と調和した緑豊かな居住環境づくりに向け、地区計画、建築協定^{※2}、緑地協定^{※3}等の検討を進めます。
- ・良好な居住環境の形成に向け、建築物の不燃化、バリアフリー住宅及び環境共生住宅などの普及を推進します。

※1：市街化区域内における田・畑等で、都市的な土地利用がなされていない用地。

※2：一定の区域内の土地所有者等の全員の合意のもとに、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定。

※3：都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により結ぶ協定。

3) その他の施設の整備

- ・安全・安心なまちづくりを目指し、公共施設の整備改修や歩道を整備する際には、ユニバーサルデザインの導入を進めます。
- ・既存の施設の計画的な改修・整備、学校施設等の有効利用などにより、気軽にスポーツに親しめる環境を整えるとともに、利用者ニーズを把握し、施設運営などに適切に反映します。また、野球場を含めた多目的に使用できるグラウンドの整備を進めます。
- ・ユビキタス社会^{※1}の到来に対応した、情報インフラの整備を促進し、情報通信ネットワークの充実を図ります。

(3) 業務・商業環境形成の方針

1) J R御殿場駅周辺の環境

- ・都市拠点となるJ R御殿場駅周辺においては、壁面緑化などにより緑に満ちた商業・業務地の形成を目指すとともに、乗換えの容易さや歩道のバリアフリー化など、環境に配慮した利便性の高い業務・商業地の形成を図ります。

2) (仮称) 御殿場インターチェンジ周辺の環境

- ・新東名高速道路の(仮称)御殿場インターチェンジ周辺は、周辺の自然環境に配慮し立地業種を規制するなど計画的な土地利用誘導を図るとともに、看板の規制、敷地の緑化、建築物の省エネやエコ対策等を促進します。

3) 幹線道路沿道の環境

- ・国道246号、138号、(都)御殿場高根線等の幹線道路の沿道については、沿道利用サービスの向上を図りつつ、植樹帯の設置、中央分離帯の緑化などにより、快適な道路空間の形成を図ります。また、周辺の居住環境に配慮し看板の規制、敷地の緑化を促進します。

(4) 工業環境形成の方針

1) 既存工業団地周辺の環境

- ・駒門工業団地など既存の工業地においては、公害の防止、周辺地区の環境共生に向け工業敷地外周部の緑化を促進します。また、団地内における新たな事業所の立地にあたっては、計画的な施設配置によって緑被率の高い工業地の形成を誘導します。

2) 市街地の工場等周辺の環境

- ・市街地における小規模な工場、事業所については、周辺の居住環境との共生に配慮しつつ、敷地内部の緑化や外周部の修景緑化等に向けた取り組みのほか、工業団地への集約化を検討します。

3) 新規工業団地周辺の環境

- ・産業振興に向けた夏刈地区などへの新たな工業地の形成に向け、市街地への編入と併せ地区計画等の導入により適切な誘導を図ります。また、新たな工業の立地においては、工業敷地外周部における緩衝緑地の設置などによる周辺環境との調和を図るとともに、周辺の地域住民や従業員の憩いの場となる公園緑地の整備や周辺道路の整備を推進します。

※1：あらゆるものがネットワークを構成し、誰もがいつでもどこでも自在に情報やサービスを手に入れることが可能となる社会。

2 自然環境等の保全方針

(1) 形成の考え方

自然と市民が豊かにふれあえる共生のまちづくりを目指すため、市民・企業・行政の役割を明確化し、協働による自然環境の保全を推進します。

さらに、本市に残る風土や歴史等の地域資源については、有効な活用を図りつつ、適切な保全に努めます。

(2) 環境形成の方針

1) 富士・箱根外輪山の保全

- ・富士山や箱根外輪山の森林をはじめ、市街地の林、鎮守の森などの保全に努めることにより、良好な自然景観形成を図ります。
- ・市街地の外縁部に位置する富士山及び箱根外輪山の樹林地や斜面緑地などの緑は特徴的な自然であることから風致地区の指定や、都市計画制度に基づく保全制度や条例の制定等を検討します。

2) 歴史拠点の保全

- ・深沢城跡等の歴史や文化を残す風景は維持・保全に努めます。
- ・市街地内の寺社樹林地や小河川等については、良好な環境を形成する要素として積極的に保全を図ります。

3) 水辺の保全

- ・河川や水路・湧水池などの保全に努めるとともに、多様な生物の生息できる親水空間を整備し、良好な水辺環境づくりを推進します。
- ・一級河川である黄瀬川、久保川、西川、二級河川である鮎沢川、小山川、普通河川である小山佐野川については、市民の身近な水辺空間として利用できるよう親水空間の整備を推進します。
- ・整備済みの河川については、水中生物の生態系保全の観点から二次改修のあり方について研究を進めます。

4) 農地の保全

- ・農地は食料生産だけでなく、環境保全・防災機能のほか、季節の移り変わりを感じさせる景観機能も有するため、ほ場整備が完了した優良な農地を中心にその保全に努めます。
- ・農地や森林の保全と維持推進を図るとともに、環境に配慮した河川や用排水路の整備、さらに演習場関連の治山治水対策事業の計画的な整備など、総合的な環境共生型の治山治水を推進していきます。
- ・田園風景の保全に努めつつ、農産物の販路拡大や遊休農地^{※1}等の有効利用を図り、地産・地消を目指した活力ある農業経営を推進します。

※1：耕作がなされておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地のこと。耕作放棄地ともいわれる。

3 景観形成の方針

(1) 形成の考え方

都市景観の形成は、地域と協働した取り組みが重要であることから、景観に関する市民意識を高揚するとともに、公共事業や大規模な民間開発においては、地域住民のニーズを踏まえつつ、景観に配慮した施設整備等を進めるため、景観法^{※1}に基づく景観行政団体への早期の移行及び御殿場市景観計画の策定を目指します。

また、本市の豊かな自然環境や歴史・文化といった地域資源を活用することにより、市民、事業者及び行政等が協力し、魅力ある景観形成を進めるほか、ライトアップ等による夜間の景観形成のあり方についても検討を進めます。

特に、富士山を意識した景観形成に向けて、建築物の高さ制限や大規模建築物の景観誘導、また、富士山を借景としたビューポイントの整備を進めるほか、点在する歴史・文化資源の活用やこれと調和した周辺整備及び公共サインの普及に努めます。

(2) 景観形成の方針

1) 市街地の景観形成

- ・市街地や地域拠点周辺における住居系の地域においては、地域住民と協働し、建築物の形態や緑化など、周辺の街並みと調和した景観形成を進めます。
- ・(仮称)御殿場インターチェンジを含めて、高速道路のインターチェンジ周辺については、屋外広告物の規制や建築物の形態等の誘導を行い、都市の玄関口としての景観形成を図ります。
- ・御殿場市の景観のシンボルである富士山や箱根山系の自然と調和する良好な街並み環境を保全・創出するため、地域に適応した地区計画等の導入、無電柱化等の推進、景観に配慮した建築物の高さ制限、大規模建築物の景観誘導などを進めます。
- ・優良農地の保全、深沢城跡や御殿場市の地名の発祥地などの歴史資源の活用、中心市街地等の良好な景観形成の推進を図ります。

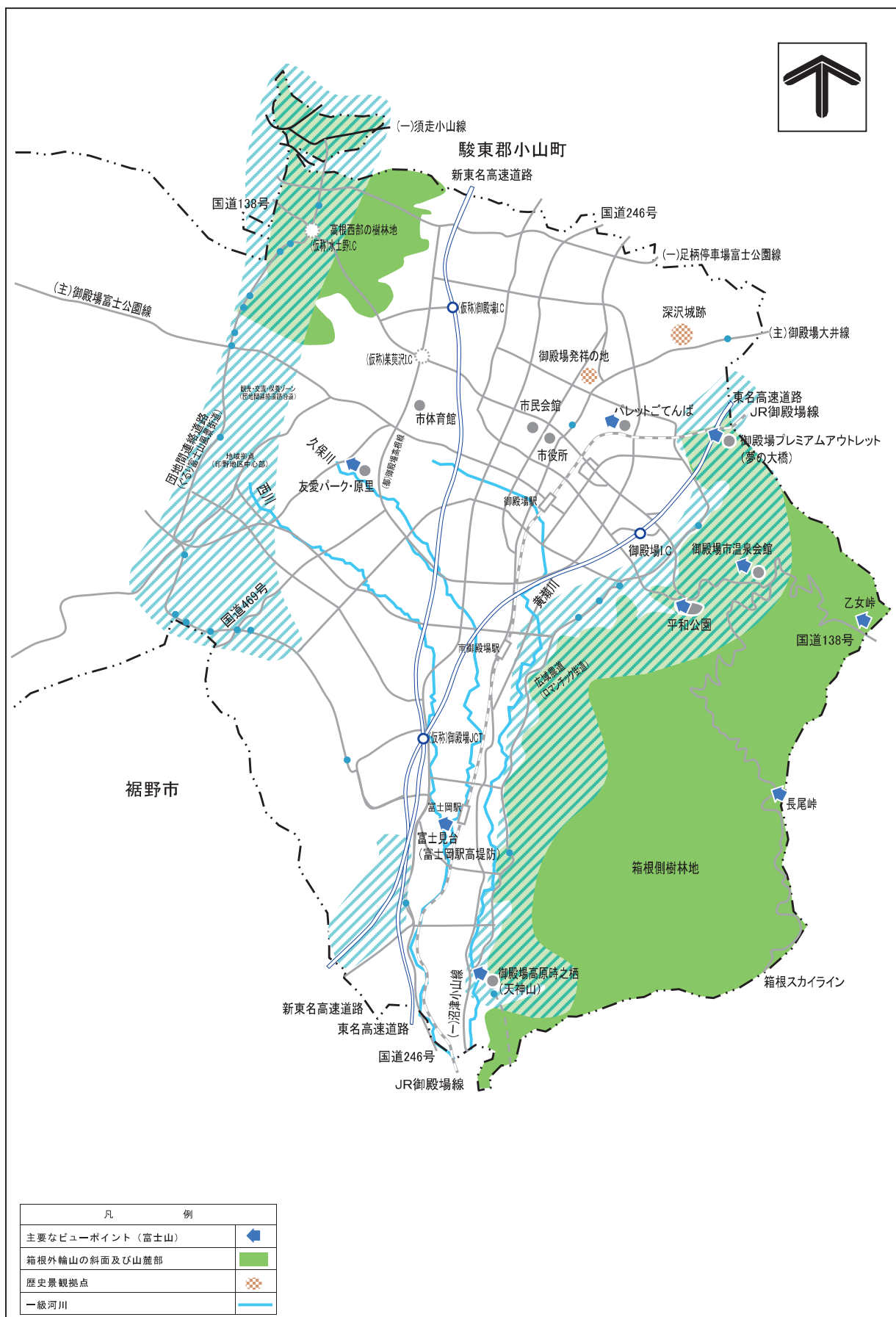
2) 自然景観形成

- ・自然環境ゾーンの広大な農地については、農業振興や地域振興を図りつつ、地域の原風景となり得る豊かな田園景観として保全を図ります。
- ・富士山等の四季折々の美しい表情を演出する本市の豊かな自然景観等を楽しむことができるビューポイントの整備や眺望景観の保全を図ります。また、それに接続する散策路の整備を進めます。
- ・広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路（ぐるり富士山風景街道）などの整備により富士山の風景を活かしたまちづくりを推進します。
- ・各拠点等から眺望される山並みや森林については、緑に包まれた本市を特徴づける景観資源であるため、風致地区の指定等により、自然景観の保全を図ります。

3) 市民意識の醸成

- ・景観まちづくりに向けた市民等の意識の醸成を様々な機会を捉えて図っていくとともに、景観まちづくりを支える様々な主体（担い手）の育成を図っていきます。
- ・良好な都市景観形成を図るため、地域住民と協力し、地区計画や建築協定等の導入を進めます。

※1：平成17年6月1日に全面施行された、我が国で初めての景観に関する総合的な法律であり、良好な景観の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、強制力が伴う法的規制の枠組みを構築することが可能である。



■都市景観の形成方針図

(1) 形成の考え方

市内の河川の破堤による浸水被害や地滑りの発生がみられることから、河川や水路の改修、公共下水道の整備促進による浸水対策を推進します。

市街地や集落地の建物が密集する地区については、道路の拡幅や建築更新時における壁面後退などによる防火対策を推進します。

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受けており、最大震度 6 強以上となることが予想されるため、御殿場市地域防災計画及び御殿場市耐震改修促進計画に基づき、揺れによる建物の倒壊、液状化による低地への影響等に対し建物の耐震化や道路、橋、水道施設などの耐震性の向上を図ります。

(2) 防災環境形成の方針

1) 地震対策

- ・ 主要な道路、橋、水道施設など公共施設の強度を高め、耐震性の向上を推進します。
- ・ 学校施設等については、耐震性能の劣る施設の改築・耐震補強を進めます。
- ・ 民間のホテルや飲食店などの不特定多数の人が利用する施設についても耐震化を促進します。

2) 火山対策

- ・ 地域防災計画に沿った富士山に係る火山防災対策として公共施設等の安全性確保、砂防・治山施設の整備、ライフライン施設の安全性確保を推進します。

3) 豪雨対策

- ・ 河川・水路等の改修、公共下水道の整備を推進し浸水対策を推進します。
- ・ 道路、駐車場等の整備にあたっては、保水・透水性などに配慮し、豪雨災害の抑制などを図ります。
- ・ 土地利用指導要綱に基づく防災調整池の設置を推進します。

4) 減災対策

- ・ 安全な避難経路・避難所を確保し、防災マップの整備を進め市民に周知するとともに、市民の防災意識の高揚を図ります。
- ・ 避難所における避難生活に必要な防災資機材など必需品の備蓄を行うとともに、防災倉庫などの整備を推進します。
- ・ 地域防災無線のデジタル電波方式化による無線設置を整備し、災害時における通信の安定性を確保することにより迅速な情報伝達を行うとともに、生活関連機関のネットワーク化や災害時要援護者支援計画に基づき、障がい者や高齢者をはじめとする災害弱者の安全確保を図ります。

5 循環型社会等の形成方針

(1) 形成の考え方

廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R（スリーアール）の推進を図り、循環型社会※1を目指します。

また、廃棄物処理を総合的に行うことができるごみ処理総合施設の整備を推進します。

市民生活や事業活動における資源やエネルギー消費の抑制、環境負荷の小さいエネルギーや新しいエネルギーの利用を推進します。

(2) 循環型社会等の形成の方針

1) 発生抑制・再資源化

- ・ごみ焼却施設をはじめ、再資源化施設（リサイクルセンター）、最終処分場等の施設を集約配置し、資源循環型社会に配慮したごみ処理総合施設の整備を推進します。
- ・廃棄物等の発生抑制及び再資源化に向けて、再生可能な生物由来の有機性資源の有効利用等により、都市環境の向上を図ります。

2) 環境負荷の軽減

- ・一般廃棄物処理の基本方針となる一般廃棄物処理基本計画等にもとづき、一般廃棄物の排出抑制、減量化、資源化、再生利用の推進等に努めます。
- ・エネルギー消費が多い施設への省エネ化事業、新施設建設時の省エネに対する配慮など、公共施設へ率先的に省エネの導入を推進し、エネルギー消費の削減に努めます。
- ・大規模な集客施設や主要幹線道路沿道においては、電気自動車の充電施設の普及を促進します。
- ・地産地消を促進し、農作物の移動距離の短縮化により、環境負荷の低減を図ります。
- ・公園事業や街路事業などで設置する防犯灯や街路灯などについては、太陽光エネルギーなどを利用した環境への負荷の少ない照明の普及に努めます。
- ・自転車専用道路の整備とともに、自転車利用普及を通じ、環境への負荷の軽減に努めます。

3) 環境意識の啓発

- ・市民生活や事業活動における環境への取り組みを促進するため、モデル事業への支援やごみ処理総合施設として環境啓発の核となるプラザ棟を整備し、環境教育の充実などを通じて環境意識の啓発に努めます。
- ・不法投棄の取締りを強化し、自然環境の保全を図ります。

※1：環境への負荷を減らすため、廃棄物を抑制し、資源の適正な循環的利用が促進され、天然資源の消費抑制によって、環境への負荷ができる限り低減される社会。

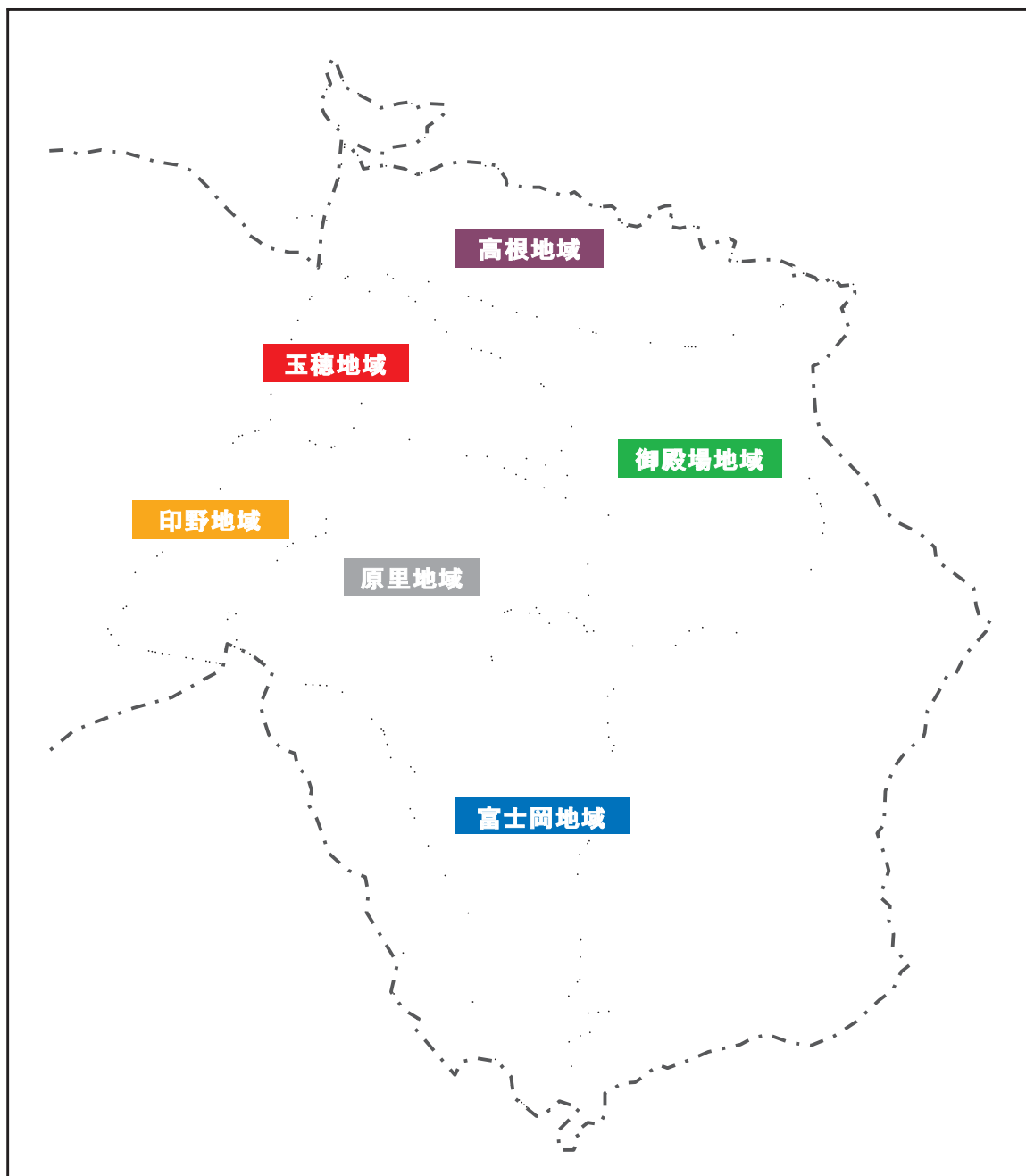


第 5 章 地域別構想

第5章 地域別構想

地域別構想は、全体構想を踏まえ、市内を6つの地域に区分して、地域の概況と課題、地域のまちづくり方針を示します。

〈御殿場地域〉、〈富士岡地域〉、〈原里地域〉、〈玉穂地域〉、〈印野地域〉、〈高根地域〉



■地域区分図

5-1 御殿場地域

(1) 地域の概況と課題

1) 地域の概況

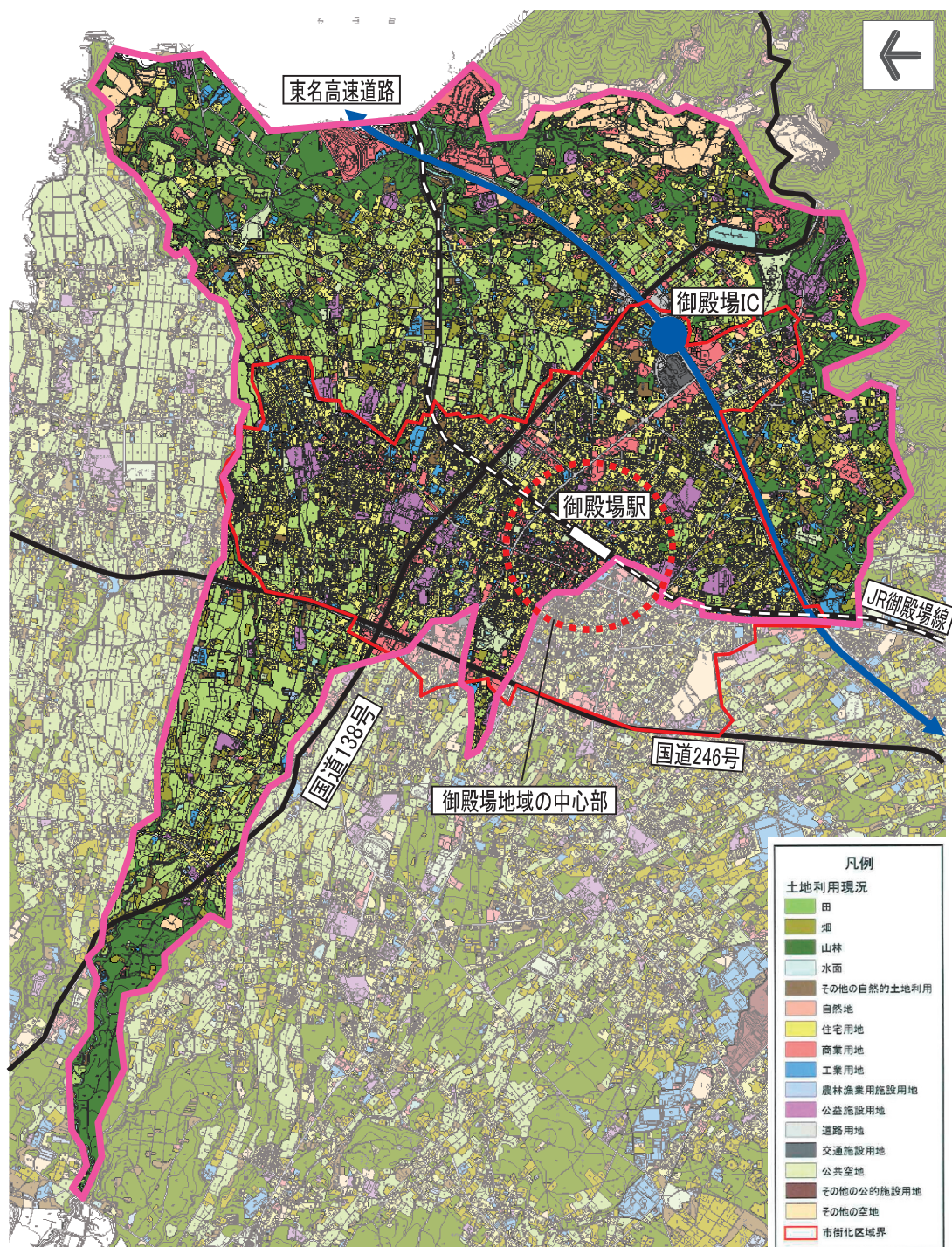
本地域の東側、箱根山麓地域は本市の近代史の舞台として、秩父宮公園を始め別荘が建ち並び、御殿場プレミアムアウトレットやゴルフ場など、首都圏方面からの観光・交流・保養ゾーンとなっています。

市街化区域内のＪＲ御殿場駅を中心とした地区は、本市の中心市街地として都市型住宅と商業・業務施設、公共公益施設が立地し、その周辺は良好な住環境の住宅市街地を形成しています。

また、国道 246 号、138 号沿い及び東名高速道路の御殿場インターチェンジ周辺は、ロードサイド型の商業施設やサービス産業施設が立地しています。

人口状況					
注) 人口は都市計画基礎調査、高齢化率は平成 22 年 4 月の住民基本台帳の数値					
地域人口 (人)		人口増加率(平成 12～17 年)		高齢化率(65 歳以上)	
平成 12 年	平成 17 年	本地域	市平均	本地域	市平均
約 29,800	約 32,000	107%	103%	17.8%	18.2%
・平成 12 年から 17 年の 5 年間で、本地域の人口は約 7%増加しています。 ・本地区の高齢化率は 17.8%と本市の全体に比べ低くなっています。					
主要施設					
・東名高速道路 ・国道 138 号 ((都) 深沢中畑線) ・国道 246 号 ((都) 高根富士岡線) ・(主) 御殿場大井線 ・(都) 御殿場高根線 ・(都) 東部幹線 ・(都) 茱萸沢棚頭線 ・(都) 御東原循環線 ・(都) 新橋深沢線 ・(都) 御殿場駅前通り線 ・(都) 東田中鮎沢 1 号線 ・(都) 東田中鮎沢 2 号線					
・新橋公園 0.10ha ・馬車道公園 0.20ha ・二の岡公園 0.40ha ・二枚橋公園 0.23ha ・永原公園 0.50ha ・南ふれあい自然公園 0.78ha ・東田中富士見公園 0.93ha ・鮎沢公園 0.20ha ・新橋せせらぎ公園 0.38ha ・御殿場中央公園 4.35ha ・秩父宮記念公園 6.08ha					
供用済合計 14.15ha (1 人当り公園面積 4.42 m ² 市平均 2.72 m ² /人)					
地域の主な景観					
   					

- 市街化区域内は、住宅地が主体となっていますが、J R 御殿場駅周辺や国道 246 号、138 号沿いに商業集積があるほか、公益施設用地、工業用地が点在しています。
- 市街化調整区域内の平地部は農地が主体となっており、地域東部から南部の箱根外輪山は主に人工林、西部の富士山山麓は主に自然林となっています。

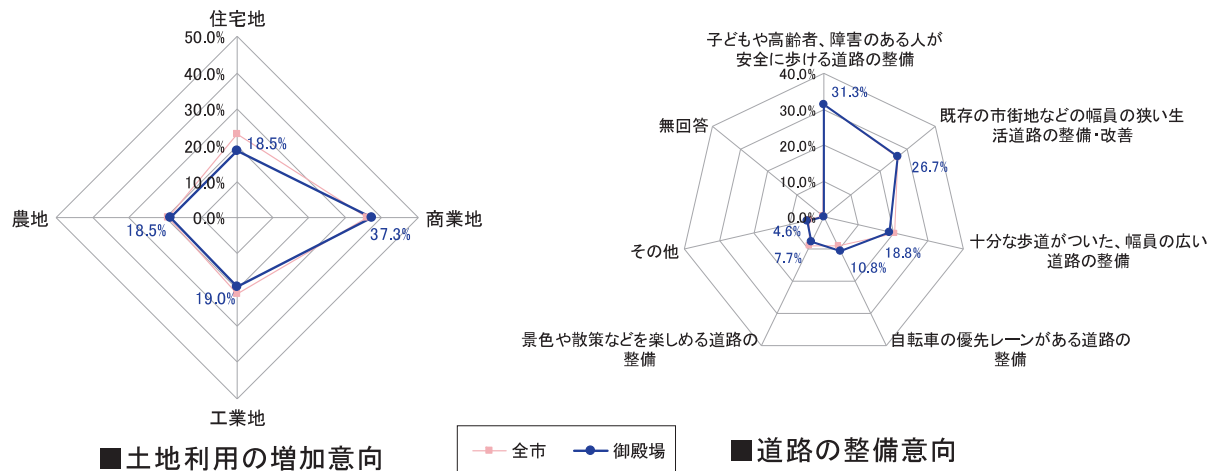


■土地利用現況図（御殿場地域）

《まちづくりに関する市民ニーズ》

○全市と御殿場地域との比較（市民アンケート調査の主な結果）

- ・商業地の増加に関する意向が、全市よりも高くなっています。
- ・歩道の整備や幅員の狭い生活道路の整備・改善に関する意向が、全市よりも高くなっています。



○比較的ニーズが高い項目（30%を超える施設整備のニーズ、市民アンケート調査結果）

- ・子どもや高齢者、障がいのある人が安全に歩ける道路の整備（31.3%）
- ・自然を満喫できる公園の整備（33.9%）
- ・生き物や植物が多い自然豊かできれいな川の整備（35.6%）
- ・公共交通（バス）の必要性は、今は重要ではないが、将来を考えると必要（69.7%）

○地域別説明会における主な意見

- ・市街化区域の割合を増やしてほしい。
- ・新東名インターチェンジや関連道路の完成前に、無秩序な開発を未然に防ぐ手立てをしてほしい。
- ・深沢新駅はエコ社会の観点からも地域に必要な施設であるので、是非進めてほしい。
- ・（都）御殿場高根線、（都）御東原循環線など、新東名インターチェンジと中心市街地を結ぶ重要な都市計画道路については、計画決定だけでなく事業の実施に向けた取り組みをしてほしい。
- ・東大路線の歩道設置など、歩行者の安全対策を早期に取り組んでほしい。

2) 御殿場地域の主な課題

《安心定住》に関する地域の主な課題

- 少子・高齢化、人口減少社会への対応
 - ・ 良好な住環境の形成
 - ・ 誰もが安心して利用できる公園の整備
- 都市計画道路等の都市施設の整備
 - ・ 未整備な都市計画道路の整備
 - ・ 歩道の整備
 - ・ 公共交通の利用促進とバリアフリー化
- 防災と減災への両面からの対応
 - ・ 市街地や集落地の防災性の向上

《自然》に関する地域の主な課題

- 自然環境と調和した活力あるまち
 - ・ 箱根外輪山及びその裾野部に広がる樹林地の転換と保全
 - ・ 河川の浄化、親水性の確保

《活力》に関する地域の主な課題

- 地域活力の維持や交流人口の拡大
 - ・ J R 御殿場駅周辺の都市拠点としての再生
- 生産性の高い農業の育成
 - ・ 深沢地区などにおける農用地の整備

《交流》に関する地域の主な課題

- 地域活力の維持や交流人口の拡大
 - ・ 深沢城跡などの歴史資源の活用
 - ・ 箱根外輪山山麓の観光・レクリエーション機能の向上
 - ・ トンボ池等の自然環境の活用
 - ・ 御殿場コミュニティセンター隣接地や遊休地などの活用
 - ・ 滞在型施設^{※1}の立地検討

※1：宿泊を伴う施設。レジャーやレクリエーション施設に宿泊施設の併設したもの、もしくは宿泊施設が単独で立地したもの。

(2) 御殿場地域のまちづくり方針

御殿場地域のまちづくりのテーマ

緑の風・湧水がしみる街、ごてん場

～まちづくりの基本的な考え方～

御殿場の発祥から現在に至るまでの求心性を将来にわたっても維持していくとともに、深沢城跡、東山湖、秩父宮公園等の観光・レクリエーション機能、東田中鮎沢地区等の居住機能、J R 御殿場駅周辺の商業業務機能、J R 御殿場駅、東名高速道路御殿場インターチェンジ及び新東名高速道路(仮称)御殿場インターチェンジの交通拠点機能など、多彩な機能が調和したまちづくりを図っていきます。

《安心定住》に資する整備の方針

- ・国道 138 号と国道 246 号が交差している北東部一帯と地域南部の一部は、戸建て住宅を主体とした低層住居を中心とし、ゆとりある居住環境を確保した市街地形成を目指します。
- ・商業業務ゾーン及び低層住宅ゾーンを除く市街化区域は、一般住宅ゾーンとして、潤いに満ちた計画的な住宅市街地の形成を目指します。
- ・地域内外の円滑な移動を確保するため、(都)新橋深沢線などの都市計画道路の整備を推進し、幹線道路等の道路ネットワークの形成を図ります。
- ・J R 御殿場駅や公共施設の周辺などは、子どもや高齢者、障がい者が利用しやすい歩道の設置や段差の解消等のバリアフリー化を推進します。
- ・御殿場高校第二グラウンド跡地は、公共・公益施設の立地を視野に土地利用を検討します。
- ・本地域の市街地や集落地など建物が密集する地区は、道路の拡幅や建築更新時における壁面後退を促進します。
- ・交通結節点である J R 御殿場駅を中心に、バス等の公共交通の利用促進に向けた検討を進めます。
- ・東大路線(市道 0216 号線)を利用する歩行者の安全確保のため、歩道の整備を積極的に推進します。

《自然》に資する整備の方針

- ・箱根外輪山及びその裾野部に広がる樹林地は、人工林から自然林への転換を図るとともに、自然保全ゾーンとして、自然保全とともに人々が集うことのできる憩いの場の創出を検討します。
- ・鮎沢川、抜川などの河川は、河川浄化に努めるとともに、親水機能や都市景観との調和など、河川の環境を高めることを目指した整備を図ります。

《活力》に資する整備の方針

- ・J R 御殿場駅を中心とする商業・業務ゾーンは、駅近くにおける商業施設の誘導などによる買物利便性の向上、都市型住宅や公共公益施設等の計画的な立地を図るなど、都市機能の集積を図ります。

- ・ J R 御殿場駅周辺は、誰もが安全で利用しやすい交通環境に向けて、都市計画道路、駐車施設等の都市施設の計画的整備のほか、バリアフリー構想の実現を目指します。
- ・ J R 御殿場駅を中心とする都市拠点においては、富士山を活かした景観整備、湧水の利活用、「馬車道」等由緒ある名前に因んだ通りの整備、ランドマーク^{※1}となるモニュメントの検討、電線類の地中化^{※2}、特定地区の高層建築物の立地抑制の検討などにより、街の顔として、魅力ある景観を形成していきます。
- ・ 駅東地区まちづくり懇話会等の活動を促進し、住民主体の活力ある住み良いまちづくりを促進します。
- ・ 国道 246 号以西の仁杉、北久原、栢ノ木の田園地、畑地等は、農業生産機能の向上とともに、市街地近郊の立地条件を活かし、農業に親しむことのできる場の提供と居住環境の保全を図ります。
- ・ 地域東部の深沢地区の田園地は、市街地近郊の農業の維持及び生産性の向上を図るため、休耕地の有効利用を図るとともに、ほ場整備を推進します。
- ・ 深沢地区においては、地域住民の要望にあわせ、新駅設置について検討します。
- ・ スマートインターチェンジの設置の可能性について検討を進めます。

《交流》に資する整備の方針

- ・ 深沢城跡は、歴史上の史跡、旧跡が残されている（主）^{※3} 御殿場大井線（旧関本街道）の沿道（歴史街道）とともに、本市の歴史拠点として位置づけ、史跡の保存、案内板の設置等を図っていきます。
- ・ 富士山に対面する箱根外輪山の裾野に立地する交流ゾーンについては、首都圏等市外からの観光客の誘致に向けて、自然環境との調和を図りつつ観光・レクリエーション施設の立地を適切に誘導し、滞在型の観光客の誘致や、市民の交流施設等の整備を図ります。
- ・ 地域東部の足柄サービスエリア西側のトンボ池は、自然豊かな公園として拡充整備を行います。
- ・ （都）御東原循環線の桜並木の整備による良好な景観の形成を図ります。
- ・ 御殿場地区コミュニティセンター周辺は、歴史拠点として整備を検討します。
- ・ 東山旧岸邸と青少年会館跡地付近は、歴史・文化を活かした交流機能の向上を図るため、風致地区の指定も視野に交流拠点として整備を検討します。
- ・ 本地域南部の二の岡地区は、箱根山麓の滞在型施設の立地に向けて、アクセス道路の整備とともに、自然環境と調和した適切な開発を誘導します。
- ・ 国道 138 号沿道に道の駅等を設置し、地場製品の販売促進と通過交通の滞留促進により地域の活性化を図ります。

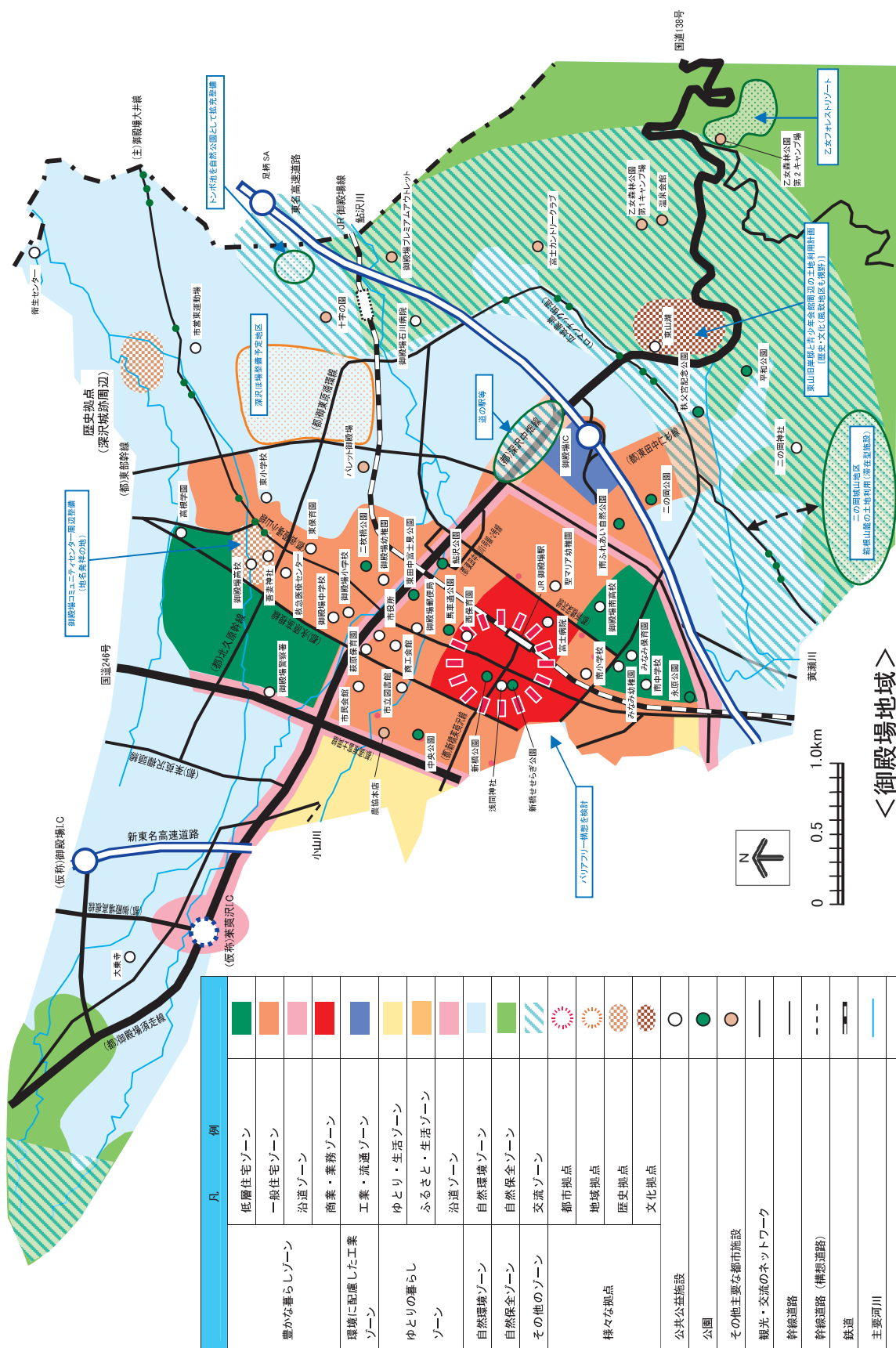
《重点整備の方針》

- 市街地のバリアフリー化と公共施設周辺の歩道整備
- 滞在型施設、道の駅などの拠点整備
- 御殿場駅東地区の駅前広場、（都）新橋深沢線へのアクセス道路の整備
- （都）新橋深沢線、（都）御東原循環線、（都）御殿場高根線の早期整備
- （都）御東原循環線の桜並木の整備による良好な景観の形成

※1：モニュメント、特徴のある建物・構造物のように容易にそれと気づくことのできるようなもの。

※2：電線（電力線・通信線等）および関連施設を地中に埋設すること。

※3：主要地方道の略。



注) 上記の図は、隣接地域の施設も記載されている場合があります。

5-2 富士岡地域

(1) 地域の概況と課題

1) 地域の概況

地域東側は、箱根外輪山の豊かな自然環境に接しており、広域農道（ロマンチック街道）沿いには、観光資源となる優れた眺望地点や景観資源があります。

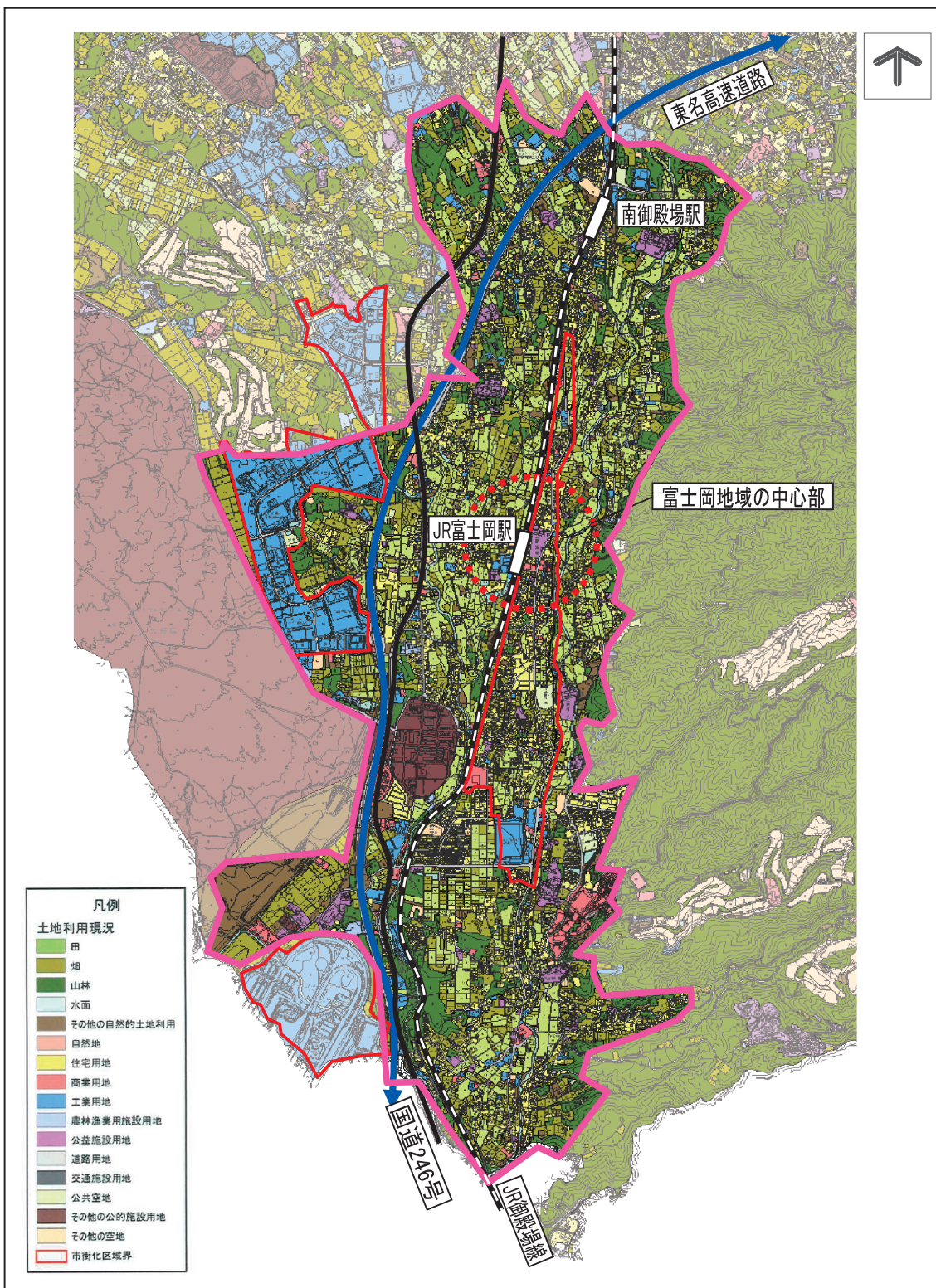
また、自然に恵まれた黄瀬川などの河川や点在する周辺の湧水池などは親水空間を形成しています。

一方、市街化区域内のＪＲ富士岡駅周辺は、本市の地域拠点として、富士岡支所周辺を中心に、公益施設や生活利便施設、住宅地等が立地しています。

地域西部には駒門工業団地が整備され、緑に囲まれた産業環境を形成しています。

人口状況		注) 人口は都市計画基礎調査、高齢化率は平成 22 年 4 月の住民基本台帳の数値			
地域人口 (人)		人口増加率(平成 12～17 年)		高齢化率(65 歳以上)	
平成 12 年	平成 17 年	本地域	市平均	本地域	市平均
約 12, 100	約 12, 500	103%	103%	17. 9%	18. 2%
・平成 12 年から 17 年の 5 年間で、本地域の人口は約 3%増加しています。 ・本地区の高齢化率は 17. 9%と本市の全体に比べ低くなっています。					
主要施設					
・ 東名高速道路 ・ 国道 246 号 ((都)高根富士岡線) ・ 富士岡公園 1. 84ha			・ (都)駒門西部幹線線 ・ 広域農道 (ロマンチック街道) ・ 駒門公園 1. 48ha		
供用済合計 3. 32ha (1 人当たり公園面積 2. 67 m ² 市平均 3. 10 m ² /人)					
地域の主な景観					
 駒門の風穴			 駒門工業団地		
 時之栖			 《仮称》新東名高速道路駒門ジャンクション		

- J R 富士岡駅周辺の市街化区域は北部が住居系地区、南部が工業系地区となっています。
- 地域西部は駒門工業団地が立地しています。
- その他の地域は田・畑・山林などの自然的土地利用が主体となっています。

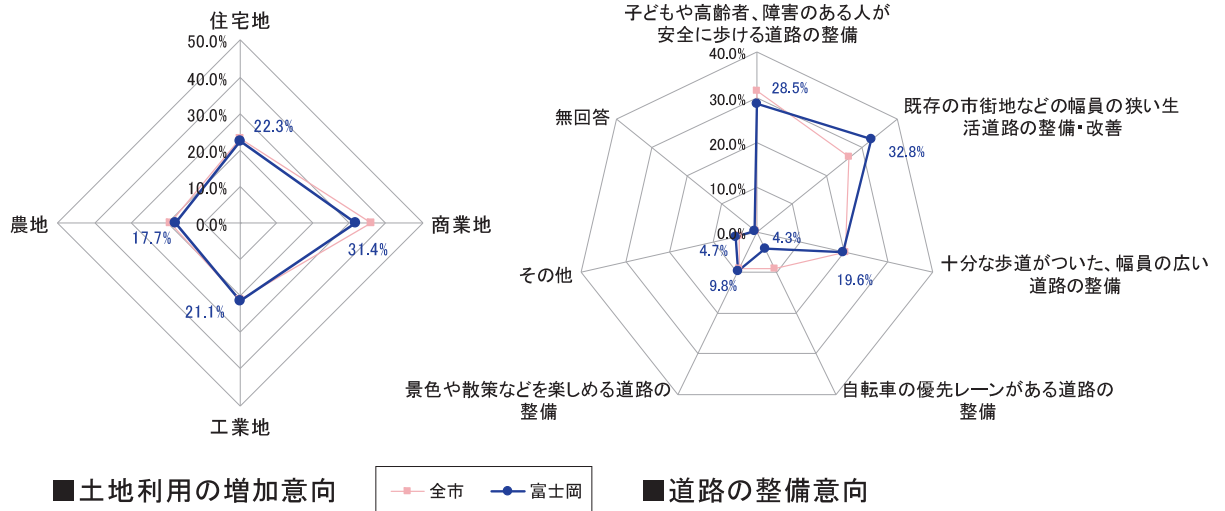


■土地利用現況図（富士岡地域）

《まちづくりに関する市民ニーズ》

○全市と富士岡地域との比較（市民アンケート調査結果）

- ・工業地の増加に関する意向が、全市よりも高くなっています。
- ・幅員の狭い生活道路の整備・改善に関する意向が、全市よりも高くなっています。



○比較的ニーズが高い項目（30%を超える施設整備のニーズ、市民アンケート調査結果）

- ・既存の市街地などの幅員の狭い生活道路の整備・改善（32.8%）
- ・自然を満喫できる公園の整備（31.3%）
- ・生き物や植物が多い自然豊かできれいな川の整備（33.0%）
- ・公共交通（バス）の必要性は、今は重要ではないが、将来を考えると必要（74.3%）

○地域別説明会における主な意見

- ・公共下水道の整備よりも合併処理浄化槽の普及の方が整備事業費が少なくて済むのではないかと。
- ・深良方面に抜ける広域農道の整備構想について、その後の方向性を明らかにしてほしい。
- ・ロマンチック街道沿いでこれまで地域の活性化のために行ってきた、菜の花、ブルーベリー、ホタル、稚魚放流などが一定の成果を上げている。今後も自然を大切にしながら施策を推進したいので、市でも引き続き応援してほしい。

2) 富士岡地域の課題

《安心定住》に関する地域の主な課題

- 少子・高齢化、人口減少社会への対応
 - ・ J R 御殿場線以東の市街化区域の良好な基盤整備
 - ・ 既存集落の居住環境の向上
 - ・ 公共交通の利用促進
- 都市計画道路等の都市施設の整備
 - ・ 国道 246 号、(一)※¹ 沼津小山線、ロマンチック街道を結ぶ東西方向の道路網の形成
 - ・ 通学路の歩道整備など安全性の確保と生活道路の整備・改善
- 防災と減災への対応
 - ・ 市街地、集落地、河川の集中豪雨等に対する防災機能の向上

《自然》に関する地域の主な課題

- 人の営みと自然との共生
 - ・ 田園地、畑地等の自然的な景観形成と農業生産性の向上
 - ・ 自然豊かな公園緑地の整備
 - ・ 黄瀬川等の河川や湧水池の保全・活用
- 自然環境と調和した活力あるまち
 - ・ 地域東側に位置する箱根外輪山の樹林地の保全
 - ・ 国指定の天然記念物である駒門風穴の保全

《活力》に関する地域の主な課題

- 新たな産業の育成や支援
 - ・ 駒門工業団地等の産業環境の維持・向上
 - ・ ロマンチック街道等における交流型集客施設等の検討
 - ・ 食肉センター跡地の利用
- 地域活力の維持や交流人口の拡大
 - ・ (仮称) 神山深良線の検討
 - ・ 東富士演習場地域との調和
 - ・ 団地間連絡道路とロマンチック街道沿いの整備

《交流》に関する地域の主な課題

- 地域活力の維持や交流人口の拡大
 - ・ 箱根外輪山の裾野に立地する観光・レクリエーション施設の活用と充実
 - ・ ロマンチック街道等の景観形成
 - ・ 自然環境を活かした散策道等の整備
 - ・ 多目的グラウンドの整備
 - ・ 国立駿河療養所の将来構想

※1：一般県道の略。

(2) 富士岡地域のまちづくり方針

富士岡地域のまちづくりのテーマ

水・緑・風を感じるまち、富士岡

～まちづくりの基本的な考え方～

地域東側の斜面緑地及び黄瀬川沿いの貴重な自然環境の保全と活用、地域西側における交通ポテンシャルを活かした駒門工業団地等の産業機能の充実を図っていきます。また、ロマンチック街道沿道への観光・交流施設の適切な立地誘導を進めます。

《安心定住》に資する整備の方針

- ・ J R 御殿場線以東の市街化区域は、土地区画整理等の市街地整備事業の導入を図り、計画的な住宅地の形成を進めます。
- ・ 市街化調整区域にある J R 南御殿場駅・県合同庁舎とその周辺地区、J R 富士岡駅西側、神山平住宅団地、富士見原住宅団地等については、地域住民の日常生活やコミュニティ活動に必要な機能の維持・充実を図ります。
- ・ 時之栖やロマンチック街道へのアクセスの確保など、交流ゾーンへの交通アクセスの利便性向上に向けて、国道 246 号と（一）沼津小山線及びロマンチック街道を結ぶ東西方向の道路網の形成を進めます。
- ・ J R 富士岡駅などと周辺諸施設を連絡するバス運行の検討を進めます。
- ・ 神山小学校等への通学路は、歩道の設置などにより安全性の確保を図ります。
- ・ 地域を縦断する黄瀬川や久保川は、自然環境保全や親水性に配慮しつつ、浸水などの都市災害を防止するため改修を推進します。
- ・ 本地域の市街地や集落地など建物が密集する地区は、排水対策、地震対策等のほか、道路の拡幅や建築更新時における壁面後退を促進します。
- ・ 神山地区において、住民の要望や周辺の土地利用を加味した新駅の設置について検討します。

《自然》に資する整備の方針

- ・ 地域東側に位置する箱根外輪山の樹林地は、豊かな自然環境の保全を図るとともに、市民や来訪者が集える憩いの場の創出について検討を進めます。
- ・ 自然環境ゾーンに広がる田園地、畑地等は、休耕している農地の有効利用など農業生産性の向上を図りながら、御殿場らしいのどかな景観の維持を図っていきます。
- ・ 地域内に点在している湧水池の保全のほか、黄瀬川や久保川の河川敷等の水辺を活かした潤いのある公園等の整備を図っていきます。
- ・ 国指定の天然記念物である駒門風穴は、将来にわたり保存すべき重要な歴史、観光資源として、保全を図ります。

《活力》に資する整備の方針

- ・ 駒門工業団地等の工業・流通ゾーンは、環境に配慮した工業団地等の形成及び既存立地企業の維持に努めます。
- ・ 工業・流通ゾーンに立地する工場敷地周辺部においては、緩衝緑地や修景緑地等の設置により、周辺環境と調和した景観形成と周辺の生活環境に配慮した産業空間を形成していきます。
- ・ ロマンチック街道沿いなどにおいて、地場製品の販売、地産地消の飲食の提供、周辺観光資源への誘導案内などの役割を担う施設等の設置を検討します。
- ・ 地域西側に隣接する東富士演習場地域は、市民生活への影響に留意しながら、民生安定のための諸施策が講じられるよう関係機関との協議を重ねていきます。

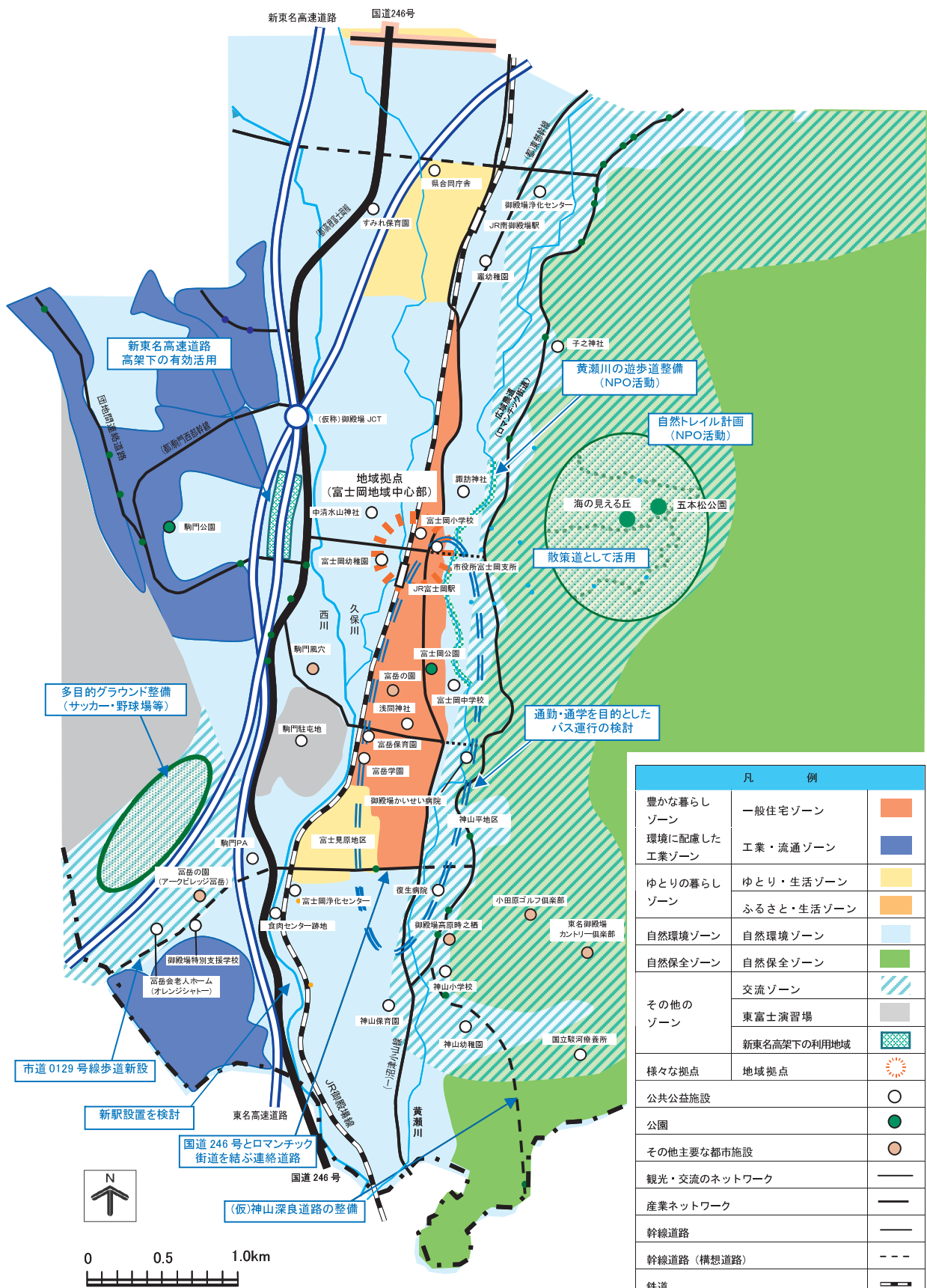
《交流》に資する整備の方針

- ・ 富士山に対面する箱根外輪山の裾野は、自然環境との調和を図りつつ首都圏からの観光客誘致に向けて、観光・レクリエーション施設の立地を適切に誘導し、滞在型の観光客の誘致や、市民の交流施設等の整備を図ります。
- ・ 南北の連携軸となるロマンチック街道は、周辺諸施設を有機的に結びつけるために、地区計画や建築協定等による沿道景観の整備と展望台の富士山の眺望場所等の整備を進めます。
- ・ 地域拠点であるＪＲ富士岡駅周辺は、都市機能の強化に向けて、駅前広場の整備や、駅西側における面整備※¹、道路整備の可能性について検討を進めます。
- ・ 隣接市等との広域交流を促進するため、(仮称)神山深良道路等の整備を行います。
- ・ 箱根外輪山の裾野のハイキングコースは、地域で活動するＮＰＯへの支援を行いつつ、自然に親しむことができる散策道や富士山等を眺望できる休憩施設等の整備促進を図ります。
- ・ スポーツ拠点である本地域の南西部に、市民や来訪者がスポーツ・レクリエーションを通じて交流できる多目的グラウンドの整備を進めます。
- ・ 新東名高速道路の高架下については、公園やコミュニティ広場等の整備による有効利用を推進し、地域住民の交流の場として活用します。
- ・ 国立駿河療養所の将来構想については、本市にふさわしい土地利用のあり方について検討するとともに、関係機関との調整を図ります。
- ・ 地域の観光資源の充実に向け、市民協働のもと、必要な支援を行います。
- ・ 食肉センターの跡地については、地域の公共・公益施設のほか、既存施設に準じた土地利用の誘導を図ります。

《重点整備の方針》

- ロマンチック街道周辺整備及び団地間連絡道路・スポーツ拠点の整備
- (仮称) 神山深良線の整備構想の実現と生活道路の整備・改善
- 神山地区への新駅設置の検討
- 河川の防災対策（黄瀬川及び支川整備）
- ＮＰＯ団体への支援
- 新東名高速道路の高架下の整備

※1：まとまった相当規模の区域で、道路・公園・下水道等の施設整備を、宅地開発と一体的に行うこと。土地区画整理事業等が含まれる。



<富士岡地域>

(注) 上記の図は、隣接地域の施設も記載されている場合があります。

5-3 原里地域

(1) 地域の概況と課題

1) 地域の概況

本地域は、御殿場地域の市街地に連担する地域で、国道 246 号以東は住居系の市街化区域となっています。

国道 246 号と（都）御殿場高根線に囲まれた地区は、市街化調整区域として当面市街化を抑制する区域ですが、新東名高速道路のインターチェンジ開設に伴う開発圧力の増大が見込まれます。

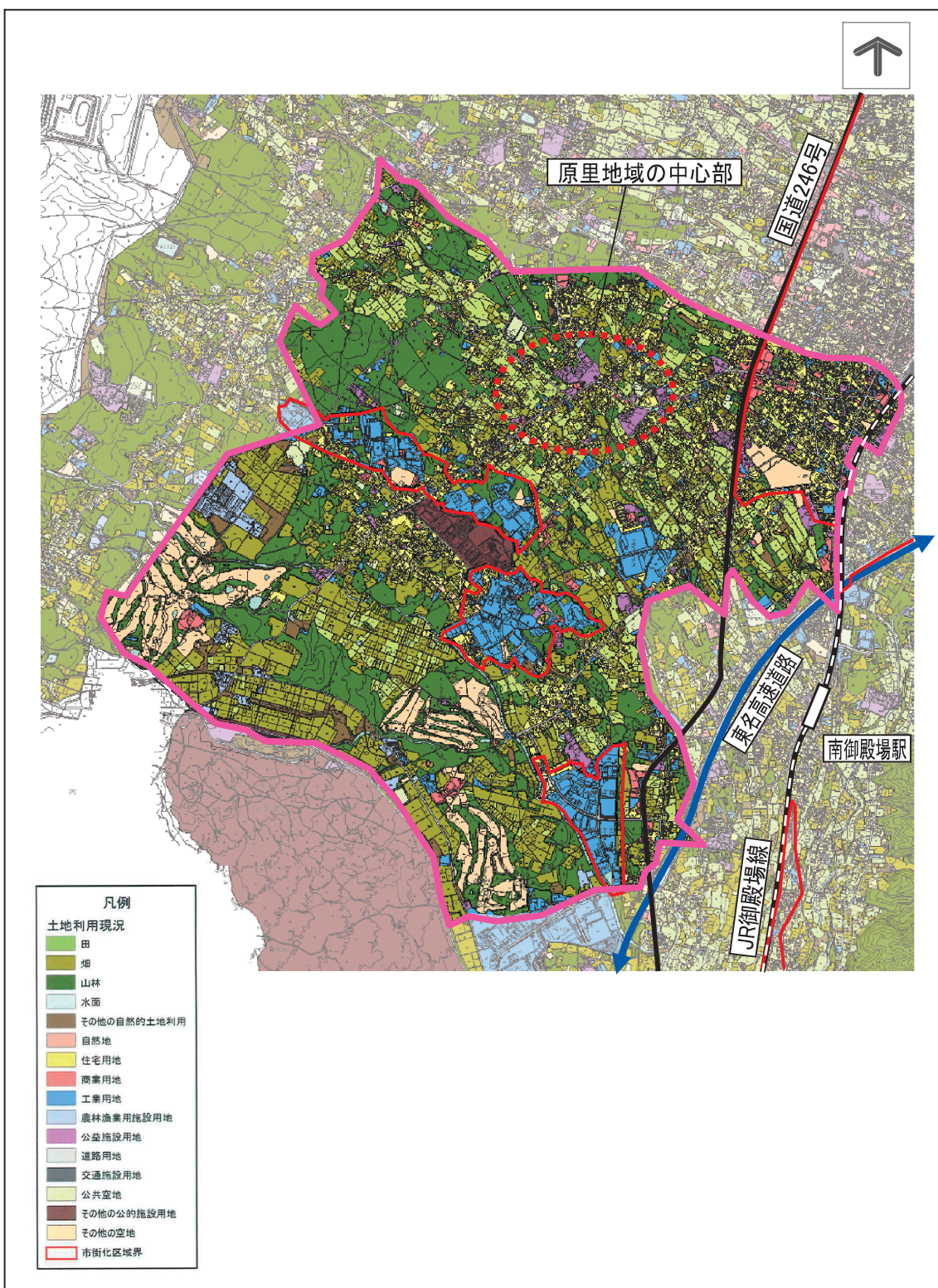
また、（都）御殿場高根線の外側に広がる田園地は御殿場らしいのどかな景観が形成されています。

一方、原里支所を中心に、公益施設や生活利便施設、住宅地等が立地しています。

地域の中央から南部にかけては、富士岡地域から連たんする工業集積地が形成されています。

人口状況					
注) 人口は都市計画基礎調査、高齢化率は平成 22 年 4 月の住民基本台帳の数値					
地域人口 (人)		人口増加率(平成 12～17 年)		高齢化率(65 歳以上)	
平成 12 年	平成 17 年	本地域	市平均	本地域	市平均
約 17,700	約 18,000	102%	103%	16.5%	18.2%
・平成 12 年から 17 年の 5 年間で、本地域の人口は約 2%増加しています。					
・本地区の高齢化率は 16.5%と本市の全体に比べ低くなっています。					
主要施設					
・ (一)五本地御殿場線		・ (都)御殿場高根線		・ (都)神場板妻線	
・ (一)滝ヶ原富士岡線		・ (都)永原高根線		・ 市道 0108 号線	
・ 神場南公園 1.00ha		・ 湯沢平公園 1.89ha			
供用済合計 2.89ha (1 人当たり公園面積 1.61 m ² 市平均 2.72 m ² /人)					
地域の主な景観					
					
湯沢平公園			太平洋クラブ 御殿場コース		
					
富士御殿場工業団地			神場山神社		

- 地域北東部の市街化区域は、御殿場地域の市街地と連たんしています。
- 地域中央から南部にかけては、工業団地が立地しています。
- 地域北部の原里地域の中心部には、既存集落や公共公益施設等が立地しています。
- 地域南西部には、レクリエーション施設（ゴルフ場）が立地しています。

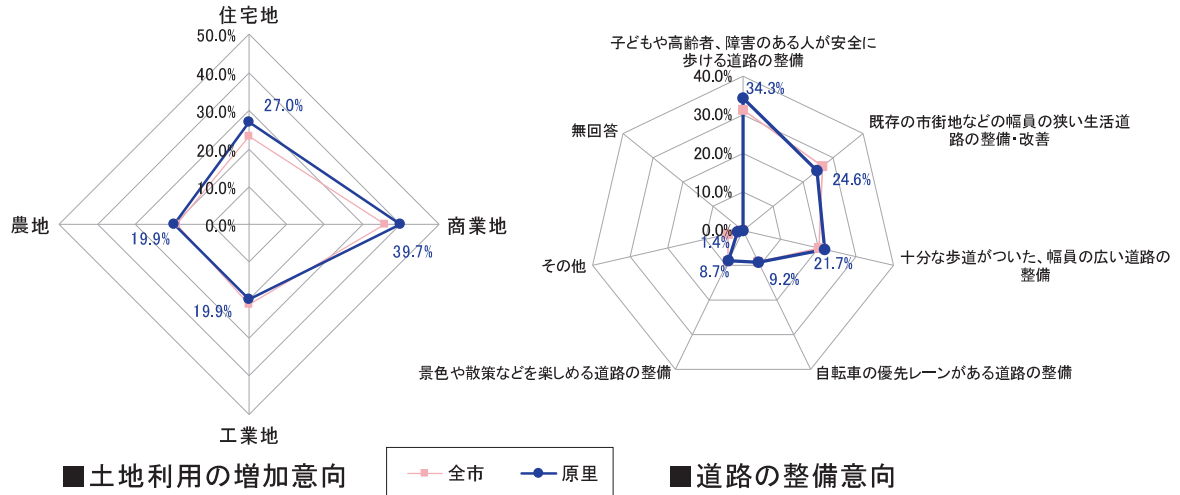


■土地利用現況図（原里地域）

《まちづくりに関する市民ニーズ》

○全市と原里地域との比較（市民アンケート調査の主な結果）

- ・商業地の増加に関する意向が、全市よりも高くなっています。
- ・子どもや高齢者、障害のある人が安全に歩ける道路の整備に関する意向が、全市よりも高くなっています。



○比較的ニーズが高い項目（30%を超える施設整備のニーズ、市民アンケート調査結果）

- ・子どもや高齢者、障がいのある人が安全に歩ける道路の整備（34.3%）
- ・自然を満喫できる公園の整備（33.7%）
- ・生き物や植物が多い自然豊かできれいな川の整備（37.0%）
- ・公共交通（バス）の必要性は、今は重要ではないが、将来を考えると必要（66.7%）

○地域別説明会における主な意見

- ・人を増やす施策として、就労の場を増やしていく施策を重点的に行ってほしい。
- ・計画決定されたまま事業が途中で止まってしまっている道路など、優先度の高い道路を集中して整備し、実施予定のない都市計画道路は廃止するなどの仕分けが必要ではないか。
- ・最終処分場の埋め立て容量から考えると、板妻・神場地先に予定しているごみ処理総合施設は、総合施設としての観点では機能的に不足するのではないか。
- ・河川の三面張り工法は自然とのふれあいができないので、新たな工法を検討してほしい。
- ・駅経由でなく、地域内だけでもない、市内の主な施設を循環するバスの運行を希望する。

2) 原里地域の主な課題

《安心定住》に関する地域の主な課題

- 少子・高齢化、人口減少社会への対応
 - ・ 良好な住環境の形成
 - ・ 既存集落の居住環境の向上
- 都市計画道路等の都市施設の整備
 - ・ 生活道路の整備・改善
 - ・ 歩道の整備
 - ・ 公園の整備
 - ・ 公共交通の利用促進
 - ・ ごみ処理総合施設の整備
- 防災と減災への両面からの対応
 - ・ 市街地や集落地の防災性の向上

《自然》に関する地域の主な課題

- 人の営みと自然との共生
 - ・ 田園地の自然環境と生活環境の共生
 - ・ 自然豊かな公園緑地の整備
- 自然環境と調和した活力あるまち
 - ・ 河川の親水性の確保

《活力》に関する地域の主な課題

- 新たな産業の育成や支援
 - ・ 夏刈工業団地の整備にあわせたアクセス道路の整備
 - ・ 既存工業団地・集積地における未活用地への企業誘致と既存企業への支援
- 都市計画道路等の都市施設の整備
 - ・ 産業立地を促進する団地間連絡道路の整備
- 地域活力の維持や交流人口の拡大
 - ・ 東富士演習場地域との調和

《交流》に関する地域の主な課題

- 市民協働によるまちづくり
 - ・ 協働による公園等の整備
- 地域活力の維持や交流人口の拡大
 - ・ 地域拠点の都市機能の向上
 - ・ 交流ゾーンの整備

(2) 原里地域のまちづくり方針

原里地域のまちづくりのテーマ

花・風・人いきいき、原里

～まちづくりの基本的な考え方～

森の腰を中心とした商業機能、(都)御殿場高根線内側の地区における都市型の生活機能、工業系用途地域における工業機能、地域西側における豊かな自然環境機能など、地域内に立地するさまざまな機能に沿った都市基盤整備の推進を図っていきます。

《安心定住》に資する整備の方針

- ・ 国道 246 号以东に位置する現在の市街化区域については、潤いに満ちた計画的な住宅市街地の形成を目指します。
- ・ 現在の国道 246 号と(都)御殿場高根線の間地域は、新東名高速道路の整備に伴う移転家屋等により宅地化も進むことから、地区計画等の導入を検討し、自然環境に配慮した良好な住環境の形成を進めます。
- ・ 板妻・神場地先において、資源循環型社会に配慮したごみ処理総合施設の整備を推進します。
- ・ 国道 469 号及び(県)滝ヶ原富士岡線沿いに位置するふるさと・生活ゾーンは、周辺の農業や自然環境との調和を図りつつ、集落地として居住環境を整えます。
- ・ 工場周辺の生活道路は、交通の安全性を確保するため、歩道の整備、道路の拡幅や改良、危険な交差点の改善などを進めます。
- ・ 既存集落内やその周辺などの生活道路は、歩道の設置や道路舗装などにより安全性や利便性の向上を図ります。
- ・ 本地域の市街地や集落地など建物が密集する地区は、排水対策、地震対策等のほか、道路の拡幅や建築更新時における壁面後退を促進します。
- ・ 市の主要な施設との連絡や、地域の主要諸施設等を循環するバス運行の検討を進めます。
- ・ 旧矢崎部品跡地は、(仮称)友愛パーク朝日として公園の整備を推進します。

《自然》に資する整備の方針

- ・ (都)御殿場高根線の外側に広がる田園地、畑地等は、休耕している農地の有効利用など農業生産性の向上を図りながら、御殿場らしいのどかな景観の維持を図っていきます。
- ・ 子ども達の遊び場として、黄瀬川や西川の河川敷等の水辺を活かした潤いのある公園や、親水河川、せせらぎ等の整備を図っていきます。

《活力》に資する整備の方針

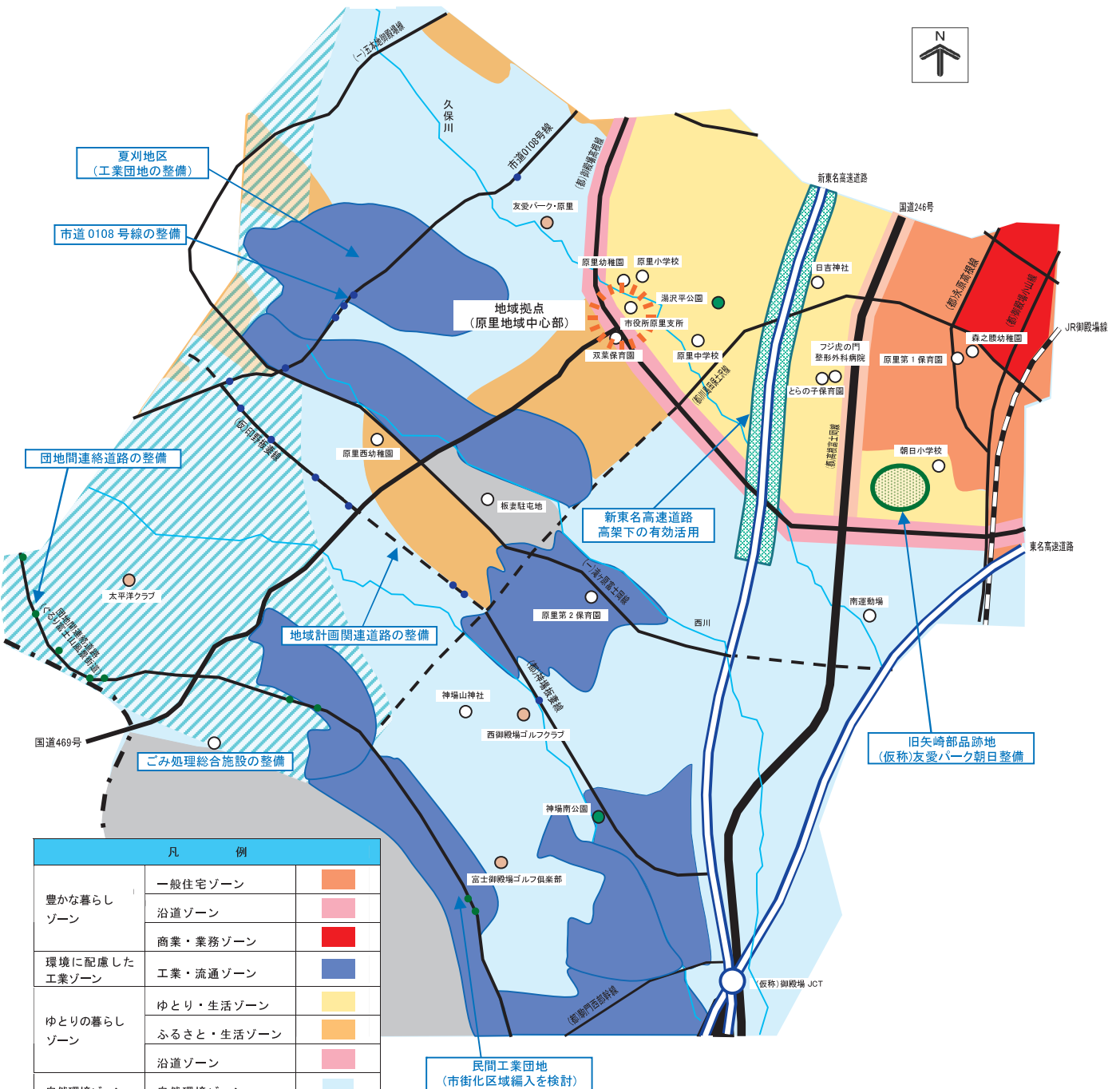
- ・地域西部に広がる夏刈地区は、市街化区域への編入等を視野に入れながら、地区計画制度等の活用により周辺環境と調和した工業用地の整備を目指し、製造及び研究・技術開発機能を有する企業誘致を進めていきます。
- ・夏刈地区の工業団地整備とあわせ、アクセス道路となる市道 0108 号線及び地域計画関連道路の整備を推進します。
- ・中部道下団地（解放国有地）は、産業構造の転換に対応した新たな産業立地を図る工業・流通ゾーンと位置づけ、環境に配慮しつつ、基盤施設となる団地間連絡道路の整備促進を図っていきます。
- ・工場敷地周辺部においては、緩衝緑地や修景緑地を設置し、良好な景観の形成を図るとともに、大型車両の集落地への流入を防ぐため、段階的な道路網の整備を図っていきます。
- ・富士御殿場工業団地については、市街化区域への編入を検討します。
- ・既存工業団地内の既存立地企業の市外移転の抑制に向けて、各種支援制度の充実等に努めます。
- ・地域南側に隣接する東富士演習場地域は、市民生活への影響に留意しながら、民生安定のための諸施策が講じられるよう、関係機関との協議を重ねていきます。

《交流》に資する整備の方針

- ・J R 御殿場駅から連なる森の腰商店街等の商業業務機能の集積は、都市計画道路、駐車施設整備などの交通施設を計画的に整備していきます。
- ・原里支所を中心とした地域拠点、生活利便性を高めるため、周辺環境に配慮しつつ、店舗等の生活利便施設の充実を検討していきます。
- ・団地間連絡道路沿いの地区は、高塚団地等の解放国有地が存在する開発ポテンシャルの高い地域であることから、恵まれた自然環境や交通条件を活かし、レクリエーション施設や新産業を支える産業基盤の整備を進めます。
- ・国道 246 号東側と（都）御殿場高根線の交差部の北東部の企業跡地は、地域住民との協働のもと、公園等の整備を推進します。
- ・新東名高速道路の高架下については、公園やコミュニティ広場等の整備による有効利用を推進し、地域住民の交流の場として活用します。

《重点整備の方針》

- 夏刈地区の工業団地化と企業誘致
- 地域計画関連道路（（仮称）印野板妻線）の整備、団地間連絡道路の整備
- 公共施設周辺の歩道の整備
- 公共交通の整備・拡充
- （仮称）友愛パーク朝日の公園整備
- 新東名高速道路の高架下の整備



<原里地域>

注) 上記の図は、隣接地域の施設も記載されている場合があります。

(1) 地域の概況と課題

1) 地域の概況

国道 246 号以東に位置する市街化区域は、本市の中心地区である御殿場地域に隣接し、商業系及び住居系の土地利用となっています。

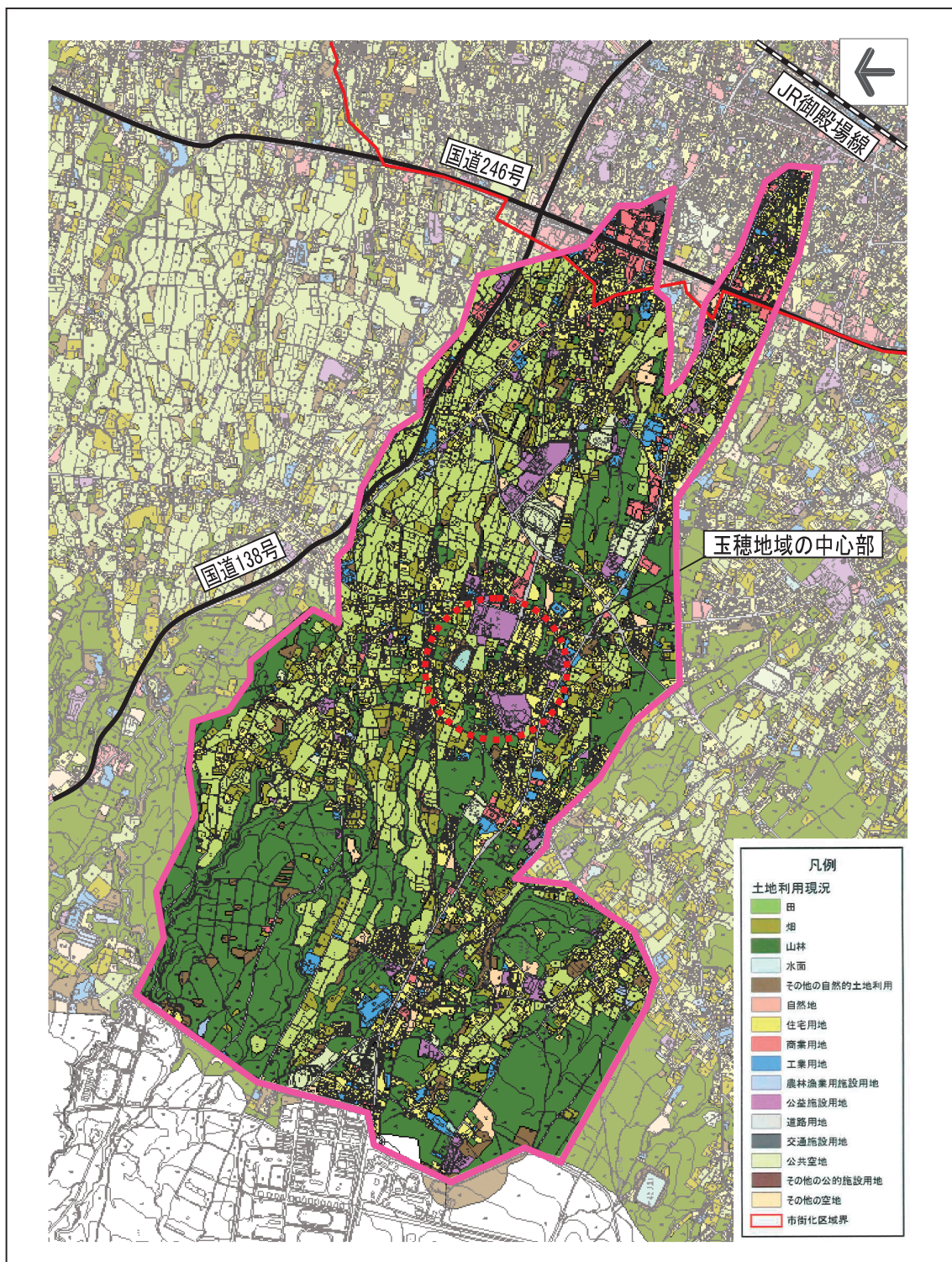
また、国道 246 号と（都）御殿場高根線に囲まれた地区は、市街化調整区域として当面市街化を抑制する区域ですが、新東名高速道路のインターチェンジ開設に伴う開発圧力の増大が見込まれます。

地域西部の樹林地・農地は、豊かな自然環境、生産環境が保全されており、玉穂支所周辺は本地域の中心部となる集落を形成しています。

また、玉穂支所東部においては、陸上競技場、体育館等のスポーツやレクリエーションが楽しめる施設が集積しています。

人口状況					
注) 人口は都市計画基礎調査、高齢化率は平成 22 年 4 月の住民基本台帳の数値					
地域人口 (人)		人口増加率(平成 12~17 年)		高齢化率(65 歳以上)	
平成 12 年	平成 17 年	本地域	市平均	本地域	市平均
約 10,300	約 9,700	94%	103%	19.6%	18.2%
・平成 12 年から 17 年の 5 年間で、本地域の人口は約 6%減少しています。 ・本地区の高齢化率は 19.6%と本市の全体に比べ高くなっています。					
主要施設					
・(一) 五本地御殿場線 ・(都) 御殿場高根線 ・(都) 茱萸沢棚頭線 ・市道 0108 号線 ・桜公園 4.00ha					
供用済合計 4.00ha (1 人当たり公園面積 4.12 m ² 市平均 2.72 m ² /人)					
地域の主な景観					
					
					

- 本地域東部は、御殿場地域の市街化区域に連たんしています。
- 地域中央に玉穂支所やその他の公共施設が集積しています。
- 地域北部は田、畑、地区北西部は山林が多く、自然的土地利用が中心となっています。

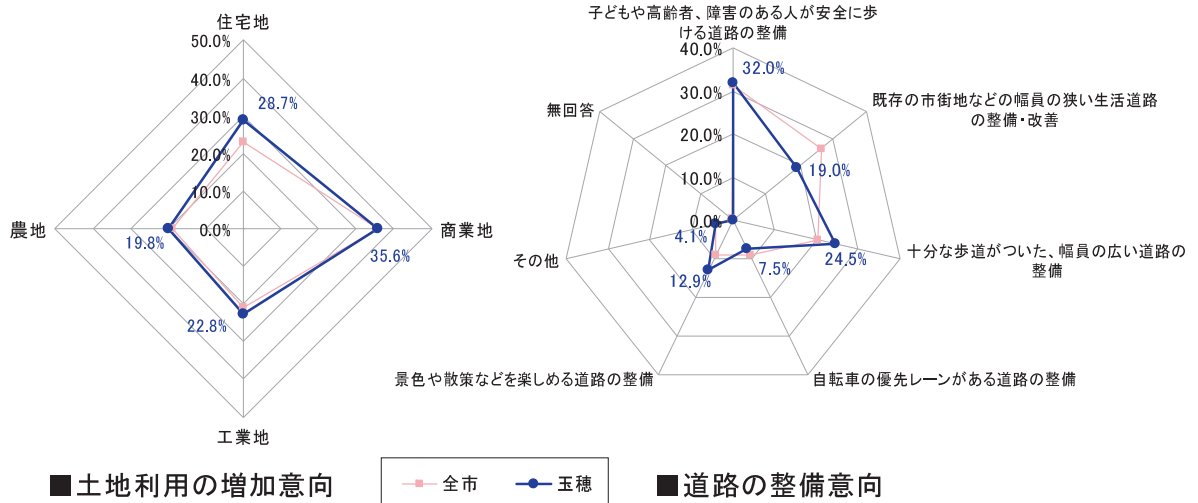


■土地利用現況図（玉穂地域）

《まちづくりに関する市民ニーズ》

○全市と玉穂地域との比較（市民アンケート調査の主な結果）

- ・住宅地の増加に関する意向が、全市よりも高くなっています。
- ・十分な歩道がついた、幅員の広い道路の整備に関する意向が、全市よりも高くなっています。



○比較的ニーズが高い項目（30%を超える施設整備のニーズ、市民アンケート調査結果）

- ・子どもや高齢者、障がいのある人が安全に歩ける道路の整備（32.0%）
- ・自然を満喫できる公園の整備（34.8%）
- ・生き物や植物が多い自然豊かできれいな川の整備（32.1%）
- ・公共交通（バス）の必要性は、今は重要ではないが、将来を考えると必要（68.3%）

○地域別説明会における主な意見

- ・玉穂地域に住みたいというニーズは高いが、市街化調整区域のため住宅ができない。住宅地を創出できる制度を適用してほしい。
- ・公共交通のバスに関する記述については、早く実現できるように希望する。
- ・団地間道路に立派な歩道がついたが、同じ規格のもので連続性を持たせてほしい。また、自転車が走れる道路も整備して、玉穂地域をアピールしたい。
- ・短大の跡地利用については、若者が集まる教育施設を引き続きお願いしたい。

2) 玉穂地域の主な課題

《安心定住》に関する地域の主な課題

- 少子・高齢化、人口減少社会への対応
 - ・ 周辺環境と調和した住宅地の供給
 - ・ 店舗等生活利便施設の誘導
- 都市計画道路等の都市施設の整備
 - ・ 通学路の歩道整備など安全性の確保
 - ・ 生活道路の整備・改善
 - ・ 身近な公園の整備
 - ・ 公共交通の利用促進
- 防災と減災への両面からの対応
 - ・ 市街地や集落地の防災性の向上

《自然》に関する地域の主な課題

- 人の営みと自然との共生
 - ・ 河川や遊水地の保全・活用
- 自然環境と調和した活力あるまち
 - ・ 地区西部の樹林地の保全・活用

《活力》に関する地域の主な課題

- 新たな産業の育成や支援
 - ・ (仮称) 御殿場インターチェンジランプ周辺の土地利用の検討
 - ・ 団地間連絡道路沿いの交流機能の充実
- 生産性の高い農業の育成
 - ・ 地域北西部の田園地の保全
- 地域活力の維持や交流人口の拡大
 - ・ 団地間連絡道路の整備
 - ・ (仮称) 茱萸沢インターチェンジのランプ化と計画的な沿道利用
 - ・ 東富士演習場地域との調和

《交流》に関する地域の主な課題

- 地域活力の維持や交流人口の拡大
 - ・ 地域拠点の都市機能の向上
 - ・ スポーツ拠点等の維持・充実
 - ・ 桜公園周辺など交流ゾーンの利便性向上

(2) 玉穂地域のまちづくり方針

玉穂地域のまちづくりのテーマ

富士山の恵みあふれる文化の里、玉穂

～まちづくりの基本的な考え方～

地域西側の樹林地においては、豊かな自然環境を維持、保全しながら、人々が自然と触れ合うことのできる空間の整備を図っていきます。また、地域東側においては、陸上競技場、体育館等の都市施設の集積の活用、新東名高速道路インターチェンジ周辺地域の立地特性を活かした活気ある基盤整備の検討を進めます。

《安心定住》に資する整備の方針

- ・新東名高速道路の整備に伴い、(都) 御殿場高根線などの幹線道路をはじめ、生活道路網が整備され土地利用が促進されるとともに、移転家屋等により宅地化も進むことから、環境豊かな生活ゾーンとして形成を図ります。
- ・(都) 御殿場高根線の外側に広がる玉穂支所を中心とした周辺地域は、周辺の農地や自然環境と調和を図りつつ、生活利便性を高めるための生活利便施設の誘導とともに、地区計画等の導入による住宅地の創出を検討します。
- ・玉穂小学校等の通学路は、歩道等の設置などにより安全性の確保を図ります。
- ・市民の憩いの空間、緊急時の避難場所として、身近で高齢者や障害者も利用可能な公園の整備を推進します。
- ・本地域の市街地や集落地など建物が密集する地区は、排水対策、地震対策等のほか、道路の拡幅や建築更新時における壁面後退を促進します。
- ・市の主要な施設との連絡や、玉穂支所やスポーツ拠点などの地域の主要諸施設等を循環するバス運行の検討を進めます。

《自然》に資する整備の方針

- ・地域北西部に広がる樹林地は、本市を育んできた富士山麓の豊かな自然として保全を図ります。また、自然を体験することのできる憩いの場の創出についても検討を進めます。
- ・地域中央部を東西に流れる小山川及び周辺に点在する湧水池を活かし、自然と触れ合える場など親水空間の整備を促進します。

《活力》に資する整備の方針

- ・地域北西部に広がる農地は食料生産の機能とともに、環境保全・防災機能のほか、季節の移り変わりを感ぜさせる景観機能も有するため、ほ場整備が完了した優良な農地を中心にその保全に努めます。
- ・東富士演習場地域は、地域と共存共栄してきた歴史に鑑み、市民生活への影響に留意しながら、民生安定のための諸施策が講じられるよう、関係機関との協議を重ねていきます。
- ・団地間連絡道路は、(仮称) 御殿場インターチェンジから本地域へのアクセス性

向上など、市外及び他地域からの集客機能の向上を担う道路として整備を推進します。

- ・団地間連絡道路沿いの地区については、豊かな自然環境と調和した交流ゾーンにふさわしい土地利用の促進を図ります。
- ・新東名高速道路の（仮称）御殿場インターチェンジ開設に伴うランプ周辺は、農地等の周辺環境に配慮しつつ、地域住民の合意形成を踏まえ、業務系土地利用のための基盤整備の可能性について検討をします。

《交流》に資する整備の方針

- ・本地域中心部の都市施設（玉穂支所、学校教育施設等）が集積した地区は、地域拠点として位置づけ、生活利便施設の向上を図っていきます。
- ・陸上競技場や体育館等の周辺地区は、市民等がスポーツやレクリエーションを楽しめる拠点として、施設の充実やアクセス道路の整備を図ります。
- ・地域北部のスポーツ拠点は、市民等がスポーツ・レクリエーションを通じて交流できる多目的グラウンドの整備を進めます。
- ・「ふじざくら」は、福祉機能を兼ね備えた世代間交流施設として施設の維持・充実を図るほか、交通アクセスの利便性を高めるため公共交通の利便性向上を交通事業者と連携し進めていきます。
- ・桜公園周辺地域や団地間連絡道路（ぐるり富士山風景街道）沿道は、富士山の風景を活かした遊歩道の整備や案内板の設置により、来訪者の利便性の向上を図ります。
- ・新東名高速道路の高架下については、公園やコミュニティ広場等の整備による有効利用を推進し、地域住民の交流の場として活用します

《重点整備の方針》

- 公共施設周辺の歩道の整備
- 新東名インターチェンジランプ周辺の基盤整備
- 団地間連絡道路及び（都）御殿場高根線の整備
- 公共交通の整備・拡充
- 新東名高速道路の高架下の整備

5-5 印野地域

(1) 地域の概況と課題

1) 地域の概況

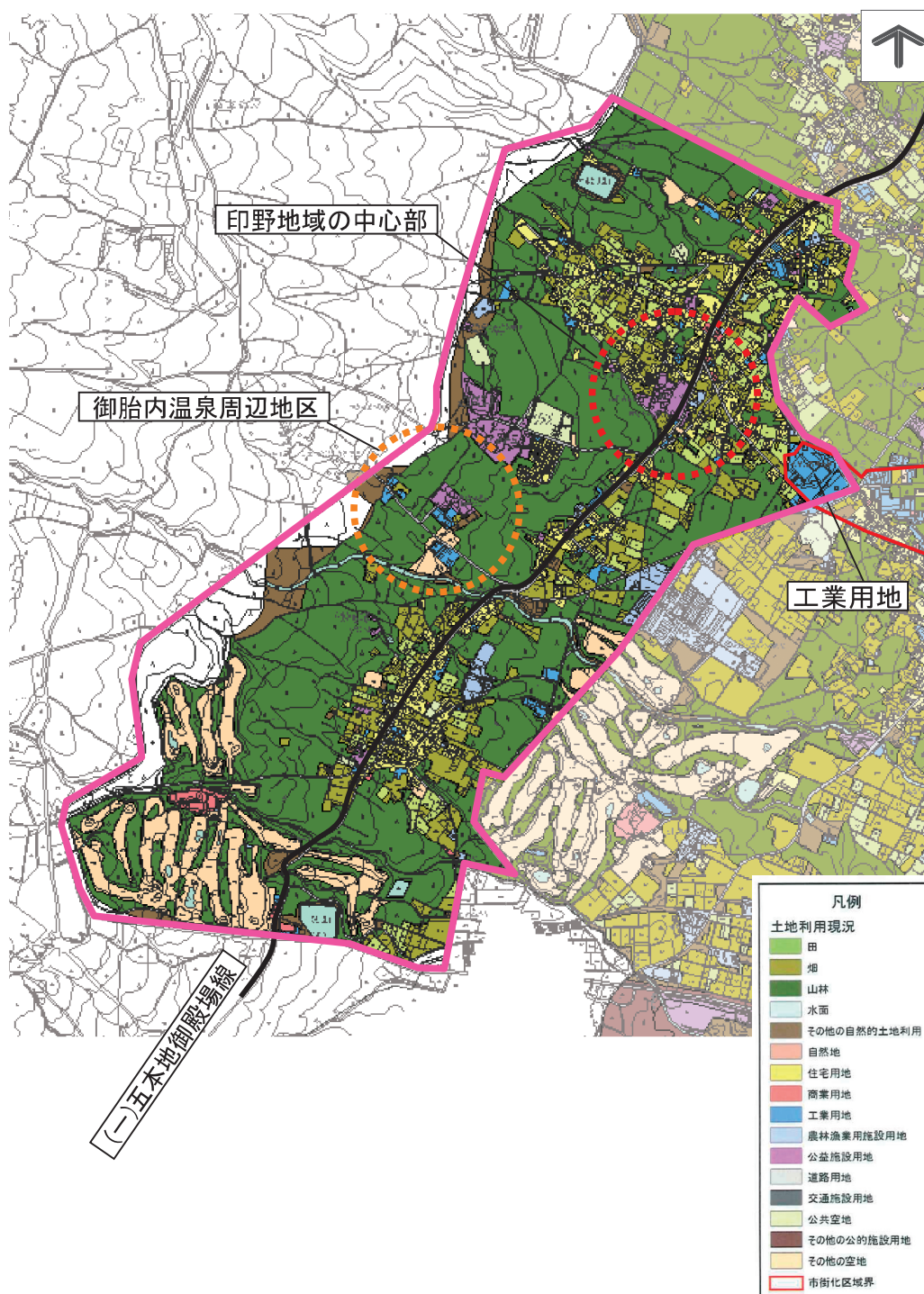
本地域は、(一)五本地御殿場線沿道に集落地が位置するほか、その周辺を取り囲むように農地が広がり、農業生産と調和の取れた農住空間を形成しています。更にその外側には、樹林地が広がっており緑豊かな自然環境を有しています。

また、御胎内清宏園や御胎内温泉などの観光資源を有しており、地域外の人々との交流を育む空間の創出を目指しています。

(一)五本地御殿場線が主要な道路として地域を縦断していますが、本地域の豊富な観光資源と他地域とを結ぶ道路施設や移動手段などの交通環境が不十分な状況にあります。

人口状況		注) 人口は都市計画基礎調査、高齢化率は平成 22 年 4 月の住民基本台帳の数値			
地域人口 (人)		人口増加率(平成 12~17 年)		高齢化率(65 歳以上)	
平成 12 年	平成 17 年	本地域	市平均	本地域	市平均
約 2,200	約 2,200	100%	103%	22.0%	18.2%
・平成 12 年から 17 年の 5 年間で、本地域の人口は増減していません。 ・本地区の高齢化率は 22%と本市の全体に比べ高くなっています。					
主要施設					
・(一)五本地御殿場線 ・(一)滝ヶ原富士岡線 ・都市公園はなし					
供用済合計—ha (1 人当り公園面積—㎡ 市平均 2.72 ㎡/人)					
地域の主な景観					
   					

- 地域の北部に印野支所をはじめ地域の中心部の集落地が広がっています。
- 地域内は富士山麓の山林を中心とする自然的土地利用が多くなっています。
- 地域西部に御胎内温泉などの観光施設が集積しています。
- 地域の南部にはレクリエーション施設（ゴルフ場）が立地しています。

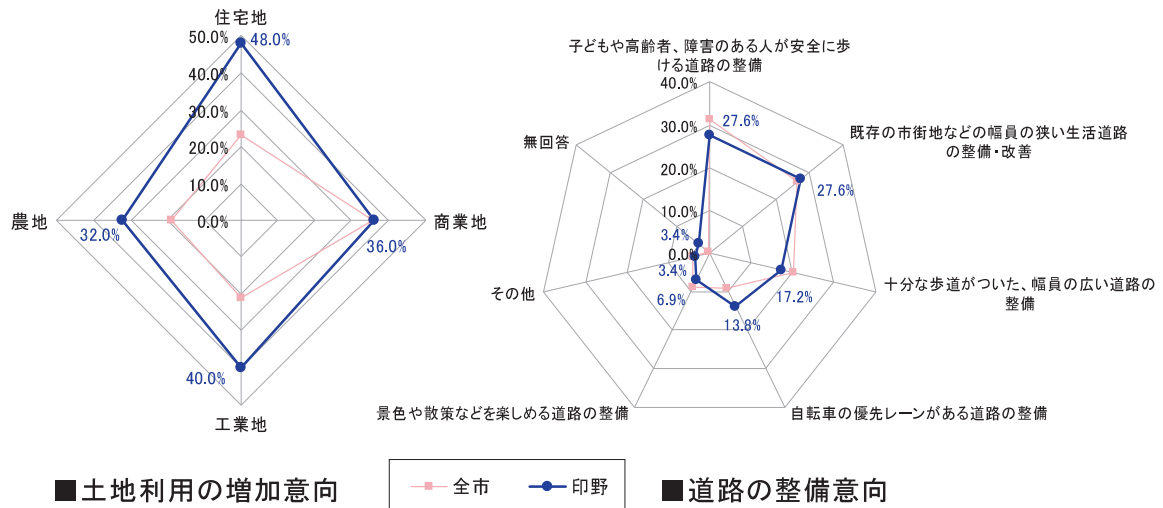


■土地利用現況図（印野地域）

《まちづくりに関する市民ニーズ》

○全市と印野地域との比較（市民アンケート調査の主な結果）

- ・住宅地の増加に関する意向が、全市よりも高くなっています。
- ・自転車の優先レーンがある整備に関する意向が、全市よりも高くなっています。



○比較的ニーズが高い項目（30%を超える施設整備のニーズ、市民アンケート調査結果）

- ・自然を満喫できる公園の整備（31.0%）
- ・生き物や植物が多い自然豊かできれいな川の整備（43.5%）
- ・誰もが水辺に親しめる親水空間の整備（30.5%）
- ・地域の文化・歴史を活かした景観の整備（42.9%）
- ・公共交通（バス）の必要性は、今は重要ではないが、将来を考えると必要（76.0%）

○地域別説明会における主な意見

- ・バリアフリー構想を早めに進めてほしい。
- ・高齢者が一日いて楽しめるような施設を気軽に巡回できる方法を検討してほしい。
- ・線引きの見直しをして住宅が建てられるようにし、人口が増えるようにしてほしい。
- ・高齢者が楽に医療施設に通えるよう交通手段を確保してほしい。診療所があれば好ましい。

2) 印野地域の主な課題

《安心定住》に関する地域の主な課題

- 少子・高齢化、人口減少社会への対応
 - ・ 集落地の生活利便性の向上
- 都市計画道路等の整備
 - ・ 団地間連絡道路の整備推進
 - ・ 生活道路の整備
 - ・ 公共交通の利用促進
- 防災と減災への両面からの対応
 - ・ 集落地の防災性の向上

《自然》に関する地域の主な課題

- 人の営みと自然との共生
 - ・ 集落地周辺の農地の保全・活用
- 自然環境と調和した活力あるまち
 - ・ 富士山麓の自然景観を活かした沿道景観の推進

《活力》に関する地域の主な課題

- 地域活力の維持や交流人口の拡大
 - ・ 団地間連絡道路沿いの生産機能の充実
- 地域活力の維持や交流人口の拡大
 - ・ 東富士演習場地域との調和

《交流》に関する地域の主な課題

- 地域活力の維持や交流人口の拡大
 - ・ 地域拠点の都市機能の向上
 - ・ 印野地域内循環バスの検討
 - ・ 印野地域スポーツ公園の改修

(2) 印野地域のまちづくり方針

印野地域のまちづくりのテーマ

自然・ふれあい・ゆとりとうるおいのまち、印野

～まちづくりの基本的な考え方～

既存集落地の生活環境の保全及び改善を図るとともに、生活利便機能が集積した地域は新たな住宅立地に向けた検討を図ります。また、地域外の人々との交流を育んでいける地域の実現に向け、御胎内清宏園や御胎内温泉などの観光施設の整備を推進するとともに、観光施設への交通アクセスの利便性向上に努めます。

《安心定住》に資する整備の方針

- ・(仮称)印野板妻線周辺や印野区・小木原区の一部においては、新たな住宅立地に向けた検討や地区計画等の導入により、周辺の自然環境との調和を図りつつ、ゆとりある住宅地の整備を促進します。
- ・(一) 五本地御殿場線沿道を中心とする集落地は、周辺に広がる農地、樹林地等との調和を図りつつ、生活利便性の向上に必要な施設整備を推進します。
- ・生活道路については、歩道整備や舗装改良など、子どもや高齢者、障がい者が安心して移動できる交通施設の整備を推進します。
- ・本地域の市街地や集落地など建物が密集する地区は、排水対策、地震対策等のほか、道路の拡幅や建築更新時における壁面後退を促進します。
- ・地域内を循環するコミュニティバス※¹等の運行を検討します。

《自然》に資する整備の方針

- ・集落地周辺に広がる田園地等は、御殿場らしいのどかな景観が残された地区として、農業生産機能の維持を図るとともに、農業を通じたふれあいを深める場の形成に努めます。
- ・団地間連絡道路の整備により富士山の風景を活かしたまちづくりを推進します。

《活力》に資する整備の方針

- ・団地間連絡道路及び地域計画関連道路は、(仮称)御殿場インターチェンジから本地域へのアクセス性向上など、市外及び他地域からの集客機能の向上を担う道路として整備を推進します。
- ・東富士演習場地域は、地域と共存共栄してきた歴史に鑑み、市民生活への影響に留意しながら、民生安定のための諸施策が講じられるよう、関係機関との協議を重ねていきます。

《交流》に資する整備の方針

- ・団地間連絡道路沿いの地区については、新東名高速道路の供用開始を視野に入れたアクセス道路の整備を進めます。

※1：地域での必要性や目的にあわせてルートや運行形態等を工夫し、より生活に密着した移動手段を提供するバスのこと。

- ・印野支所、印野小学校等の生活利便施設が集積する地域は、支所移転の検討を行うとともに、地域拠点として位置づけ、都市機能の向上を図っていきます。
- ・市民や来訪者が富士山麓の自然豊かな環境で余暇を過ごせるよう、御胎内温泉等の観光施設が集積する地域において、樹空の森を核とした御殿場リゾート富士の郷の整備を推進します。
- ・印野支所等の地域拠点や御胎内温泉等の観光施設などを連絡する循環バスの導入を検討します。
- ・多様な市民ニーズに対応するため、スポーツ公園丸尾パークの改修を図ります。

《重点整備の方針》

- 団地間連絡道路及び地域計画関連道路（（仮称）印野板妻線）の整備
- 地区計画等の導入による住宅地の創出と定住者対策
- 支所等の拠点施設及び周辺整備
- 公共交通の整備・拡充（地域内循環バス）

5-6 高根地域

(1) 地域の概況と課題

1) 地域の概況

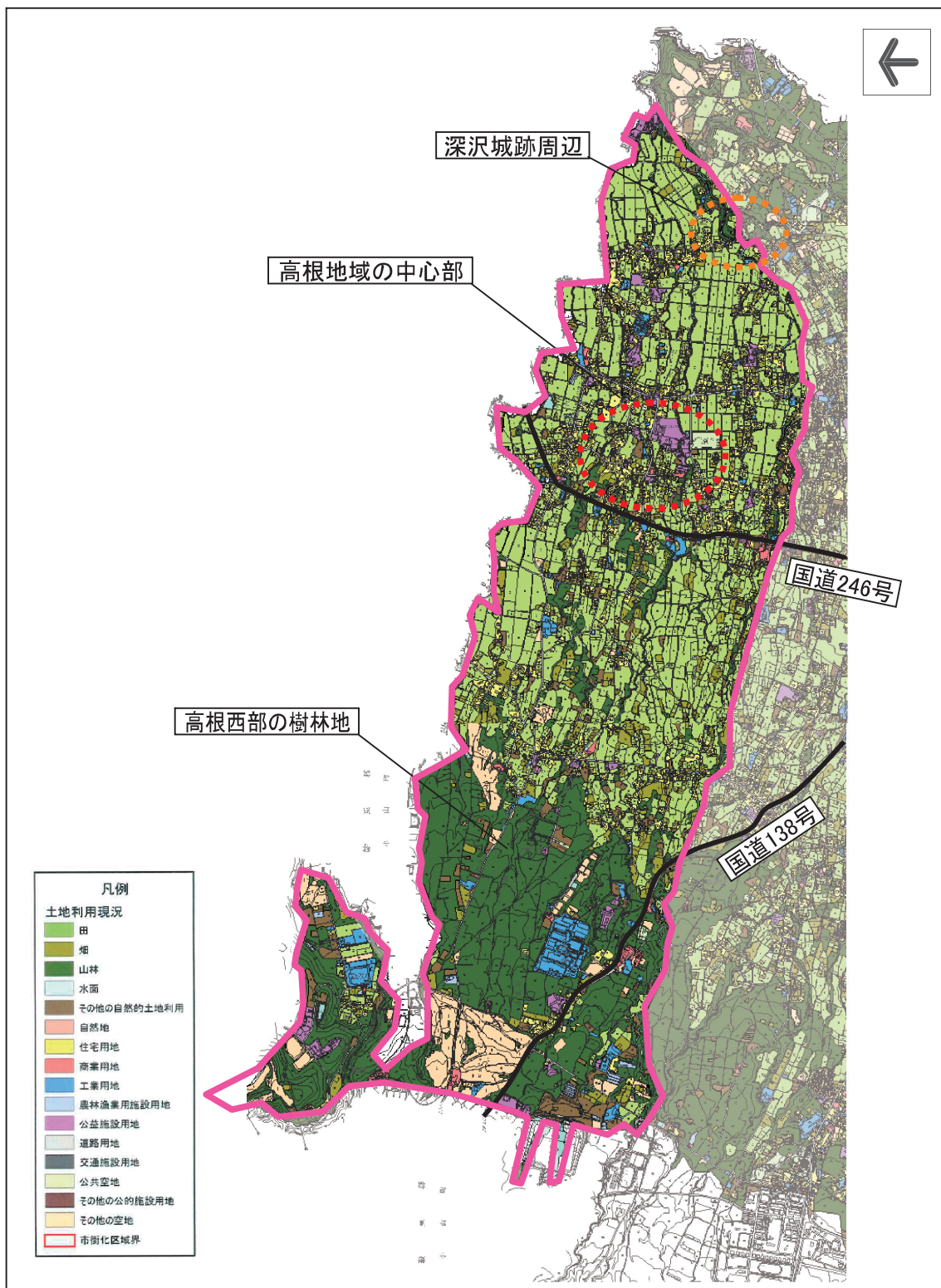
国道 246 号東側の高根支所周辺は、集落地や学校施設、広場等の施設が立地しており、生活利便施設が集積しています。

地域の中心部周辺には、湧水地や河川、優良農地等の自然環境が広がっています。また、地域に点在する湧水地や中小河川などにおいては、生物の生息・生育に適した水辺環境が形成されています。

地域西部に広がる富士山麓の森林は、豊かな自然林が多く、森林に囲まれる形で工業施設が点在しています。

人口状況					
注) 人口は都市計画基礎調査、高齢化率は平成 22 年 4 月の住民基本台帳の数値					
地域人口 (人)		人口増加率(平成 12~17 年)		高齢化率(65 歳以上)	
平成 12 年	平成 17 年	本地域	市平均	本地域	市平均
約 4,900	約 4,800	98%	103%	23.2%	18.2%
・平成 12 年から 17 年の 5 年間で、本地域の人口は約 2%減少しています。 ・本地区の高齢化率は 23.2%と本市の全体に比べ高くなっています。					
主要施設					
・(一) 須走小山線 ・(一) 足柄停車場富士公園線 ・(都) 御殿場高根線 ・(都) 高根西部幹線 ・(都) 茱萸沢棚頭線					
・都市公園はなし					
供用済合計—ha (1 人当り公園面積—m ² 市平均 2.72 m ² /人)					
地域の主な景観					
 高根地区田園風景			 わさび田		
 中郷館			 麒麟ディステラリー		

- 国道 246 号の東側に高根支所のほか住宅地や公共公益施設などの都市的土地利用が集積しています。
- 地域は田、畑、山林を主体とする自然的土地利用が中心となっています。
- 地域西部は一団の樹林地を形成しています。

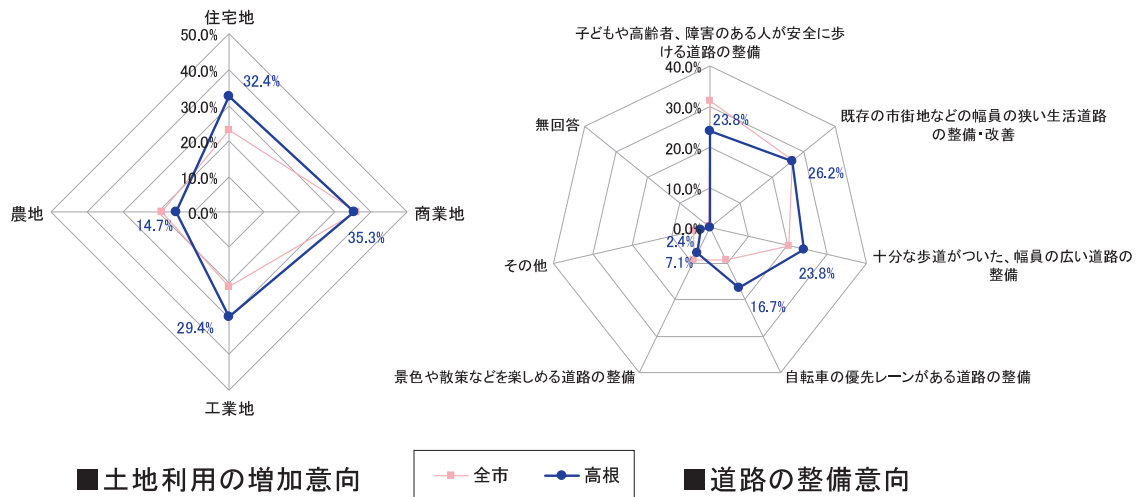


■土地利用現況図（高根地域）

《まちづくりに関する市民ニーズ》

○全市と高根地域との比較（市民アンケート調査の主な結果）

- ・住宅地の増加に関する意向が、全市よりも高くなっています。
- ・自転車の優先レーンがある道路整備に関する意向が、全市よりも高くなっています。



○比較的ニーズが高い項目（30%を超える施設整備のニーズ、市民アンケート調査結果）

- ・自然を満喫できる公園の整備（33.3%）
- ・生き物や植物が多い自然豊かできれいな川の整備（38.2%）
- ・住宅の耐震化（41.7%）
- ・河川や農地などの自然環境に関する景観の整備（33.3%）
- ・公共交通（バス）の必要性は、今は重要ではないが、将来を考えると必要（64.7%）

○地域別説明会における主な意見

- ・当地域が将来的に限界集落※¹とならないように、住宅地の創出が可能となる制度を適用した、人口減少を防ぐ手立てを早急に講じてほしい。
- ・新東名やアクセス道路による移転者が地域内に円滑に移転できるように、移転先の道路整備を含む移転調整にあたっては、市も加わってほしい。
- ・地域内の優良農地に対する環境の悪化を防ぐため、新東名の舗装方式については、凍結防止剤等を必要としない技術を採用するよう、市から関係機関に働きかけをしてほしい。

※1：過疎化などで人口の50%以上が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落のことを指す。

2) 高根地域の主な課題

《安心定住》に関する地域の主な課題

- 少子・高齢化、人口減少社会への対応
 - ・ 地域活力の維持に向けた定住促進
- 都市計画道路等の整備
 - ・ 歩行者の安全性確保に向けた生活道路の整備
 - ・ 国道 138 号の渋滞緩和
 - ・ 公共交通の利用促進
 - ・ 新東名高速道路等の整備に伴う移転者対策
- 防災と減災への両面からの対応
 - ・ 市街地や集落地の防災性の向上

《自然》に関する地域の主な課題

- 人の営みと自然との共生
 - ・ 田園、里山※1環境の保全・活用
- 自然環境と調和した活力あるまち
 - ・ 富士山麓の樹林地の保全
 - ・ 竜良川など豊かな水資源の保全・活用
 - ・ 自然とふれあえる河川の整備

《活力》に関する地域の主な課題

- 新たな産業の育成や支援
 - ・ 団地間連絡道路沿いの活用
- 生産性の高い農業の育成
 - ・ 優良な農地の確保
- 地域活力の維持や交流人口の拡大
 - ・ 樹林地を活用した交流促進

《交流》に関する地域の主な課題

- 地域活力の維持や交流人口の拡大
 - ・ (仮称) 御殿場インターチェンジ周辺の有効活用
 - ・ フェニックス短大跡地及び周辺の土地利用

※1：昔から山菜等の採取や炭焼、落葉の堆肥化などに利用されてきた自然林で、人の営みと自然が共存している地域のこと。近年、自然と身近にふれあえる空間として再評価されている。

(2) 高根地域のまちづくり方針

高根地域のまちづくりのテーマ

水と、稲穂と、ふれあいの郷、高根

～まちづくりの基本的な考え方～

市の穀倉地帯として位置づけられる田園環境、地域内に点在する湧水地、清涼な竜良川などの自然環境を維持、保全しながら、これら資源をまちづくり活用するための検討を図っていきます。また中心地区においては無秩序な市街化を抑制しながら、人々の交流の場の形成を図っていきます。

《安心定住》に資する整備の方針

- ・高根支所周辺は、農村集落や学校施設、広場等の施設が立地していることから、生活道路への歩道設置など、生活利便性の向上に必要な施設整備を目指していきます。
- ・地域活力の維持に向け、既存集落地のまとまりや周辺の営農環境に配慮しつつ、集落内や集落地周辺において、地区計画制度等の活用や優良田園住宅制度の導入による住宅地の創出を促進します。
- ・国道 138 号については、交通の利便性の向上を図るため、渋滞緩和に向けた整備を検討します。
- ・本地域の市街地や集落地など建物が密集する地区は、排水対策、地震対策等のほか、道路の拡幅や建築更新時における壁面後退を促進します。
- ・市の主要な施設との連絡や、高根支所などの地域の主要諸施設等を循環するバス運行の検討を進めます。

《自然》に資する整備の方針

- ・国道 246 号及び新東名高速道路に囲まれた区域や、良好な田園や里山環境が残る地域は、できる限り既存の緑地や水辺を保全・活用し、生態系にも配慮したほ場整備を推進します。
- ・ほ場整備が完了している地域は、農業生産活動の場として効率的な利用を進め、良好な営農環境の維持・充実を図ります。
- ・地域西側に広がる富士山麓の樹林地は、地域が一体となって適切な維持・管理に努め、良好な緑地環境や水源地の保全を図ります。
- ・竜良川、つつじ川及び点在する湧水池においては、生物の生息、生育に適した水辺環境の保全や自然と触れ合える河川として整備を推進します。

《活力》に資する整備の方針

- ・高根西ふれあい広場周辺は、森林とのふれあいが楽しめる場として、「市民の森」の整備を推進します。
- ・団地間連絡道路沿いの地区については、恵まれた自然環境や交通条件を活かし、観光・交流・保養に資する施設整備を推進します。

- ・新東名高速道路の（仮称）御殿場インターチェンジ周辺は、（仮称）水土野インターチェンジ周辺とともに良好な自然環境と調和を図りつつ、地域の活力の創出に向け土地利用の適切な規制・誘導を図ります。
- ・農産物の生産加工販売までを総合的に行う第6次産業の普及を促進します。

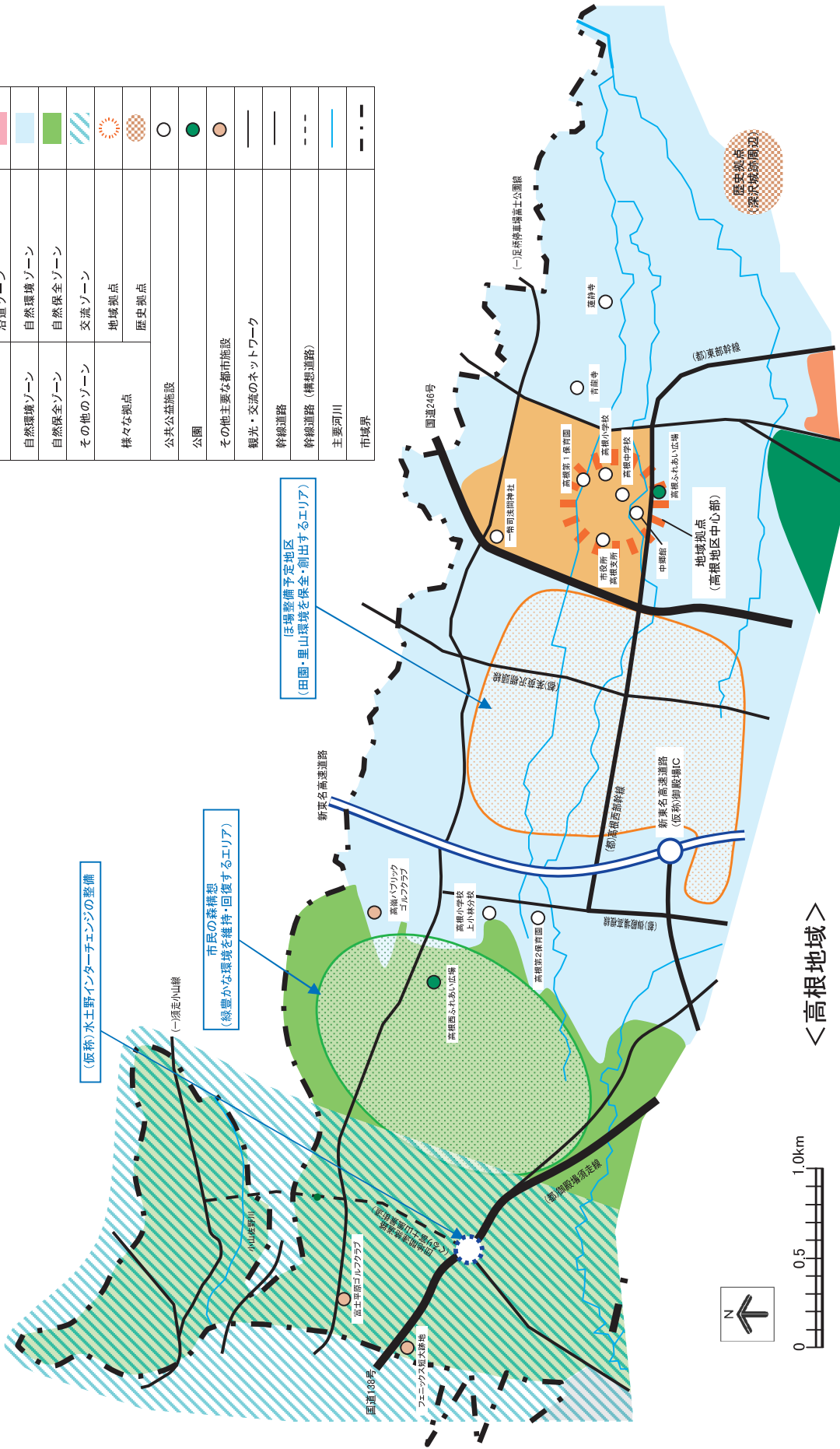
《交流》に資する整備の方針

- ・新東名高速道路の（仮称）御殿場インターチェンジ開設に伴うランプ周辺は、農地等の周辺環境に配慮しつつ、地域住民の合意形成を踏まえ、業務系土地利用のための基盤整備の可能性について検討をします。
- ・団地間連絡道路は、観光・レクリエーション拠点間の連携や工業・流通ゾーンへの連絡機能を担う道路として整備を推進します。
- ・フェニックス短大の跡地及び周辺の土地利用については、文化・スポーツ施設等、交流ゾーンにふさわしい新たな土地利用の誘導を検討します。

《重点整備の方針》

- 住宅地の創出及び定住者対策（優良田園住宅制度）
- 公共交通の整備・拡充（地域内循環バス）
- 優良農地の整備と新東名インターチェンジへのアクセス道路の整備
- 新東名インターチェンジ周辺整備構想及び団地間連絡道路の整備

凡 例	
ゆとりの暮らし ゾーン	ふるさと・生活ゾーン
自然環境ゾーン	沿道ゾーン
自然保全ゾーン	自然環境ゾーン
その他のゾーン	自然保全ゾーン
様々な拠点	交流ゾーン
	地域拠点
	歴史拠点
公共公益施設	
公園	
その他主要な都市施設	
観光・交流のネットワーク	
幹線道路	
幹線道路（構想道路）	
主要河川	
市境界	



注) 上記の図は、隣接地域の施設も記載されている場合があります。



第6章 実現化に向けて

第6章 実現化に向けて

都市計画マスタープランは、目指すべき将来都市像の実現に向けて、本市の都市計画に関する基本的な方針を示すものです。

その実現にあたっては、総合計画や都市計画区域マスタープランなどの上位計画や関連計画との整合を図り推進していく必要があります。

また、計画的な事業の推進にあたっては、市民、企業、行政がまちづくりの目標や課題を共有し、それぞれの役割分担に応じた連携・協働のもと、まちづくりを推進していくことが必要となります。

これらを踏まえ、下記のとおり都市計画マスタープランの実現化に向けた取り組みを推進していきます。

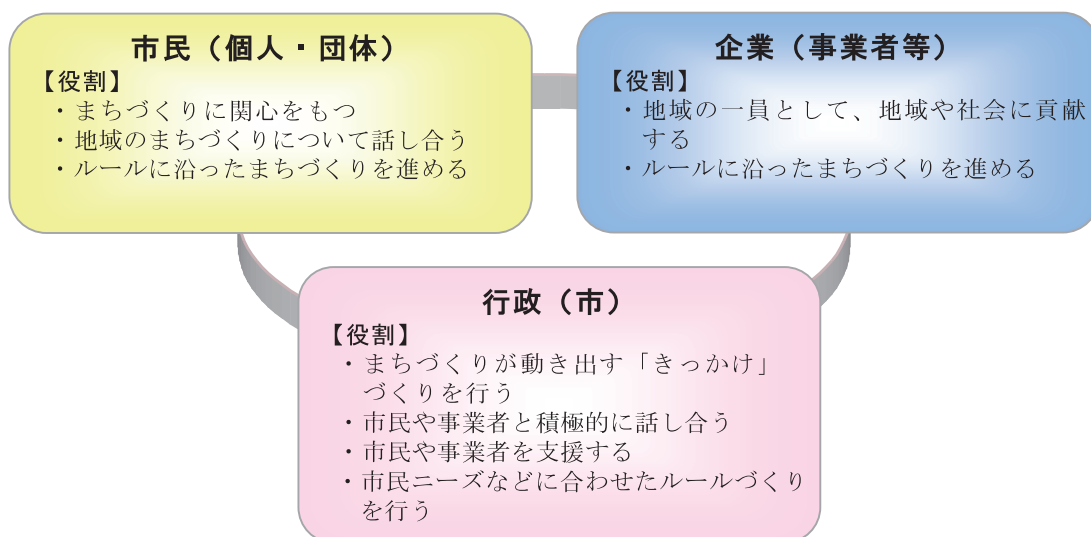
- 市民、企業、行政の協働によるまちづくり体制の構築
- 地域提案型まちづくりへの転換

『緑きらきら、人いきいき、御殿場』の実現

(1) 市民協働によるまちづくり

都市計画マスタープランに基づき、計画的かつ効果的な事業の推進や調整を図ります。事業の推進にあたっては、市民に開かれた行政を目指し、積極的に都市づくりに関わる情報を公開し、市民、企業と一体となった都市づくりを推進します。

市民主体の都市づくりに向けては、積極的な支援や援助を行うとともに、まちづくりに積極的に関わることができる人材の育成に努めます。また、必要に応じて、国、県、関係機関等への要請や調整、連携を行い、円滑で効率の良い計画の推進を図ります。



■市民・企業・行政の役割

市民・企業	行政
○行政が開催する説明会、公聴会、ワークショップなどへの参加 ○地域コミュニティ活動への参加 ○個々の建築、開発等において都市計画の方針への配慮 ○民有地の緑化や公共交通の利用促進等 ○まちづくり活動団体等の組織化 ○まちづくり構想の作成・提案 ○まちづくり事業への協力・実践	○都市計画マスタープランやまちづくりに関する情報提供 ○各種事業における実施時期の検討 ○まちづくりの活動への参加・協力 ○まちづくりに関する人材育成・支援 ○建築や開発等への適切な助言、指導 ○まちづくりの各種調査、関係者との調整 ○市民ニーズに合わせたルールづくり

(2) 地域提案型まちづくりへの転換

新しい時代にふさわしいまちづくりは、社会情勢の変化や、住民ニーズの多様化等に、柔軟・迅速に対応することが必要です。

このため、行政のみが主体となるまちづくりから転換し、協働のまちづくりと合わせて、熱意のある地域を中心としたモデル地域の指定など、地域住民の発意と行動による地域提案型のまちづくりを進めます。

1) 都市基盤整備の推進

①都市施設の整備

都市計画マスタープランにおいて、都市の骨格を形成する都市施設（都市計画道路、都市公園など）の整備については、戦略的・計画的に事業を進める必要があることから、市民、企業、行政の連携・協働のもと、整備を推進していきます。

②まちなか環境改善

市街地や集落地などの建物が密集する地区は、土地区画整理事業等や地区計画制度等による地域住民からの提案やニーズを計画反映できる制度を活用し、必要となる主要な区画道路や公園等の整備を推進します。

2) 地区計画制度等の活用

地区計画は、用途地域等の規制・誘導制度と調和を図りながら、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールを定めるほか、周辺環境との調和や良好な景観形成を図りつつ地域の立地特性や資源を活かした効果的かつ戦略的な整備を進めるなど、計画策定の段階から地区住民等の意向・提案を十分に反映し、地域の魅力や活力の創出に向けた住民参加によるまちづくりを目指す有効な手法の1つです。

都市計画マスタープランで位置づけられた方針・計画の実現に向け、地区計画制度等の活用により整備を推進します。

■地区計画とは

街区などの一定のエリア、あるいは共通した特徴を持つ地域を単位として、道路や公園等の配置、建築物の用途等に関する事項を一体的に定めるまちづくりのルールで、都市計画として定めます。

地区計画を定めると、建築基準法等の制限の一部が地区計画の内容に置き変わること、建築行為や開発行為を行う場合に、守らなくてはならない地区独自のルールが決定されます。

存在するまちの問題や住民からの要望などの例

街の中心

- ・道路が狭く、歩道もなく、歩きにくい
- ・御殿場らしい、歴史や文化がある風景が失われている

住宅地

- ・隣の空き地に工場が建ったらどうしよう
- ・緑が多く、魅力的な街並みをつくれないうるか

郊外

- ・まちの魅力向上や環境改善のため、住宅地や施設を立地したいが、規制が厳しい
- ・工場等を立地したいが、規制が厳しい

このようなとき「地区計画」を活用したまちづくりを推進する。

これらのまちの問題や不安を解消するため、「地区計画」の活用が有効となる。地区計画は、行政が主体的に進めるほか、住民発意に基づき進めることが可能である。

地区計画前



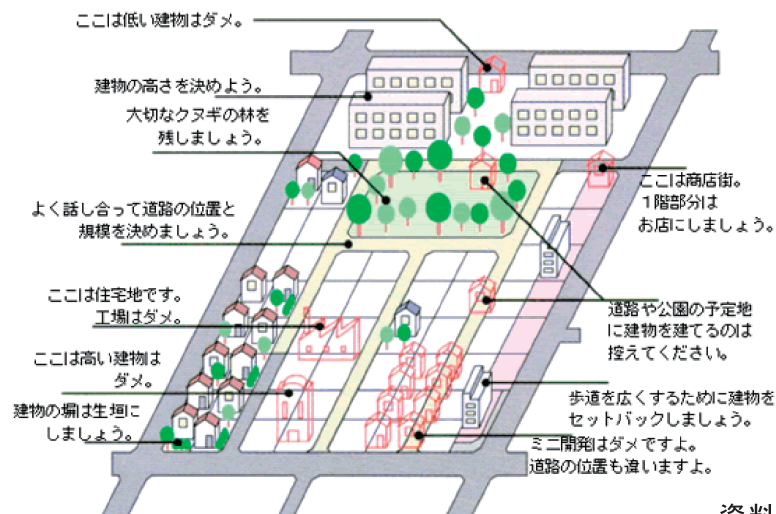
地区計画後



狭い道路の改善や、周辺環境にふさわしい建築物等の誘導が可能となる。

また、建築物の高さや色彩等もルールのなかできめることが可能となる。

※)写真:東京都江戸川区HPより

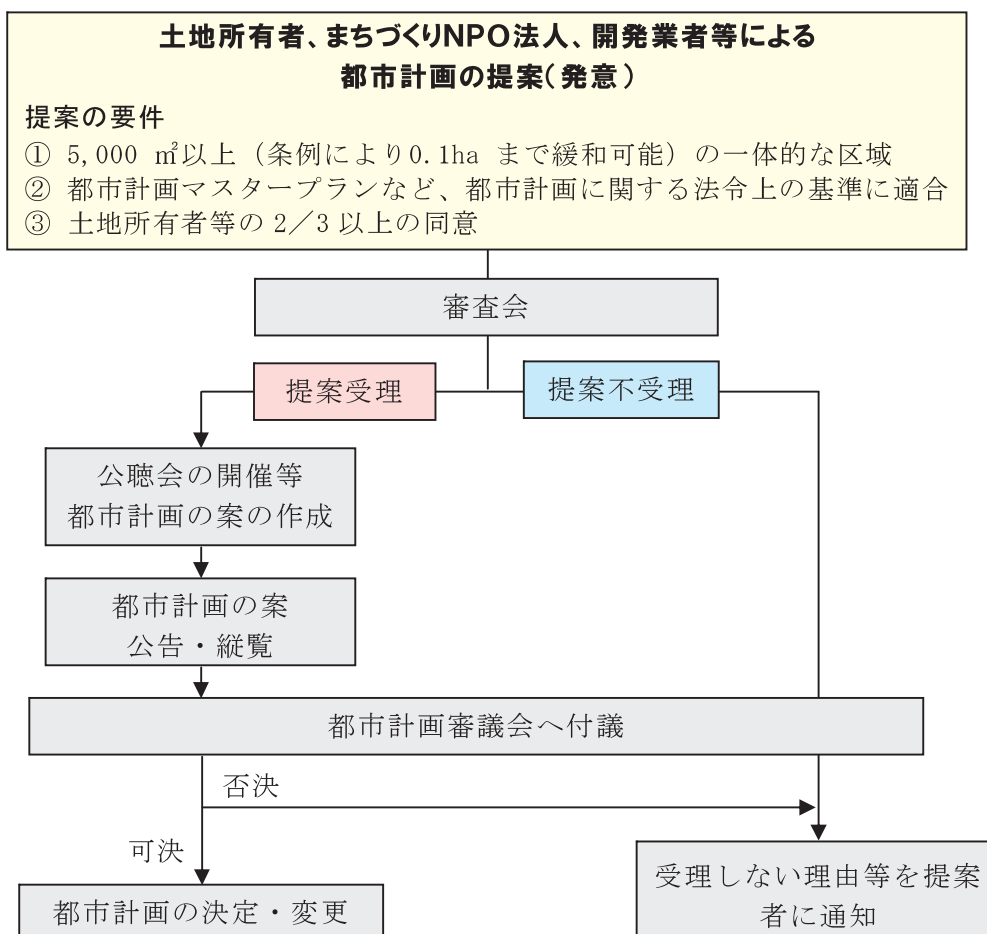


資料：国土交通省

■地区計画による整備イメージ

3) 都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度は、平成 14 年の都市計画法の改正により創設された新しいまちづくりの仕組みであり、土地所有者やまちづくりNPO法人などが一定の条件を満たしたもとの、都市計画の決定または変更の提案をすることができる制度です。「都市計画提案制度に基づく地区計画の提案」など、協働のまちづくりを推進する有効な手段として活用することが出来ます。



4) 良好な景観形成と地域提案型まちづくり

景観法の施行により、良好な景観形成に関する市民・企業・行政の責務が明らかにされるとともに、強制力を伴う法規制の枠組みが用意されることとなりました。

景観法では、景観協議会・景観整備機構などの市民等と行政の協働による取り組みや、住民等による景観協定などのルール作り、景観計画の住民等による提案制度などが準備されています。景観行政は住民に最も身近な、基礎的な自治体である市町村が「景観行政団体」として運営するようになり、また、市民等による提案や協働による取り組みも期待できることから、景観行政団体の早期移行を目指しつつ、良好な景観形成に向けた地域提案型まちづくりの実現に向け適切に対応していきます。

景観法による行為規制と支援の仕組み



景観計画

景観行政団体が、景観行政を進める場として定める基本的な計画

- 景観行政団体が策定し、区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める
- 届出・勧告対象の行為は、条例で付加・除外どちらも可能
- 棚田の保全や耕作放棄対策など農山漁村の良好な景観の形成を図るためのツールも整備
- 景観重要公共施設として道路や河川を位置付け、景観に配慮した整備や景観の視点を加味した占用許可が可能

資料：国土交通省



参 考 資 料

用語一覧

あ 行

アセットマネジメント

道路や橋等を資産として捉え、道路構造物の状態を客観的に把握・評価し、いつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮し、計画的かつ効率的に管理すること。

アクセス

目的地へ連絡するための交通の便や手段。

アダプトプログラム

アダプト（ADOPT）とは英語で「〇〇を養子にする」の意味で、一定区画の公共の場所を養子にみたて、市民が里親になって養子の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援するもの。

(一)

一般県道の略。

NPO

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある大気中の二酸化炭素やメタンなどの総称。

か 行

回遊

目的地だけで完結せずに、目的外の施設などにも立ち寄ること。

完全失業率

「労働力人口（15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの）」に占める「完全失業者（次の3つの条件を満たすもの、①仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）②仕事があればすぐ就くことができる③調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む。））」の割合。

涵養

降雨・河川水などが地下浸透して水が補給されること。

狭（きょう）あい道路

自動車のすれ違いが困難など、幅員が狭（せま）い道路。

景観法（平成16年法律第110号）

平成17年6月1日に全面施行された、我が国で初めての景観に関する総合的な法律であり、良好な景観の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、強制力を伴う法的規制の枠組みを用意することとしている。

限界集落

過疎化などで人口の 50%以上が 65 歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落。

建築協定

一定の区域内の土地所有者等の全員の合意のもとに、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定。

交換分合

分散している農地を、区画や形、状態を変えずに所有権などの権利を地域ぐるみで交換して、農地を使いやすくまとめること。

御殿場型 NPM (New Public Management [ニューパブリックマネジメント])

NPMとは、New Public Management (ニューパブリックマネジメント) の略で、「新公共経営」と訳され、行政に民間企業の経営理論や経営手法を導入することで、効率的で質の高い行政サービスの提供を目的とする。また、御殿場型とは、単に効率性だけを追求するのではなく、心が通い、温かさや思いやりをもって、市民とともに行政経営を行っていくことを意味する。

コミュニティ

居住する人々が共同体としての意識を持って生活する一定の地域や、その人々の集団。

コミュニティバス

地域での必要性や目的にあわせてルートや運行形態等を工夫し、より生活に

密着した移動手段を提供するバスのこと。

さ 行

里山

昔から山菜等の採取や炭焼、落葉の堆肥化などに利用されてきた自然林で、人の営みと自然が共存している地域のこと。近年、自然と身近にふれあえる空間として再評価されている。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域および、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域（都市計画法第 7 条第 2 項）。市街化区域の中では、12 種類の用途地域が必ず定められ、その用途に応じた建築規制を受ける。

市街化調整区域

優れた自然環境や農地を守るため、市街化を抑制する区域（都市計画法第 7 条第 3 項）。

市街地開発事業

木造建築物が密集し、土地利用状況もが著しく不健全であり、災害の危険性がある地区等で、都市再開発法に基づき、細分化された土地を統合し、不燃化・中高層化した共同建築物を建築し、あわせて道路や公園等の公共施設の整備を行う事業。

自然トレイル計画

森林などの小道を活用し、散策などを行う活動の計画。

(主) _____

主要地方道の略。

循環型社会 _____

環境への負荷を減らすため、廃棄物を抑制し、資源の適正な循環的利用が促進され、天然資源の消費抑制によって、環境への負荷ができる限り低減される社会。

親水機能 _____

豊かな自然のなかで水や緑、動植物とのふれあい、やすらぎの享受など、水に親しむことのできる機能。

ストック _____

資源、資産。

スマートインターチェンジ _____

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ(IC)のこと。従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

生活道路 _____

地域で日常生活のために使われている道路。

製造品出荷額等 _____

1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出た廃物の出荷額の合計。

線引き _____

計画的な市街地の形成を図るため、都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域とに分ける制度。

た 行

滞在型施設 _____

宿泊を伴う施設。レジャーやレクリエーション施設に宿泊施設の併設したもの、もしくは宿泊施設が単独で立地したもの。

地区計画 _____

地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区の目標・将来像や公共施設の整備、建築物に関する事項などを定める計画。

低・未利用地 _____

市街化区域内における田・畑等で、都市的な土地利用がなされていない用地。

デマンド型交通 _____

利用者の事前予約により乗合バスや乗合タクシーによる運行を行うこと。利用可能地域・時間帯のみ定め運行ルート・停車地はその都度定める方法や、運行ルート・時間・停車地を定めておき予約があった場合のみ運行する方法等がある。一般的に小型車両が用いられる。

電線類の地中化 _____

電線（電力線・通信線等）および関連施設を地中に埋設すること。

(都) _____
都市計画道路の略。

都市計画区域 _____

自然的条件や社会的条件、人口、土地利用、交通量などを勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域（都市計画法第5条）。

都市計画道路 _____

健全な市街地の形成と活力ある都市形成に寄与するため、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路をいい、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類に分けられる。

都市施設 _____

都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設。道路・鉄道などの交通施設や、公園等の公共空地、電気・ガス・上下水道などの供給処理施設、教育文化施設などを指す。

土地区画整理事業 _____

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の利用形態の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業。

な 行

年間商品販売額 _____

調査前年度の商品販売額（各事業所

の卸売・小売の販売額の合計）をいい、消費税を含んだ額である。

は 行

バリアフリー _____

障がい者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと。また障壁が取り除かれた状態。

ほ場整備 _____

小さな区画の農地を、大きな区画に整理し、併せて用排水路、農道などを計画的、効率的に配置するとともに、農地の集団化を図り生産性を向上させるための整備を行うこと。

ま 行

面整備 _____

まとまった相当規模の区域で、道路・公園・下水道等の施設整備を、宅地開発と一体的に行うこと。土地区画整理事業等が含まれる。

や 行

遊休農地 _____

耕作がなされておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地のこと。耕作放棄地ともいわれる。

優良田園住宅制度

「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づき、担い手不足や耕作放棄地の増大などの課題を抱える地域を対象に、ゆとりある田園住環境の形成を通じて、定住の促進や交流の拡大などを目的とした制度。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

障壁を取り除くことをバリアフリーというのに対し、はじめから障壁を作らないという考え方がユニバーサルデザイン。

ユビキタス社会

あらゆるものがネットワークを構成し、誰もがいつでもどこでも自在に情報やサービスを手に入れることが可能となる社会。

用途地域

都市機能の維持・増進、居住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率などについて制限を行う制度。

ら 行

ランドマーク

モニュメント（記念碑）、特徴のある建物・構造物のように容易にそれと気づくことのできるようなもの。

ランプ

高さが異なる 2 つの地点を結ぶ、自動車用の傾斜道路または通路。

緑地協定

都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により結ぶ協定。

レクリエーション

仕事や勉強などの疲れを癒し、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養、娯楽。

みんなの声を活かす意見公募（パブリックコメント）における主な意見（要旨）

平成 22 年 8 月 17 日（火）から平成 22 年 8 月 31 日（火）まで
意見提出者 男 4 名、女 2 名

- 1 サブタイトル「地域活力の創出と安全・安心のまちづくり」が良い。マスタープランの方向性が示されている。
- 2 これからの社会では環境面でも経済面でも持続可能であること（サステイナブル）がさらに重要視されてくるので、マスタープランにこのような観点が盛り込まれていてよかったと思う。
- 3 《活力》或いは《交流》という分野では、民間の力を大いに利用すべきだと思う。そのためには思い切った規制緩和も必要。
- 4 市民が安心して暮らすためには安定した就業環境が必要であり、そのためには地場産業の振興や企業誘致が大切だと思う。
- 5 地域別構想の御殿場地域では、《重点整備の方針》の中に「滞在型施設、道の駅などの拠点整備とあるが、これはいいアイデアだと思う。アウトレットや時の栖のおかげで御殿場市への流入人口はかなりのものと考えられるが、これらの人たちを滞留させて交流を促進することは地域の活性化にも大いに寄与するものと思う。
- 6 都市計画法が改正されて大規模開発が出来なくなった現在、マスタープランを実現させていくためには地区計画の手法を使うことが有力な手段になると思う。
- 7 J R 御殿場駅周辺は、子供やお年寄り、障がい者の皆さんも利用しやすいように、歩道の整備や段差の解消等、バリアフリー化を推進して欲しい。
- 8 ただ規制を強めるだけではなく、締めるところは締め、緩めるところは「ある程度」まで緩めて、そのエリア住民の自主性に「地域活力」を持たせるようなプランをたてて欲しい。
- 9 新橋深沢線の早期延伸開通も含め、J R 御殿場駅を中心に、道路整備やバス経路の変更などが成功すれば、『新しい御殿場の顔』と成り得る、とても魅力ある街づくりが期待できる。
- 10 市民にとって身近かな、特に学校周辺の生活道路に歩道を完備することを強く望む。
- 11 既存の森や林をできる限りそのままの状態を利用し、森や林の中を安心して市民が散策できるような遊歩道を整備してほしい。木陰を多く残すことで、今年のように暑さが厳しい夏の日でも、涼を求めて多くの市民が公園に足を運ぶことでしょう。

- 12 観光面からはもちろん、市民が利用する面からも、駅西側の整備は良かったと思う。それに比べ東側は、大型バスが利用するにはまだ不便なので、さらなる整備をお願いしたい。
- 13 各地域に、市外からの来訪者が見てわかりやすい案内板があるとよいのでは。
- 14 西部地域は高根穀倉地帯の水源。冬期に路面の凍結防止剤が周辺の御殿場名産品である、水かけ菜への付着、水路に、大気に、利用する車にも付着し、錆の原因にもなります。また、現東名の岐阜県伊吹SA付近で実施している、道路ヒーティングを行い、凍結防止剤等の薬品を使用しない、クリーンな新道路建設を要望する。
- 15 富士山を中心とした景観・自然環境・清らかな空気と水・文化などの魅力を生かしたまちづくりが必要。市民が郷土に誇りを持てる街づくりを通じ、市民として世界の人を迎える気持を持てるようにする。
- 16 富士山を望む施設を積極的に誘導してほしい。
- 17 地元産業に優遇措置を施さなければ御殿場市が努力しても大手企業がそこから得られる利益を独占して行く。
- 18 クリーンエネルギーの活用・エコ車両の優遇・オーガニックの農産物などを通し御殿場市が自然保護に積極的な都市であることを世界にアピールする。
- 19 観光と言ってもそこで何が体験できるかも重要な要素になっている。芸術村を作り上げるのも良いと思う。職人、芸術家への優遇措置があれば集まる人も多くなると思う。
- 20 市内循環バスは絶対に必要だと思う。効率的にも大型バスでなく、小型のハイブリッドバスか、電動バスが良い。市内の大手企業にもバス停を設け、企業からも協賛金を取りながら運営する。ワンコイン市営バスの形が取ればベストだろう。
- 21 東山地区を文化地域にしていく案に賛成。この地域は古くから政財界人・文化人の別荘が数多くあり、箱根山の麓で自然も多く残されている。青少年会館の跡地は文化・芸術村を作るには最適ではないだろうか。東山湖の周囲や黒沢明邸付近の土地も活用する。
- 22 『わらじ』をキーワードに、『富士山』をシンボルとしたまちおこしを望む。
- 23 『汽車ぽっぽ』の作詞家『富原 薫』生誕のまちとして御殿場をアピール。
- 24 街の明かり、街灯など、防犯面とともに景観を考慮したおしゃれなものを数多く配置してほしい。人が多く集まるところには、ベンチと一体化した明かりなどがあると美しいと思う。

平成 21 年度・平成 22 年度

御殿場市都市計画マスタープラン懇話会 構成員名簿

氏 名	選 出 区 分 等
池谷 浩通	各種団体に属する者（御殿場地区）
杉山 しず子	各種団体に属する者（富士岡地区）
三澤 五朗	各種団体に属する者（原里地区）
大胡田 幸久	各種団体に属する者（玉穂地区）
池谷 隆司	各種団体に属する者（印野地区）
田代 祐一郎	各種団体に属する者（高根地区）
☆勝又 重春	知識と経験を有する者（勝又重春設計事務所代表）
小宮山 房江	知識と経験を有する者（KOMIデザインスタジオ主宰）
★今関 智子	知識と経験を有する者（今関智子司法書士事務所代表）
渡邊 信幸	関係行政機関の職員（沼津土木事務所御殿場支所長）
遠藤 誠	関係行政機関の職員（東部農林事務所御殿場支所長）

☆：座長

★：副座長

平成 21 年度 御殿場市都市計画マスタープラン庁内検討委員会名簿

氏 名	所 属
★杉山 泰芳	くらしの安全課 課長
後藤 正孝	商工観光課 課長
杉山 実	市街地整備課 課長
井澤 正和	建築住宅課 課長
長田 清一	土木課 課長
岩田 光治	防災対策室 室長
杉山 良治	教育総務課 課長
杉山 直毅	企画課 課長
勝間田 喜晴	演習場渉外課 課長
芹澤 彰	社会福祉課 課長
寺田 壽賀子	子育て支援課 課長
芹澤 貞夫	環境課 課長
鈴木 勝	農林課 課長
☆伊倉 富一	都市計画課 課長
長田 忠一	事務局（都市計画課）
鈴木 博	事務局（都市計画課）

☆：委員長

★：副委員長

平成 22 年度 御殿場市都市計画マスタープラン庁内検討委員会名簿

氏 名	所 属
★杉山 泰芳	くらしの安全課 課長
内田 治夫	商工観光課 課長
杉山 達夫	都市整備課 課長
井澤 正和	建築住宅課 課長
長田 清一	土木課 課長
岩田 光治	危機管理室 室長
杉山 良治	教育総務課 課長
勝間田 喜晴	企画課 課長
勝又 保彦	演習場渉外課 課長
中村 信生	社会福祉課 課長
高杉 美佐子	子育て支援課 課長
芹澤 貞夫	環境課 課長
勝又 英夫	農林課 課長
☆長田 忠一	都市計画課 課長
志水 政満	事務局（都市計画課）
川合 良伸	事務局（都市計画課）

☆：委員長

★：副委員長

御殿場市都市建設部都市計画課

〒412-8601 御殿場市萩原483番地

TEL:0550-82-4240

FAX:0550-82-4232

E-mail:keikaku@city.gotemba.shizuoka.jp